

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月15日

【会計年度】 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日

【発行者の名称】 インドネシア共和国
(Republic of Indonesia)

【代表者の役職氏名】 財務省 予算財務・リスク管理局局長
ルキー・アルフィルマン
(Luky Alfirman, Director General of Budget Financing
and Risk Management of the Ministry of Finance)

【事務連絡者氏名】 弁護士 月 岡 崇
弁護士 山 下 淳
弁護士 福 原 亮 輔
弁護士 二本松 直 樹

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注)

1. 別段の記載のない限り、本書において、「発行者」、「インドネシア」または「共和国」とはインドネシア共和国をいい、「政府」とはインドネシア政府をいう。
2. 別段の記載のない限り、本書において、「ルピア」はインドネシア共和国の通貨を、「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨を、「ユーロ」は欧州共同体設立条約（その後の修正を含む。）に基づき単一通貨を採択する欧州連合の一部加盟国の通貨を、「円」は日本国の通貨を指す。2018年5月9日現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客直物電信売買相場のルピア（参考相場）および米ドルの日本円に対する仲値は、100ルピア＝0.78円および1米ドル＝109.31円であった。本書において記載されている外国通貨の円への換算は、かかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。
3. インドネシア共和国の会計年度は、12月31日に終了する。
4. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

第 1 【募集（売出）債券の状況】

募集

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名
第 1 回インドネシア共和国 円貨債券（2017）	2017年 6 月	400億円	0 円	400億円	該当なし
第 2 回インドネシア共和国 円貨債券（2017）	2017年 6 月	500億円	0 円	500億円	該当なし
第 3 回インドネシア共和国 円貨債券（2017）	2017年 6 月	100億円	0 円	100億円	該当なし

当会計年度中に、上記の債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

売出

該当なし

第 2 【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(注1) 参考のために、本セクションに含まれる共和国に関する一定の財務情報は、米ドル換算で表示している。別段の記載がない限り、ルピアから米ドルへの換算、または米ドルからルピアへの換算は全て、当該情報が関係するその日現在においてインドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行（以下「BI」という。）が公表するルピアと米ドルの仲値、すなわち、買値と売値の仲値（以下「BI仲値」という。）を用いて行われる。ただし、これらの換算は、当該ルピア建ての金額が当該米ドル建ての金額を実際に表すものと解釈されるべきではなく、また、表示されるレートその他のレートによって当該米ドル建ての金額に換算されるものと解釈されるべきではない。2018年5月9日現在のBI仲値は、1米ドル＝14,074ルピアであった。さらに、別段の記載がない限り、本セクションにおけるルピアの米ドル以外の通貨への換算、または米ドル以外の通貨からルピアへの換算も全て、当該情報が関係するその日現在においてインドネシア銀行が公表するルピアとその他通貨のBI仲値を用いて行われる。

(注2) 本セクションに含まれる記述の一部は、将来に関する記述である。過去の事実ではない記述は、将来に関する記述に該当する。将来に関する記述は、「可能性がある」、「であろう」、「期待する」、「意図する」、「見積る」、「見込む」、「考える」、「目標とする」、「引き続き行う」その他同様の表現の使用により識別することができる。特に、インドネシア経済、財政状況、債務または見通しは、将来に関する記述に該当する。これらの記述は、共和国の現在の計画、目的、仮定、見積りおよび予測に基づいたものである。

将来に関する記述は、それらの計画、目的もしくは仮定が設定され、または見積りや予測が行われた日現在の状況について記載しているに過ぎず、それらの記述には内在するリスクおよび不確実性が含まれる。共和国は、将来の記述に関する共和国の予測の変更またはかかる記述の基礎となった事象や条件、仮定および状況の変化を反映するために、本セクションに含まれる将来に関する記述について、公式・非公式を問わず見直しまたは修正を公表する義務または確約を明示的に放棄する。共和国は、いくつかの重要な要因により、実際の結果が将来に関する記述に含まれる結果と大きく異なる場合があると注意喚起している。したがって、将来に関する記述を過度に信頼すべきではない。

(注3) インドネシアは、国際通貨基金（以下「IMF」という。）が加盟国の情報の適時性および質の改善を目指して定める、特別データ公表基準を採用している。この基準により、加盟国は、データの公表日を事前に示したスケジュール、いわゆる「公表カレンダー」（Advance Release Calendar）を提供することが求められる。インドネシアの場合、データを公表する正確な日付または「何日までに」公表するかを、公表カレンダーにおいて3か月前に発表する。このカレンダーは、IMFホームページ上に設けられた公表基準掲示板で公表される。

本セクションにおける統計データについては、統計の編集の透明性を高めるための全てのメタデータに関する手法の要旨も、IMFのホームページ上に設けられた公表基準掲示板で公表されている。インドネシアの公表カレンダーおよびメタデータはホームページ（<http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/ARCCtyCtgList.aspx?ctycode=IDN>）に掲載されている。

(注4) エネルギー・鉱物資源省が、インドネシア原油の月次および年次の平均価格を公表しているが、それは、一般的にインドネシア原油価格（以下「ICP」という。）と呼ばれる。ICPは、積載日確定後のブレント原油のスポット価格にアルファ（調整）を合算して計算される。積載日確定後のブレント原油のスポット価格とは、積載日確定後のブレント原油のスポット価格を公表するブラッツ社により公表された、インドネシア原油の平均価格であり、アルファは、原油の品質規格への適合性、国際原油価格の上昇および国家のエネルギー供給能力を考慮し、当月または直近の2か月（当月およびその前月）に公表された平均価格に基づいて計算される。政府はICPの計算方法を随時評価しており、ICPがインドネシア原油の世界市場価格により近づくよう、必要があればその計算式を見直す。政府は、会計処理その他様々な目的でICPを用いている。たとえば、財務省は、政府予算編成の基礎になる仮定にICPを用いている。下記「（5）財政 - (a)財政政策および租税制度の概要 - 政府予算」を参照のこと。

(注5) 本書において参照されているウェブサイトに掲載される情報または当該ウェブサイトを通じて取得可能な情報は、本書の一部を構成するものではない。本書に記載される全てのウェブサイトへの参照は、文字情報としての参照に過ぎない。

(1)【概要】



出所：測量地図庁（修正済）

(a) 位置、面積、地形および人口

地域

インドネシア共和国は、北をマレーシア、シンガポールおよびフィリピン、南をオーストラリアと接する地域に位置し、陸地の総面積が約1,913,579平方キロメートルとなる約17,504の島々（このうち957の島々に住民がいると推定されている。）からなる、世界最大の群島国家である。

インドネシアの主要な島は、スマトラ島、ジャワ島、バリ島、カリマンタン島（ボルネオ島としても知られており、同島の北部はマレーシアおよびブルネイに属している。）、スラウェシ島およびパプア（同島の東部はパプア・ニューギニアに属している。）である。インドネシアの国土は、西はナングロ・アチェ・ダルサラーム（以下「アチェ」という。）から赤道を越えて東はパプアまで、5,120キロメートルに広がっている。ジャカルタはインドネシアの首都かつ最大の都市で、ジャワ島西部の北部沿岸に位置している。

近年、政府は、スマトラおよびカリマンタンの各島の農地整備に向けた森林や原野の野焼きにより生じる煙霧その他の悪影響を解消するため、様々な対策を講じている。

火山災害およびその他の自然災害

インドネシアは、世界で最も火山活動と地震活動が活発な地域のうちの一つに位置している。三大リソスフェア（岩石圏）のプレート収束帯に位置していることから、大きな被害をもたらす火山噴火、地震および津波（アチェ州に甚大な被害をもたらした2004年の地震やその後のインド洋津波を含む。）を引き起こす可能性のある、地震活動の影響を受けやすい。これらの地質学的事象に加え、インドネシアは、豪雨や洪水などのその他の自然災害も被っている。これら全ての自然災害は、人命の損失、人々の強制避難および財産への被害をもたらし、よって、経済および発展に著しい影響を与えた。2016年12月にアチェ州で再び発生した地震により、約100名が死亡し、何百人もの負傷者ならびに家屋およびその他の財産に何百件もの損害が発生した。2017年11月には、インドネシアのバリ島の火山であるアグン山で複数回の噴火があった。これにより何千人もが避難することとなり、飛行機の運航に混乱が生じた。2016年の自然災害後の救援活動に関連した政府歳出の合計は、2.9兆ルピアであった。

人口

インドネシアの人口は、2017年に約262百万人に達し、中国、インドおよび米国に次いで世界第4位の地位を占める。人口が最も密集しているのはジャワ島（2017年の統計で推定約148百万人）で、首都ジャカルタの人口は2017年の統計で約10百万人と推定されている。

インドネシアの人口は若年層が多く、また増加している。政府の推定によれば、2017年には、人口の約26.8%が15歳未満、約43.6%が25歳未満であり、2010年から2017年までの人口増加率は年率1.3%であった。

2010年の国勢調査によれば、インドネシアの人口の約87.2%がイスラム教徒、9.9%がキリスト教徒であり、その他はヒンズー教徒、仏教徒およびその他宗教の信徒である。インドネシアの人口の大多数はマレー系であるが、スマトラ島のアチェ族、バタク族およびミナンカバウ族、ジャワ島のジャワ族およびスンダ族、マドゥラ島のマドゥラ族、バリ島のバリ族、ロンボク島のササク族、スラウェシ島のミナハサ族、マカッサル族、トラジャ族およびブギス族、カリマンタン島のダヤク族、パプアのダニ族およびアスマット族を含む300以上の民族が存在する。インドネシアの人口には中国系、アラブ系、ユーラシア系、インド系およびパキスタン系も含まれる。

インドネシアの公用語はマレー語を由来とするバハサ・インドネシア（インドネシア語）である。英語が広く用いられており、多くの中学校で教えられている。インドネシア全体で約500の言語・方言が話されている。

(b) 政治、外交、主要な条約

政治史および政党の歩み

インドネシアは、1605年から1945年の独立までの期間は、ほぼ継続的にオランダによる植民地支配下にあり、オランダ領東インド諸島として知られていた。オランダによる統治は19世紀のイギリスによる短期間の植民地支配により中断され、1942年から1945年の日本の占領により終了した。

インドネシアは1945年8月17日に独立を宣言し、同年に1945年共和国憲法（以下「憲法」という。）を採択した。憲法は制定以来幾度か改正され、現在に至っている（1949年から1959年に再公布されるまでは別の憲法が施行された。）。1966年に、政権はスカルノ大統領からスハルト将軍に委譲された。スハルト将軍は、1998年まで大統領を務めたが、1997年にアジア金融危機が発生し、それが、インドネシアにおける過去50年で最も深刻な干ばつ、輸出品価格の下落、ルピアの大幅な下落および急激なインフレと重なったことで、社会不安が広がり、それを受けて大統領を辞職した。

スハルト政権後は、インドネシアにおいて「*Reformasi*（改革）」と称される時代に入り、様々な政府機関の変更、司法、立法および行政機関の構造改革が断行された。1999年から2002年にかけて憲法が改正され、チェック・アンド・バランス（抑制と均衡）および権力分立が強化され、より直接的な民主制が定められた。憲法改正前およびスハルト政権時代は、政府がかなり中央集権的なものであった。スハルト大統領時代には権力は大統領に集中しており、軍部に議会の一定数の議席が割り当てられるなど、軍部が政府に多大な影響を及ぼしていた。スハルト政権後の憲法改正その他の政治改革の主な目的は、（ ）直接民主制の水準を高め、（ ）政府における軍部の影響力を抑え、（ ）地方政府に権限を分散し、（ ）司法制度の透明性と信頼性を高めることであった。

インドネシアの直近の大統領選挙は2014年7月に実施された。この選挙で、ジョコ・ウィドドが大統領に、モハマッド・ユスフ・カラが副大統領に選出された。任期は2019年までである。大統領候補は（副大統領候補と合わせて）個人が指名されるが、政党との関係および政党からの支持が選挙の結果に大きく影響する。したがって議会選挙の結果は、大統領選挙の行方を示す重要な指標である。

合計で15の政党（アチェ州の地方政党3党を含む。）が2014年の議会選挙に候補者を立てた。大統領選挙および議会選挙以外にも34の各州で州知事選挙が実施され、そこで州知事が5年の任期で選出される。

大統領、国民協議会（*Majelis Permusyawaratan Rakyat*）（以下「MPR」という。）、州議会および地方議会議員選出のための総選挙が、2019年4月にインドネシアにおいて実施される予定である。また、インドネシアの最も人口の多い4つの州（西ジャワ州、東ジャワ州、中部ジャワ州および北スマトラ州）の知事選挙を含む地方選挙が2018年6月に実施される予定である。インドネシアはこれまで滞りなく選挙を行ってきたが、一方で様々な社会政治的問題に直面し続けており、これまでも時折政情不安や社会・秩序不安に見舞われてきた。2000年以降、元大統領であるメガワティ、前大統領であるユドヨノおよび現大統領であるジョコ・ウィドドに賛成または反対して、数千ものインドネシア人がジャカルタおよびその他の国内都市でデモに参加している。デモは、燃料補助金または電気補助金の削減、国有財産の民営化、汚職防止措置、地方分権および地方自治、元政府職員およびその家族の不正行為ならびに中東における米国主導の軍事行動を含む、特定の問題についても行われている。さらに最近では、2017年2月および4月にジャカルタで行われた知事選挙が、宗教的意味合いを帯びた抗議行動に発展した。2017年4月に行われたジャカルタ州知事選挙においては、前教育文化相であるアニス・バスウェダンが、当時現職であったバスキ・チャハヤ・プルナマを抑えて当選した。バスキ・チャハヤ・プルナマは、後に宗教冒瀆罪で有罪判決を受けた。これらのデモは通常平和的であったが、暴力的になる場合もあった。近年のジャカルタの知事選挙を取り巻く事象から明らか

であるように、インドネシアにおける政治活動は、さらなる社会的騒動に繋がりをうる一定の政治および社会不安をもたらす可能性がある。

最近の選挙

2014年4月9日に議会選挙が滞りなく行われた後、総選挙管理委員会（*Komisi Pemilihan Umum*）（以下「KPU」という。）は、2014年5月9日付KPU命令第412/kpts/KPU/2014号に基づいて、2014年5月14日付KPU命令第416/kpts/KPU/2014号と併せて、次の10参加政党（12政党のうち）が国民議会（*Dewan Perwakilan Rakyat*）（以下「DPR」という。）に議席を持つことを認めた。

インドネシアの国民議会における政党

2014年から2019年までの期間

政党名	略称	議席数	議席率（％）
1 闘争民主党(<i>Partai Demokrasi Indonesia Perjuangan</i>)*	PDIP	109	19.46
2 ゴルカル党(<i>Partai Golongan Karya</i>)	GOLKAR	91	16.25
3 大インドネシア運動党(<i>Partai Gerakan Indonesia Raya</i>)	GERINDRA	73	13.04
4 民主党(<i>Partai Demokrat</i>)	PD	61	10.89
5 国民信託党(<i>Partai Amanat Nasional</i>)	PAN	48	8.57
6 民族覚醒党(<i>Partai Kebangkitan Bangsa</i>)*	PKB	47	8.39
7 福祉正義党(<i>Partai Keadilan Sejahtera</i>)	PKS	40	7.14
8 開発統一党(<i>Partai Persatuan Pembangunan</i>)	PPP	39	6.96
9 国民民主党(<i>Partai Nasional Demokrasi</i>)*	NASDEM	36	6.43
10 民衆の真心党(<i>Partai Hati Nurani Rakyat</i>)*	HANURA	16	2.86
合計		560	100.00

出所：DPR（国民議会）

*：2014年現在連立政権を構成している政党

2014年5月14日付KPU命令書簡第417/kpts/KPU/2014号に基づき、KPUの決定により、国民議会および地方代表議会（*Dewan Perwakilan Daerah*）（以下「DPD」という。）では、議会選挙によって新たに132名の議員が選出された。

DPRおよびDPDの新しい議員は2014年10月1日に宣誓就任し、2019年まで任期を務める。

ジャカルタ特別州知事のジョコ・ウィドドおよび共和国の前副大統領のモハammad・ユスフ・カラは、それぞれ大統領および副大統領（各任期は2014年から2019年まで。）に当選した。得票総数は70,997,833票（全国投票総数の53.2%に相当）であった。

2014年7月26日、プラボウォ・スビアントとハッタ・ラジャサは、KPUが発表した大統領選の結果に対して憲法裁判所に異議を申し立てた。しかし、憲法裁判所は、この申立を2014年8月21日付決定第1/PHPU.PRES-/2014号により却下したため、ジョコ・ウィドドおよびモハammad・ユスフ・カラはそれぞれ共和国の大統領および副大統領として承認されることとなった。

2015年12月9日には、インドネシアで初の統一地方首长選挙（*Pilkada Serentak*）が行われ、9の州、224の県、36の市から首長が選出された。統一地方首长選挙が行われた州は、ブンクル、中央カリマンタン、中央スラウェシ、ジャンビ、北カリマンタン、北スラウェシ、リアウ諸島、南カリマンタンおよび西スマトラであった。

統一地方選挙

2017年2月15日に政府は、7州、18行政都市および76県を含む行政区を対象とした統一地方選挙を再度実施した。当該7州は、アチェ州、バンカ・ブリトゥン群島、ジャカルタ首都特別州、バンテン州、ゴロンタロ州、西スラウェシ州および西パプア州である。

2017年統一地方選挙に参加した政党は、以下のとおりである。

1. 国民民主党 (*Partai Nasional Demokrasi (NASDEM)*)
2. 民族覚醒党 (*Partai Kebangkitan Bangsa (PKB)*)
3. 福祉正義党 (*Partai Keadilan Sejahtera (PKS)*)
4. 闘争民主党 (*Partai Demokrasi Indonesia Perjuangan (PDIP)*)
5. ゴルカル党 (*Partai Golongan Karya (GOLKAR)*)
6. 大インドネシア運動党 (*Partai Gerakan Indonesia Raya (GERINDRA)*)
7. 民主党 (*Partai Demokrat (PD)*)
8. 国民信託党 (*Partai Amanat Nasional (PAN)*)
9. 開発統一党 (*Partai Persatuan Pembangunan (PPP)*)
10. 民衆の真心党 (*Partai Hati Nurani Rakyat (HANURA)*)
11. 月星党 (*Partai Bulan Bintang (PBB)*)
12. インドネシア正義団結党 (*Partai Keadilan dan Persatuan Indonesia*)

アチェ州については、上記の12の政党の他に、以下の3つの地方政党が2017年地方選挙に参加した。

1. アチェ党 (*Partai Aceh*)
2. アチェ国民党 (*Partai Nasional Aceh*)
3. アチェ平和党 (*Partai Damai Aceh*)

2017年4月19日に行われたジャカルタ州知事選挙においては、前教育文化相であるアニス・バスウェダンが、現職のバスキ・チャハヤ・プルナマを抑えて当選した。2017年5月、プルナマの収監を受け、ヒダヤット副知事が知事代行となった後、2017年10月バスウェダンが知事に就任した。

中央政府

政府は、憲法に基づいて成立し、憲法の下で共和国が単一の共和制国家として成立している。憲法は、唯一神への信仰、人道主義、インドネシアの統一、代表制と協議における英知により指導される民主主義および国民全員の社会的公正を標榜する、5原則 (*Pancasila*) として知られる一連の基本原則を定めている。

憲法は主権在民を宣言しており、大統領職、DPRおよびDPDからなるMPR、最高監査機関 (*Badan Pemeriksa Keuangan*)、最高裁判所 (*Mahkamah Agung*)、憲法裁判所 (*Mahkamah Konstitusi*) ならびに司法委員会 (*Komisi Yudisial*) が設置されている。

MPRは、憲法改正ならびに大統領を任命および罷免する権限を有する。MPRは二院制をとっており、主たる立法機関であるDPRと、DPDから構成される。DPRの議員数は560人である。DPDは現在132名がその職位にあり、インドネシアの最も新しい州で2019年まで選挙が実施されない北カリマンタン州を除く各州から4名ずつの議員で構成されている。

DPRの議員は比例代表制により選出される。DPDの議員は、関連する選挙区における得票数に基づき、政党に関係なく選出される。

DPRと大統領には法案提出権がある。国家予算を含めて全ての法案はDPRと大統領双方の承認を要する。DPDは、地方に関する事項について法案を提出することができるが、これにはDPRと大統領双方の承認を要する。

大統領は、共和国の行政を行う権限と責任を有する。これには、他国に対する宣戦布告、講和、条約締結および法案の提出に係る権限も含まれるが、大統領によるこれらの行為はDPRの承認を得なければ発効しない。1999年の憲法改正により、大統領および副大統領の任期は1期5年最長2期に制限されることになった。

大統領の職務は大臣が補佐する。大臣は大統領が任命および罷免し、各大臣は大統領に対してのみ責任を負う。

司法制度

憲法は、インドネシアの司法制度は独立のものでなければならないこと、また、司法権は司法権以外の権力の影響を受けることなく裁判所により行使されることを定めている。共和国の司法権は最高裁判所、各下級裁判所および憲法裁判所がこれを行行使する。最高裁判所の下位に位置する裁判所は事物管轄により組織されている。かかる裁判所には、一般裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所および行政裁判所が含まれる。一般地方裁判所は、特別裁判所の制限的管轄に属さない全ての刑事および民事訴訟についての管轄権を有する。宗教裁判所は、イスラム教徒間の家族法の訴訟の管轄権を有する。軍事裁判所は軍人にかかわる訴訟についての管轄権を有する。行政裁判所は一定の政府決定に関する訴訟についての管轄権を有する。

さらに、一般裁判所および行政裁判所の下位には()破産訴訟および知的財産権訴訟(企業秘密を除く。)についての管轄権を有する商業裁判所、()子供に関する訴訟についての管轄権を有する児童裁判所、()著しい人権侵害訴訟についての管轄権を有する人権裁判所、()汚職事件についての管轄権を有する汚職裁判所、()労使関連訴訟についての管轄権を有する労働裁判所、()刑事上の漁業犯罪についての管轄権を有する漁業裁判所および()租税上の紛争についての管轄権を有する租税裁判所といったいくつかの特別裁判所が存在する。また、最高裁判所は、各政府機関および公務員に対して法律問題に関する意見を表明する権限、裁判所に対して特定事項を裁定するように命じる権限、違法な判決を破棄する権限を有する。憲法裁判所は、憲法問題に関する専属的管轄権を有する。

地方政府および地方自治体

インドネシアには、ジャカルタ首都特別州を含め34の州が存在する。州の長は知事であり、州は複数の下位行政単位で構成される。下位行政単位には、カブパテン(kabupaten、県)およびコタ(kota、市)の2種類がある。県および市における政治および行政制度は一般的には類似しているが、市の方が都市的な傾向がある。県および市はクチャマタン(kecamatan、郡)、そしてさらに村またはケルラハン(kelurahan、区)(群の下部区域)に区分される。インドネシアは、34の州における416の郡・市で構成されている。2017年に、政府は7の州、18の市および76の郡において、平和的な地方選挙を同時に滞りなく行った。

過去18年にわたり中央政府は立法措置により重要な地方自治を推進し、構築した。現在の法律では、政府が主管する分野は以下の3つの領域に区分される。

- () 外交、国防、治安維持、司法、国家財政・金融および宗教など、中央政府が一切の権限を有する分野
- () 中央政府が、州政府および県/市の行政とともに実施する分野。以下のような分野が挙げられる。

(a) 地方政府が実施する義務的担当分野、すなわち、教育、保健、公共事業および空間計画、住宅、社会秩序および社会福祉で構成される基本サービスならびに非基本サービス。社会福祉および非基本サービスはさらに、労働、女性の社会的地位の向上および児童保護、食料の持続可能性、土地政策、生活環境、人口管理および住民登録、地域社会および村の活性化、人口抑制および家族計画、運輸、通信および情報科学、協同組合、農園、投資促進、青少年およびスポーツ、統計、暗号管理、文化ならびに図書館と公文書管理などのその他の事項に分類される。

(b) 地方政府が実施する選択的担当分野、すなわち、海洋および漁業、観光、農業、林業、エネルギーおよび鉱物資源、商業、産業、移住

- () 政府の長としての大統領にのみ権限が委ねられる事項(陸軍・海軍および空軍に関する事項、大使および領事の任命および交代、赦免および復権の許可、恩赦および廃止、称号、勲章その他の栄誉の印の授与など)

アチェ、ジャカルタ、ジョグジャカルタ、パプアおよび西パプアの各州は、中央政府から特別自治が認められている。パプアおよび西パプアでは、住民の一部が自由パプア運動(通常インドネシア語のイニシャルで「OPM」と称される。)への支持を示している。インドネシア警察を標的とする事件を含む、OPMの武装組織を巻き込んだ暴力的な事件も発生している一方で、国軍および警察は、これらの州の安全および秩序を維持する対策を講じ、政府は、パプアおよび西パプアの世界福祉を増進する政策を続けている。政府は、さらなる独立を求める一定のグループの懸念の解消に取り組んでおり、その対策として地方政府の権限拡大、インフラへの投資、司法へのアクセスの改善、アフーマティブ・アクション・プログラムの制度化、現地の民族間の格差の解消、福祉プログラムの充実およびインフラ開発の推進、こうしたグループが居住する地域の企業発展および投資の促進などを掲げている。

テロリズム

インドネシアでは、長年にわたり、ISIS、および地域外のその他のテロ組織と繋がりを持つ東南アジアのテロ組織網であるジェマ・イスラミアに関する事件を含む、爆弾テロ事件が複数発生している。これらの事

件に対応して、治安部隊および司法組織は、犯人を裁くための措置を講じ、テロ組織網を標的に定めた。ISISが現れてから、ISISまたはISIS関連グループによるテロ攻撃がインドネシアにおいて複数回行われた。2016年1月14日、中央ジャカルタ市のサリナショッピングモールの近くで複数の爆発および銃撃があり、これにより8名が死亡し、23名が負傷した（一般的にサリナ爆弾テロと称される。）。2016年7月18日、インドネシア国軍および警察部隊は、ISIS支持派グループの指導者であり、長年逃亡していたサントソを殺害した。

直近では、2017年5月24日、一般的にカンブン・ムラク自爆テロと称されるテロ事件が発生した。このテロ事件では、2名の自爆テロ犯が、ジャカルタの最も利用者の多い交通拠点の1つであるカンブン・ムラクというバス停留所の近くで爆発物を爆破し、これにより3名の警察官および2名の自爆テロ犯が死亡し、少なくともその他10名の人々が負傷した。2017年6月、インドネシアの国家警察のテロ対策部隊は、ジェマ・イスラミアの分派であるジェマ・アンシャル・ダウラ/ジェマ・アンシャルットと称されるテログループの一員でカンブン・ムラク自爆テロに関与した疑いがある36名を逮捕した。

インドネシアはテロ対策のため、テロ対策、非過激化、マネー・ロンダリングおよびサイバーセキュリティに関する法律ならびに警察および警備員の訓練努力（警官を訓練のためにカナダおよび米国に派遣することを含む。）などに取り組んでいる。インドネシアはまた、東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）を通じて広域のテロ対策の取り組みにも加わり、国際連合を通じて世界的な取り組みにも加わっている。また、政府は、追加の人員、設備および訓練をもって警察のテロ対策部隊を支援するだけでなく、非過激化/カウンター・ナラティブ（テロに対抗する物語）の方策も採用した。ウィドド政権の過去3年にわたり、数百人のテロ容疑者が非過激化対策を通じて更生した。

外交関係ならびに国際機関および地域機構

インドネシアは、近隣諸国ならびに主要な経済パートナーと緊密な外交関係を維持している。

共和国は、ASEAN創設5か国の一つである。ASEANは、地域の安定を確保するために1967年に設立され、現在は、加盟国（ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナム）間の発展格差の縮小に取り組んでいる。ASEAN加盟国は、いくつかの分野において相互援助および協力に関する様々な協定を締結している。

その他にも共和国は下記をはじめ数々の国際機関および地域の機関に加盟している。

- ・ 国際連合
- ・ IMF
- ・ 世界銀行および世界銀行関連機関
- ・ アジア開発銀行
- ・ ASEAN+3 (ASEAN諸国の他、中国、日本および韓国)
- ・ 20か国首脳会議（以下「G20」という。）。ASEAN加盟国の中で、インドネシアは唯一の参加国である。
- ・ イスラム開発銀行
- ・ 世界貿易機関
- ・ アジア太平洋経済協力（以下「APEC」という。）。インドネシアはその12か国の創設国の1つであり、引き続き重要な役割を担っている。
- ・ アジアインフラ投資銀行。中国政府の主導により、アジア太平洋地域のインフラ整備の支援を目的としている。
- ・ 環インド洋連合（以下「IORA」という。）

またインドネシアは、非同盟運動、イスラム協力機構、77か国グループおよび中国、イスラム途上国8か国（Developing-8）および15か国グループ（G-15）といった開発途上国で構成された国際機関の加盟国として、ならびに24か国グループ（G-24）フォーラムのオブザーバーとして、他の開発途上国に対する主導的役割を果たすよう努めている。

共和国は、1962年から石油輸出国機構（以下「OPEC」という。）の加盟国である。石油の純輸出国から純輸入国へと立場が変わったことに鑑みて、共和国は2009年1月にOPECの加盟国の資格を停止した。共和国は、2016年1月にかかる停止を解除したが、政策上の配慮および純輸入国の立場に変わりがないことから、2016年11月30日のOPEC総会においてOPEC加盟国の資格を停止した。2017年5月24日、インドネシアは、インドネシアの原油生産が削減されないという条件で、かかる停止の解除を要求する文書をOPECに送付した。2017年12月、政府は、停止解除プロセスを継続しないことを決定した。

また、インドネシアは、中華人民共和国が先導する一帯一路構想に関しても機会を追求している。本構想は、2つの区分、すなわち（ ）中央アジアから中東まで続く中国本土西部の陸路であるシルクロード経済ベルトおよび（ ）東南アジア、ペルシャ湾およびアフリカの角までを取り囲む戦略的かつ重要な海路である21世紀海上シルクロードで構成される。本構想により、アジア、ヨーロッパ、アフリカおよび南アメリカの国々の繋がりが拡大し、また、貿易の均衡、電子商取引、デジタル経済および金融包摂が促進される。2017年、インドネシアは、一帯一路構想発展のための融資についての指針の策定に積極的に関与した。共和国は、一帯一路構想への関与の一環として、スラウェシ島北部のレンベ島にて新たな空港の開発を進めている。

インドネシアは、1997年にIORA（環インド洋地域の国々を繋ぐ連合）の加盟国となった。IORAに加盟して以降、インドネシアは積極的に活動し、数々の構想に直接従事しており、また、インド洋地域の経済および海上外交の促進を継続している。最近では、インドネシアは2017年3月にジャカルタにおいてIORA首脳会議を開催し、その結果、インド洋地域においてますます複雑化する問題を乗り越えるため、今後のIORA内での協力のための基盤および方向性を定めることを目的としたIORA協定（ジャカルタ協定とも称される。）が制定された。

下表は、インドネシアの2017年12月31日現在の主要な国際金融機関への拠出額を示したものである。

機関	加盟年	2017年12月31日現在 提出額	
		引受額	払込済
		(単位：百万米ドル)	
アジア開発銀行	1966	8,232.9 ⁽¹⁾	411.7 ⁽¹⁾
IMF	1966 ⁽²⁾	6,619.9 ⁽¹⁾	6,619.9 ⁽¹⁾
世界銀行グループ			
国際復興開発銀行	1966 ⁽²⁾	2,778.3	167.2
国際開発協会	1968	114.9 ⁽³⁾	24.1
国際金融公社	1968 ⁽⁴⁾	31.6	31.6
多数国間投資保証機関	1986	20.0	3.8
イスラム開発銀行 ⁽⁵⁾	1975	1,620.7	188.3
国際イスラム貿易金融公社	1992	2.1	2.1
イスラム投資・輸出保険機関	1992	0.7	0.1
イスラム民間開発公社	1992	21.8	10.8
国際農業開発基金	1977	72.0	68.0
一次産品共通基金	1980	1.3	1.3
信用保証・投資ファシリティ	2010	12.6	12.6
アジアインフラ投資銀行	2016	3,360.7	403.0
ASEANインフラ基金 ⁽⁶⁾	2012	120.0	120.0
国際ゴム公社	2002	4.0	4.0

出所：インドネシア銀行および財務省

- (1) IMFの特別引出権（以下「SDR」という。）建て。2017年12月31日の為替レート（1.42米ドル＝1特別引出権）を使用して換算されている。
- (2) もともと1954年にIMFおよび国際復興開発銀行に加盟していたが、1965年に脱退。その後1966年に再加盟している。
- (3) 2017年12月31日現在、181.2百万米ドルをIDA第18次増資に支払った結果、国際開発協会における発行済資本が、114.9百万米ドルに増加した。
- (4) もともと1956年に国際金融公社に加盟していたが、1961年に脱退し、その後1968年に再加盟している。
- (5) ID建て（1ID＝1SDR）。上記の注記（1）を参照のこと。
- (6) 2015年1月現在。

多国間貸付の詳細については、下記「(6)公債 - (b)公債の残高」を参照のこと。

外交関係

インドネシアは、自由で積極的な外交政策を採用し、一方で世界の平和と安全において重要な役割を担うことに引き続き尽力している。この政策は、インドネシアの憲法に組み込まれており、国連憲章に記される国際社会の願いとインドネシアの足並みが揃っていることを示すさらなる証拠である。この点において、インドネシアは、国際関係において規範となりがちなように、考えを同じくする特定の地域の国々の利益を増進することにおいてのみ指導的な役割を担うのではなく、全ての国々の共通の利益のために、全ての国々の関心事項を包含した基盤を構築する架け橋となる交渉役を継続的かつ一貫して担っている。

インドネシアは、今後何十年にもわたり、何十億もの人々の生活に影響を与える重要性があると考えられる会議に引き続き積極的に参加していく。これに関連して、インドネシアは2015年7月13日から16日にエチオピアのアディスアベバで開催された第3回開発資金国際会議、同年9月25日から27日に米国ニューヨークで開催された国連持続可能な開発サミット、同年11月15日から16日にトルコのアンタルヤで開催されたG20サミットおよび同年11月30日から12月11日にフランスのパリで開催された国連の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、さらには2016年9月3日から5日に中国の杭州で開催されたG20サミット、同年11月19日から20日にペルーのリマで開催されたAPEC首脳会議、2017年7月7日から8日にドイツのハンブルグで開催されたG20サミットおよび同年11月11日から12日にベトナムのダナンで開催されたAPECサミットへ積極的に参加した。

インドネシアは、2018年4月10日から11日にインドネシア・アフリカフォーラムを主催し、また、2018年10月12日から14日にバリ島で開催されるIMFおよび世界銀行グループの2018年年次総会のホスト国を務める。

インドネシアは、ミレニアム開発目標（以下「MDGs」という。）に掲げられた飢餓と栄養失調の減少という目標におけるその積極的な役割を認められ、2015年6月7日に開催された「MDGsラウンドの最終回：飢餓との闘いにおける成果の認識」をテーマとした特別イベントにおいて、国際連合食糧農業機関より表彰を受けた。

インドネシアおよび中国は、ネピドーにおける第17回中国ASEAN首脳会議の共同声明に盛り込まれた、中国ASEAN海洋協力年2015の実施を推進している。

海上境界画定および南シナ海

政府には、「相互協力に基づく、主権、独立および特質あるインドネシアの実現」というビジョンを実行するための、*Nawa Cita*（9つの目標）と称される9つの優先事項がある。*Nawa Cita*に従って、政府は10の近隣の国、すなわち、インド、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン、パラオ、パプア・ニューギニア、東ティモールおよびオーストラリアと境界に関する外交上の交渉を行ってきた。

インドネシアは、以下の海上境界に合意した。

- ・ マレーシア（マラッカ海峡北部）およびシンガポール（シンガポール海峡中部、西部および東部）との間のいくつかの領海の境界ならびにパプア・ニューギニアとの間の全領海の境界
- ・ フィリピン、オーストラリアおよびパプア・ニューギニアとの間の排他的経済水域
- ・ インド、タイ、マレーシア（マラッカ海峡および南シナ海）、ベトナム、オーストラリアおよびパプア・ニューギニアとの間の大陸棚

以下の海上境界についての交渉は継続中である。

- ・ マレーシア、シンガポールおよび東ティモールとの間の領海の境界の残存部分
- ・ インド、タイ、マレーシア、ベトナム、パラオおよび東ティモールとの間の排他的経済水域
- ・ マレーシア、フィリピン、パラオおよび東ティモールとの間の大陸棚

インドネシアは、国際法に従い、平和的かつ外交的な手段を通じて、これらの海上境界に関する問題の解決を目指している。

インドネシアは、国益を確保するため、また、南シナ海における安定性および安全性の維持を確たるものとするための取り組みを行っている。これらの目的は、中国との二国間ベースでも進められ、ASEANにおいて進められる構想を通じても前進している。これに従って、2017年11月、中国および10のASEAN加盟国（インドネシアを含む。）は、2017年8月に合意された交渉の枠組みに基づき2002年に提出されたASEANおよび中国間の南シナ海における関係国の行動宣言（しばしば「DOC」と称される。）を実行するために、行動規範（以下「COC」という。）についての議論を開始する合意を発表した。直近では、外務省が、2017年11月15日から17日に、南シナ海についてのワークショップを開催し、ブルネイ・ダルサラーム、中国、フィリピン、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、ベトナムおよび台湾の代表者が、利害関係者との間の協力の機会を模索するため、また、協力プロジェクトおよび海上境界についての話し合いを促進するためにこれに参加した。インドネシアはまた、2017年12月に第7回ASEAN海洋フォーラムおよび第5回ASEAN海洋フォーラム拡大大会のホスト国を務めた。これらのフォーラムにおいて議論された事項には、航行および上空飛行の安全性および自由に関する事項を含む、地域の安全性、平和および安定性を確保するための相互の信頼および自信をさらに促進するために、海洋協力における繋がりを強化する重要性が含まれていた。

中国との間で、南シナ海において両国の領海が重複している問題はないが、インドネシアは、かかる地域での紛争解決および対立回避を推進するために、引き続き中国とのコミュニケーションおよび協議を行っている。2017年5月、インドネシアおよび中国の外務大臣は、DOCの完全実施への中国の関与およびCOCの採択を促進するという中国の責任を含んだ、2017年から2021年の包括的な戦略的パートナーシップ実行のための行動計画に署名した。インドネシアはまた、相互信頼を高め、潜在的な対立を防ぐために、インドネシア海上保安調整組織と中国海警局の連携を促進している。

インドネシアは、北ナトゥナ海（南シナ海の一部とも称される。）のナトゥナ諸島沖の自国の排他的経済水域の経済開発を引き続き追求している。報道によると、インドネシアは、この水域の他国籍漁船に対する措置を講じてきた。これには中国の船も含まれており、中国は、この水域は伝統的に中国の漁場だと主張した。

(2) 【経済】

(a) 最近の経済の動向

インドネシアの経済は、バランスの取れた多様な経済を特色とする。インドネシア経済が現在直面している大きな問題の一つは、共和国の輸出実績を決定する重要な要因である世界経済の回復と物価に関して、先行きが不透明なことである。

国内においては、経済に影響を及ぼす要因として、人口増加、雇用創出、インフラ整備プログラムの進捗、比較的安定した低インフレ率の維持、対外債務の返済負担の国内予算に及ぼす圧力の解消が挙げられる。

下表は、表示期間における共和国の主要経済指標をそれぞれ示したものである。

主要経済指標

	12月31日終了年度				
	2013年 ^L	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^P
国民経済計算および物価:					
実質GDP成長率(前期比)	5.6%	5.0%	4.9%	5.0%	5.1%
1人当たりGDP(千ルピア)	38,366	41,916	45,120	47,957	51,887
1人当たりGDP(米ドル) ⁽¹⁾	3,667	3,532	3,373	3,605	3,877
平均為替レート(1米ドルあたりのルピア) ⁽²⁾	10,445	11,876	13,392	13,305	13,385
インフレ率の変化(CPIの前年比)	8.4%	8.4%	3.4%	3.0%	3.6%
対外部門:					
経常黒字/(赤字)(対GDP比%)	(3.2)%	(3.1)%	(2.0)%	(1.8)%	(1.7)%
金融収支:					
財政黒字/(赤字)(対GDP比%)	(2.2)%	(2.2)%	(2.6)%	(2.5)%	(2.5)%
中央政府の対外債務(兆ルピア) ⁽³⁾	1,111.6	1,131.0	1,410.0	1,496.3	1,591.8
債務返済比率(政府歳入に対する割合%) ⁽³⁾	19.0%	23.9%	25.4%	32.5%	37.2%

出所: インドネシア統計局(Badan Pusat Statistik)(以下「BPS」という。)、インドネシア銀行および財務省

L: Laporan Keuangan Pemerintah Pusat(以下「LKPP」という。)(政府財務報告書/監査済み)

P: 暫定値

(1) 一人当たり国内総生産(以下「GDP」という。)(米ドル)はルピアから米ドルに換算されたものであり、米ドルで示される中央政府の対外債務をルピアに換算した際の換算レートは以下のとおりである。2013年: 1米ドル=10,463ルピア、2014年: 1米ドル=11,868ルピア、2015年: 1米ドル=13,377ルピア、2016年: 1米ドル=13,303ルピアおよび2017年: 1米ドル=13,384ルピア。当該換算レートは、該当期間における各月の輸出入取引に適用される月次の加重平均換算レートを参照してBPSが算定したものである。

(2) インドネシア銀行が年次報告において発表する該当期間の公式な平均為替レート。

(3) 2017年12月11日に共和国により発行された合計4十億米ドルの債券を除く。

地域における成長

ジャワ島は、最も人口密度が高く、消費も多く、産業の基盤である島として、歴史的にインドネシアの経済成長において中心的な貢献をしてきた。2017年12月31日に終了した年の暫定値によると、国のGDPに対する寄与率はジャワ島が58.5%、スマトラ島が21.7%、カリマンタン島が8.2%、スラウェシ島が6.1%、バリ島および東ヌサ・トゥンガラ州が3.1%ならびにマルク州およびパプアが2.4%であった。

インドネシア全土で持続可能かつ公平な経済成長を長期的に促進するために、政府は中央予算から地方自治体および地方政府に対して資金を割り当て、移転している。実際には、これはジャワ島を除く全ての地域において、政府歳入が歳出を下回っていることを意味する。2014年から2016年において、ジャワ島からその他全ての地域に対する純移転額は、840兆ルピアに相当した。より詳細な情報については、下記「(5)財政 - (a)財政政策および租税制度の概要 - 政府の歳入および歳出」を参照のこと。

(b) 国内総生産および国民所得の推移

国内総生産

本書では、GDPを、名目ベースと実質ベースの両方で示している。名目ベースのGDPでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算定され、一方の実質ベースのGDP(「実質」GDPとも称される。)は、基準年の価格を用いるため、インフレやデフレなどの物価変動の影響を除いた国内の生産額が算定される。2015年、

BPSは、2010暦年を実質ベースのインドネシアのGDPを計算するための基準年（以下「基準年」という。）として採用した。別段の記載のない限り、本書における全ての（合計または部門別の）GDP成長率は、基準年を用いた実質ベースに基づく前期比で表される。種々の部門毎に示されたインドネシアのGDPの内訳は、（別段の記載のない限り）名目ベースを用いている。

下表は、表示期間における名目ベースおよび実質ベースのそれぞれについて、支出別のインドネシア経済におけるGDPの分布を示したものである。

支出別GDP （名目ベース）

	12月31日終了年度									
	2013年	%	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年 ^P	%
	(単位：十億ルピアおよび対GDP比)									
GDP	9,546,134	100.0	10,569,705	100.0	11,526,333	100.0	12,406,774	100.0	13,588,797	100.0
加算：物品・サービスの輸入	2,359,212	24.7	2,580,508	24.4	2,394,879	20.8	2,272,666	18.3	2,604,350	19.2
物品・サービスの総供給量	11,905,346	124.7	13,150,213	124.4	13,921,212	120.8	14,679,440	118.3	16,193,147	119.2
減算：物品・サービスの輸出	2,283,777	23.9	2,501,425	23.7	2,438,993	21.2	2,372,293	19.1	2,768,149	20.4
国内総支出	9,621,569	100.8	10,648,788	100.7	11,482,219	99.6	12,307,147	99.2	13,424,999	98.8
国内総支出の割当：										
家計消費支出	5,321,088	55.7	5,915,194	56.0	6,490,930	56.3	7,024,997	56.6	7,626,986	56.1
NPISH消費支出	103,929	1.1	124,242	1.2	130,951	1.1	144,499	1.2	160,569	1.2
政府消費支出	908,574	9.5	996,197	9.4	1,123,750	9.7	1,183,640	9.5	1,236,869	9.1
総消費	6,333,591	66.3	7,035,634	66.6	7,745,630	67.2	8,353,136	67.3	9,024,424	66.4
国内総固定資本形成	3,051,496	32.0	3,436,924	32.5	3,782,012	32.8	4,040,205	32.6	4,370,556	32.2
在庫変動（残高） ⁽¹⁾	236,482	2.5	176,231	1.7	(45,423)	(0.4)	(86,195)	(0.7)	30,019	0.2
国内総支出	9,621,569	100.8	10,648,789	100.7	11,482,219	99.6	12,307,147	99.2	13,424,999	98.8

出所：BPS

P：暫定値

(1) 統計上の不一致を含む。

支出別GDP （2010年実質ベース）

	12月31日終了年度 ⁽¹⁾									
	2013年	%	2014年	%	2015年	%	2016年 ^P	%	2017年 ^P	%
	(単位：十億ルピアおよび対GDP比)									
GDP	8,156,498	100.0	8,564,867	100.0	8,982,517	100.0	9,434,632	100.0	9,912,749	100.0
加算：物品・サービスの輸入	1,945,867	23.9	1,987,114	23.2	1,862,939	20.7	1,817,369	19.3	1,963,784	19.8
物品・サービスの総供給量	10,102,365	123.9	10,551,981	123.2	10,845,456	120.7	11,252,002	119.3	11,876,533	119.8
減算：物品・サービスの輸出	2,026,114	24.8	2,047,887	23.9	2,004,467	22.3	1,973,040	20.9	2,152,404	21.7
国内総支出	8,076,251	99.0	8,504,093	99.3	8,840,989	98.4	9,278,961	98.4	9,724,129	98.1
国内総支出の割当：										
家計消費支出	4,423,417	54.2	4,651,018	54.3	4,881,631	54.3	5,126,028	54.3	5,379,520	54.3
NPISH消費支出	88,618	1.1	99,420	1.2	98,800	1.1	105,362	1.1	112,647	1.1
政府消費支出	727,812	8.9	736,283	8.6	775,398	8.6	774,282	8.2	790,858	8.0
総消費	5,239,847	64.2	5,486,722	64.1	5,755,829	64.1	6,005,672	63.7	6,283,025	63.4
国内総固定資本形成	2,654,375	32.5	2,772,471	32.4	2,911,356	32.4	3,041,587	32.2	3,228,748	32.6
在庫変動（残高） ⁽²⁾	182,029	2.2	244,901	2.9	173,804	1.9	231,703	2.5	212,356	2.1
国内総支出	8,076,251	99.0	8,504,093	99.3	8,840,989	98.4	9,278,961	98.4	9,724,129	98.1

出所：BPS

P：暫定値

(1) 2010暦年を基準年として計算。

(2) 統計上の不一致を含む。

国民所得

下表は、表示期間末現在の国民所得を示したものである。

国民所得

12月31日終了年度

2013年	2014年	2015年	2016年 ^P	2017年 ^P
-------	-------	-------	--------------------	--------------------

(単位：十億ルピア)

国民所得

7,188,558.5 7,911,932.2 8,419,584.0 9,434,028.4 10,050,198.3

出所：BPS

P：暫定値

所得分配

下表は、表示期間末現在の所得分配を示したものである。

所得分配

(国民総所得に対する割合)

3月31日現在

	2013年 ⁽¹⁾	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾	2016年 ⁽¹⁾	2017年 ⁽¹⁾
低所得者層（全人口の40.0%）	16.9%	17.1%	17.1%	17.0%	17.1%
中所得者層（全人口の40.0%）	34.1%	34.6%	34.7%	36.1%	36.5%
高所得者層（全人口の20.0%）	49.0%	48.3%	48.3%	46.9%	46.4%
ジニ係数 ⁽²⁾	0.41	0.41	0.41	0.40	0.39

出所：BPS（最後に実施されたのが2013年となる年次パネル国民社会経済調査に基づく。）

(1) ジニ係数の計算方法は、個人ベースの手法による。

(2) ジニ係数は0.0から1.0の数値で表される所得分配を測る方法であり、その数値が大きければ大きいほど所得分配の不平等さが大きくなる。実際にジニ係数が0.2を下回ることはなく、最高でも0.6となる。

2017年9月現在のインドネシアのジニ係数は0.39であった。ジニ係数は0.0から1.0の数値で表される所得分配を測る方法であり、その数値が大きければ大きいほど所得分配の不平等さが大きくなる。

インドネシアの貧困線を下回る人々の割合は、1998年のアジア経済危機以降減少傾向にある。BPSは、ベーシック・ニーズ・アプローチを用いて貧困率を計測しており、貧困を、食料および食料以外のベーシック・ニーズを経済的に確保できない状態と定義し、消費および支出別に計測している。この方法に基づく、1998年には約49.5百万人（人口の24.2%）が貧困線を下回っていたが、2017年9月現在には、約27.8百万人（同10.6%）へと改善した。

(c) 産業構造および主要産業の状況ならびに鉱工業生産指数の推移

経済の主要部門

インドネシアの主要経済部門は、製造業（石炭および石油・ガスを含む。）、農業・林業および漁業、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理、建設ならびに鉱業および採石業である。

下表は、表示期間における、インドネシアの名目ベースおよび実質ベースでの部門別GDPの内訳をそれぞれ示したものである。

産業分野別GDP (名目ベース)										
12月31日終了年度										
	2013年	%	2014年	%	2015年	%	2016年 ^P	%	2017年 ^P	%
(単位：十億ルピアおよび対GDP比)										
製造業										
石炭および石油・ガス										
精製	314,216	3.3	337,201	3.2	320,845	2.8	286,400	2.3	309,142	2.3
石炭および石油・ガス										
以外	1,693,211	17.7	1,890,383	17.9	2,098,047	18.2	2,258,804	18.2	2,430,273	17.9
製造業合計	2,007,427	21.0	2,227,584	21.1	2,418,892	21.0	2,545,204	20.5	2,739,415	20.2
卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理	1,261,146	13.2	1,419,239	13.4	1,532,877	13.3	1,635,259	13.2	1,767,718	13.0
農業・林業および漁業										
農業・畜産・狩猟および農業サービス	994,778	10.4	1,089,550	10.3	1,183,969	10.3	1,266,849	10.2	1,344,732	9.9
林業および伐採	69,599	0.7	74,618	0.7	82,322	0.7	87,390	0.7	91,618	0.7
漁業	210,671	2.2	245,488	2.3	288,917	2.5	317,092	2.6	349,530	2.6
農業・林業および漁業の合計	1,275,048	13.4	1,409,656	13.3	1,555,207	13.5	1,671,330	13.5	1,785,881	13.1
鉱業および採石業										
石油・ガス・地熱鉱業	520,088	5.4	509,783	4.8	384,516	3.3	364,986	2.9	390,480	2.9
石炭・褐炭鉱業	281,193	2.9	259,767	2.5	229,974	2.0	231,698	1.9	323,365	2.4
金属鉱物	98,468	1.0	93,615	0.9	74,264	0.6	73,301	0.6	94,322	0.7
その他の鉱業および採石業	149,996	1.6	176,258	1.7	192,940	1.7	220,884	1.8	220,605	1.6
鉱業および採石業合計	1,050,746	11.0	1,039,423	9.8	881,694	7.6	890,868	7.2	1,028,772	7.6
建設	905,991	9.5	1,041,950	9.9	1,177,084	10.2	1,287,659	10.4	1,409,834	10.4
公共行政および防衛										
義務による社会保障	372,195	3.9	404,630	3.8	449,382	3.9	479,794	3.9	502,239	3.7
情報・通信	341,009	3.6	369,457	3.5	406,017	3.5	449,189	3.6	515,889	3.8
輸送および倉庫	375,306	3.9	466,969	4.4	578,464	5.0	645,000	5.2	735,230	5.4
金融および保険業	370,132	3.9	408,439	3.9	464,400	4.0	520,088	4.2	571,129	4.2
教育	307,862	3.2	341,818	3.2	387,611	3.4	418,347	3.4	446,785	3.3
その他*	1,041,470	10.9	1,177,068	11.1	1,311,578	11.4	1,420,454	11.4	1,561,615	11.5
基準価格の粗付加価値	9,308,332	97.5	10,306,232	97.5	11,163,206	96.8	11,963,191	96.4	13,064,507	96.1
製品の補助金を除いた税金	237,802	2.5	263,473	2.5	363,127	3.2	443,583	3.6	524,291	3.9
GDP合計	9,546,134	100.0	10,569,705	100.0	11,526,333	100.0	12,406,774	100.0	13,588,797	100.0

出所：BPS

P：暫定値

* 電気およびガスの調達、水の調達、ごみ処理、廃棄およびリサイクル、宿泊および食料飲料品供給、不動産、法人サービス、保健・医療サービスおよび社会活動、その他のサービス部門を含む。

産業分野別GDP
(2010年実質ベース)

12月31日終了年度										
	2013年	%	2014年	%	2015年	%	2016年 ^P	%	2017年 ^P	%
(単位：十億ルピアおよび対GDP比)										
製造業										
石炭および石油・ガス										
精製	221,450	2.7	216,751	2.5	214,312	2.4	220,392	2.3	219,684	2.2
石炭および石油・ガス										
以外	1,550,512	19.0	1,637,506	19.1	1,720,221	19.2	1,796,485	19.0	1,883,382	19.0
製造業合計	1,771,962	21.7	1,854,257	21.6	1,934,533	21.5	2,016,877	21.4	2,103,066	21.2
卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理										
	1,119,272	13.7	1,177,298	13.7	1,207,165	13.4	1,255,759	13.3	1,311,464	13.2
農業・林業および漁業										
農業・畜産・狩猟およ										
び農業サービス	847,764	10.4	880,390	10.3	906,806	10.1	936,335	9.9	968,338	9.8
林業および伐採	59,229	0.7	59,574	0.7	60,624	0.7	59,892	0.6	61,277	0.6
漁業	176,149	2.2	189,090	2.2	204,017	2.3	214,523	2.3	227,279	2.3
農業・林業および漁業合計	1,083,142	13.3	1,129,053	13.2	1,171,446	13.0	1,210,750	12.8	1,256,894	12.7
鉱業および採石業										
石油・ガス・地熱鉱業	313,328	3.8	307,162	3.6	307,326	3.4	313,744	3.3	302,767	3.1
石炭・褐炭鉱業	247,595	3.0	251,074	2.9	232,725	2.6	223,099	2.4	226,479	2.3
金属鉱物	98,609	1.2	98,258	1.1	87,703	1.0	89,303	0.9	95,150	1.0
その他の鉱業および採										
石業	131,523	1.6	137,996	1.6	139,573	1.6	148,447	1.6	155,529	1.6
鉱業および採石業合計	791,054	9.7	794,490	9.3	767,327	8.5	774,593	8.2	779,925	7.9
建設										
	772,720	9.5	826,616	9.7	879,164	9.8	925,063	9.8	987,884	10.0
公共行政および防衛										
強制加入社会保障	289,449	3.5	296,330	3.5	310,055	3.5	319,946	3.4	326,527	3.3
情報・通信	349,150	4.3	384,476	4.5	421,770	4.7	459,208	4.9	504,279	5.1
輸送および倉庫	304,506	3.7	326,933	3.8	348,856	3.9	374,843	4.0	406,679	4.1
金融および保険業	305,515	3.7	319,826	3.7	347,269	3.9	378,193	4.0	398,919	4.0
教育	250,016	3.1	263,685	3.1	283,020	3.2	293,780	3.1	304,525	3.1
その他*	916,526	11.2	978,408	11.4	1,028,931	11.5	1,088,301	11.5	1,150,128	11.6
基準価格の粗付加価値	7,953,312	97.5	8,351,369	97.5	8,699,535	96.8	9,097,313	96.4	9,530,290	96.1
製品の補助金を除いた税金										
	203,186	2.5	213,498	2.5	282,982	3.2	337,319	3.6	382,459	3.9
GDP合計	8,156,498	100.0	8,564,867	100.0	8,982,517	100.0	9,434,632	100.0	9,912,749	100.0

出所：BPS

P：暫定値

*：電気およびガスの調達、水の調達、ごみ処理、廃棄およびリサイクル、宿泊および食料飲料品供給、不動産、法人サービス、保健・医療サービスおよび社会活動、その他のサービス部門を含む。

製造業

インドネシアの主要な製造業には、食品および飲料品、石炭および精製石油製品、組立金属製品、コンピュータ、電子工学および光学製品ならびに電気機器が含まれ、その他の主要な製造業には、輸送機器ならびに化学品、医薬品および植物製品が含まれる。1980年代以降、製造業は経済成長に最も大きく貢献してきた。製造業部門は、()石炭および石油・ガス精製業ならびに()石炭および石油・ガス以外の製造業のサブセクターで構成される。

2013年において、インドネシアの製造業は、4.4%増となった。2013年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである輸送機器製造部門の15.0%増が主な要因となり、5.5%増となった。2013年の石炭および石油・ガス精製業は、石炭製造、液化天然ガス（以下「LNG」という。）生産および石油精製部門が縮小したことにより、2.6%減となった。

2014年において、インドネシアの製造業は、2013年の4.4%増に対し4.6%増となった。2014年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである食品飲料品製造部門の9.5%増が主な要因となり、5.6%増となった。2014年の石炭および石油・ガス精製業は、LNG生産および石油精製部門が縮小したことにより、2.1%減となった。かかる減少は、石炭製造部門の増加により一部相殺された。

2015年において、インドネシアの製造業は、2014年の4.6%増に対し4.3%増となった。2015年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである金属製品業・コンピュータ・電子機器・光学機器および電気機器の7.8%増が主な要因となり、5.1%増となった。2015年の石炭および石油・ガス精製業は、LNG生

産および石油精製部門が縮小したことにより、1.1%減となった。かかる減少は、石炭製造部門の増加により一部相殺された。

2016年において、インドネシアの製造業は、2015年からほぼ横ばいの4.3%増であった。2016年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである食品飲料品製造部門の8.3%増が主な要因となり、4.4%増となった。2016年の石炭および石油・ガス精製業は、市況商品の価格の下落による不況を経た後の産業における需要の回復により、2015年と比べ2.8%増となった。

2017年において、インドネシアの製造業は、2016年からほぼ横ばいの4.3%増となった。2017年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである食品および飲料品の9.2%増が主な要因となり、4.8%増となった。2017年の石炭および石油・ガス精製業は、2016年と比べ0.3%減となった。

[次へ](#)

下表は、表示期間の大・中規模製造業の月次生産指数を示したものである。

2010年から2018年までの大・中規模製造業の月次生産指数																	
(2010 年 =100)	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				年平均
	1月	2月	3月	平均	4月	5月	6月	平均	7月	8月	9月	平均	10月	11月	12月	平均	
2010 年	96.59 ^r	97.28 ^r	101.37 ^r	98.41 ^r	101.44 ^r	100.90 ^r	104.72 ^r	102.35 ^r	100.93 ^r	101.12 ^r	92.32 ^r	98.13 ^r	100.77 ^r	101.72 ^r	100.83 ^r	101.11 ^r	100.00
2011 年	101.66 ^r	98.06 ^r	105.86 ^r	101.86 ^r	102.19 ^r	105.63 ^r	107.23 ^r	105.02 ^r	109.45 ^r	103.10 ^r	104.12 ^r	105.56 ^r	107.59	101.35	102.89	103.94	104.10 ^r
2012 年	102.76	105.63	102.46	103.62	103.38	108.31	109.79	107.16	111.41	100.78	109.61	107.27	118.17	114.13	114.12	115.48	108.38
2013 年	113.91	112.31	112.58	112.94	114.12	115.78	113.34	114.41	115.28	113.37	116.36	115.00	118.05	116.20	117.36	117.20	114.89
2014 年	117.32	116.60	116.80	116.91	117.25	120.16	120.22	119.21	117.05	120.13	127.74	121.64	124.37	121.73	124.94	123.68	120.36
2015 年	123.33	119.67	125.46	122.82	127.11	123.03	126.26	125.47	122.21	127.01	130.31	126.51	132.07	129.77	126.84	129.56	126.09
2016 年	126.50	128.50	128.67 ^r	127.89 ^r	127.28 ^r	131.69 ^r	136.30 ^r	131.76 ^r	132.93 ^r	134.72 ^r	130.37 ^r	132.67 ^r	132.15 ^r	132.42 ^r	132.27 ^r	132.28 ^r	131.15 ^r
2017 年	130.86 ^r	133.35 ^r	136.57 ^r	133.59 ^r	135.43 ^r	140.43 ^r	134.78 ^r	136.88 ^r	138.09 ^r	141.22 ^r	140.43 ^r	139.91	140.60	139.00 ^r	134.33 ^r	137.98 ^r	137.03 ^r
2018 年	130.29	128.71															

出所：BPS

注：

2017年1月の数値（極めて暫定的な数値）

2016年12月の数値（非常に暫定的な数値）

2016年11月の数値（暫定的な数値）

r：改訂

国際標準産業分類第4版（ISIC Rev 4）の分類による

[次へ](#)

卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理

卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門には、卸売業および小売業だけでなく、オートバイを含む自動車関連の修理も含まれる。近年この部門は、製造業、農業・林業および漁業に続く、3番目に大きな経済部門に成長している。

2013年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、4.8%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイの卸売業・小売業ならびに修理部門の7.3%増が主な要因である。2013年に、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業・小売業は、4.1%増となった。

2014年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、2013年の4.8%増に対し5.2%増となった。かかる増加は、2014年にサブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業が5.2%増加し、自動車・オートバイの卸売業・小売業ならびに修理部門が5.0%増となったことが要因である。

2015年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、2014年の5.2%増に対し2.5%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業の3.1%増が主な要因である。2015年の自動車・オートバイの卸売業・小売業ならびに修理部門は、0.3%増となった。

2016年において、卸売業・小売業ならびに自動車・オートバイの修理部門は、2015年の2.5%増に対し4.0%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業・小売業およびサブセクターである自動車・オートバイの卸売業・小売業ならびに修理部門が4.0%増となったことが要因である。

2017年において、卸売業・小売業ならびに自動車・オートバイの修理部門は、2016年の4.0%増に対し4.4%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイの卸売業・小売業ならびに修理部門が4.8%増となったことが主な要因である。2017年に、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業・小売業は4.4%増となった。

農業・林業および漁業

農業・林業および漁業部門は、サブセクターの()農業・畜産・狩猟および農業サービス、()林業および伐採、ならびに()漁業で構成される。

2013年において、農業・林業および漁業部門は、4.2%増であった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2012年に対し7.2%増となったことが主な要因である。2013年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.9%増および0.6%増となった。

2014年において、農業・林業および漁業部門は、2013年からほぼ横ばいの4.2%増であった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2013年に対し7.3%増となったことが主な要因である。2014年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.8%増および0.6%増となった。

2015年において、農業・林業および漁業部門は、2014年の4.2%増を下回り、3.8%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2014年に対し7.9%増となったことが主な要因である。2015年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.0%増および1.8%増となった。

2016年において、農業・林業および漁業部門は、2015年の3.8%増を下回り、3.4%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2015年に対し5.1%増となったことが主な要因である。2016年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスは3.3%増となったが、林業は1.2%減であった。

2017年において、農業・林業および漁業部門は、2016年の3.4%増に比べ3.8%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2016年に対し5.9%増となったことが主な要因である。2017年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.4%増および2.3%増となった。

下表は、表示期間におけるインドネシアの最重要農産品別の統計を示したものである。

サブセクター別主要農産品の生産高

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：千トン)				
食用作物					
米	71,280	70,846	75,398	79,354	81,382

キャッサバ	23,937	23,436	21,801	20,260	19,046
トウモロコシ	18,512	19,008	19,612	23,578	27,952
サツマイモ	2,387	2,382	2,298	2,168	2,023
大豆（殻付き）	780	955	963	859	542
落花生（殻付き）	702	639	605	570	480
緑豆	205	245	271	252	253
商品作物					
乾燥ゴム	3,237	3,153	3,145	3,158	3,230
コーヒー	676	644	639	639	638
ココア	721	728	593	657	688
茶葉	145	154	133	144	146
サトウキビ	2,551	2,579	2,498	2,223	2,465
タバコ	164	198	194	196	198
パーム油	27,782	29,278	31,070	33,229	35,359
畜産					
肉	2,882	2,925	3,057	3,356	3,344
卵	1,728	1,753	1,896	2,031	2,107
ミルク	787	801	835	913	920
魚製品					
天然魚	6,115	6,484	6,678	6,399	N/A
養殖魚	13,301	14,359	15,634	16,675	N/A
林業(1)					
木材	32,456	36,975	38,813	37,552	N/A
挽材	993	1,159	1,765	1,820	N/A
合板	3,262	3,579	3,641	3,636	N/A

出所：BPS、農業省、海洋水産省、環境森林省

P：暫定値

(1) 単位は全て1,000立方メートル

N/A：入手不可

鉱業および採石業

インドネシアは、天然ガス、石炭、原油、錫、ニッケル、ボーキサイトおよび銅の大量の生産により、世界的な鉱業および採石業産業において重要な役割を担っている。

2013年において、鉱業および採石業部門は、2.5%増となった。かかる増加は、サブセクターである金属鉱物、石炭・褐炭鉱業部門ならびにその他の鉱業および採石業部門が、それぞれ7.6%増、7.4%増および4.6%増となったことが主な要因である。かかる増加は、サブセクターである石油・ガス・地熱鉱業部門が3.2%減となったことにより一部相殺された。

2014年において、鉱業および採石業部門は、2013年の2.5%増に対し0.4%増となった。かかる増加は、サブセクターであるその他の鉱業および採石業部門ならびに石炭・褐炭鉱業部門がそれぞれ4.9%増および1.4%増となったことが主な要因である。かかる増加は、サブセクターである石油・ガス・地熱鉱業部門ならびに金属鉱物部門がそれぞれ2.0%減および0.4%減となったことにより一部相殺された。

2015年において、鉱業および採石業部門は、2014年の0.4%増に対し3.4%減となった。かかる減少は、サブセクターである金属鉱物部門ならびに石炭・褐炭鉱業部門がそれぞれ10.7%減および7.3%減となったことが主な要因である。かかる減少は、サブセクターであるその他の鉱業および採石業部門ならびに石油・ガス・地熱鉱業部門がそれぞれ1.1%増および0.1%増となったことにより一部相殺された。

2016年において、鉱業および採石業部門は、2015年の3.4%減に対し0.9%増となった。かかる増加は、サブセクターであるその他の鉱業および採石業部門ならびに石油・ガス・地熱鉱業部門ならびに金属鉱物部門が、それぞれ6.4%増、2.1%増および1.8%増となったことが主な要因である。かかる増加は、2016年に、サブセクターである石炭・褐炭鉱業部門が4.1%減となったことにより一部相殺された。

2017年において、鉱業および採石業部門は、2016年の0.9%増に対し0.7%増となった。かかる増加は、サブセクターである金属鉱物部門、その他の鉱業および採石業部門ならびに石炭・褐炭鉱業部門が、それぞれ6.5%増、9.8%増および1.5%増となったことが主な要因である。かかる増加は、2017年に、サブセクターである石油・ガス・地熱鉱業部門が3.5%減となったことにより一部相殺された。

鉱業および採石部門の製品は国際流通商品であり、その価格は世界市場で決まる。したがって、このサブセクターの業績は基本的に国際市場価格に左右されることになる。下記「(3)貿易及び国際収支 - (b)主要品目別および地域別の輸出および輸入 - 輸出および輸入」を参照のこと。

石油および天然ガス

インドネシアの石油およびガス市場は、石油探査、生産、精製、輸送およびマーケティングを通じた、高度に垂直統合された事業を行う大規模で多角的な企業が存在することを特徴とする。2015年、2016年および2017年において、インドネシアの石油およびガス産業がインドネシアのGDPに占める割合は、国際原油価格の低下により、減少した。石油およびガスは、インドネシア最大の輸出品で、2017年の輸出金額合計の約9.3%（2016年は8.9%）、政府の国内歳入（サブセクターである石油およびガス部門からの所得税収を含む。）の約8.0%（2016年は5.2%）を占める。国有企業（以下「SOE」という。）であるプルタミナは、インドネシアにおける石油およびガスの生産において重要な役割を果たしている。

下表は、表示期間における生産形態別の原油生産を示したものである。

生産形態別原油生産⁽¹⁾

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万バレル)				
プルタミナ	44	42	32	30	21
生産分与契約 ⁽²⁾	257	247	243	274	197
合計	300	289	275	304	218

出所：エネルギー・鉱物資源省

P：暫定値

- (1) 原油コンデンセートの生産を含む。
- (2) 生産分与契約に定められる生産の大半はプルタミナに提供される。生産分与契約は、インドネシアの石油およびガス上流部門において使用される一般的な共同協力契約であり、この契約の下で、政府および請負人は、合意された割合に基づいた収益で測定した生産を分割することに同意する。

下表は、エネルギー・鉱物資源省石油およびガス埋蔵量評価チームが作成した見積もりに基づく表示期間におけるインドネシアの原油確認埋蔵量を示したものである。このチームは、エネルギー・鉱物資源省石油・ガス局、エネルギー・鉱物資源省石油・ガス研究開発センターおよびSKKミガスの代表者で構成されており、かかる見積もりは、SKKミガスが様々な石油およびガス請負人から受領した、適切な石油およびガス年間埋蔵量報告書に基づいている。SKKミガスは、石油およびガスの上流事業を監督する政府機関である。原油確認埋蔵量には、SKKミガスの調整の下、各関連請負人により計算された名目値または予想先物価格のいずれかにおいて経済的に回収可能な開発済の量および未開発の量が含まれる。原油確認埋蔵量の見積もりは、国際基準を用いて作成された見積もりと比較可能であり、インドネシアの直接的な経済利益を考慮せずに総量を含んでいる。見積もりは、石油技術者協会が後援する石油埋蔵量管理システムに従って作成される。

原油確認埋蔵量

年	原油確認埋蔵量
	(単位：百万ストックタンクバレル)
2013	3,692.5
2014	3,624.5
2015	3,602.5
2016	3,306.9
2017	3,170.9

出所：エネルギー・鉱物資源省

下表は、表示期間における生産形態別の原油輸出を示したものである。

生産形態別原油輸出⁽¹⁾

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万バレル)				
生産分与契約 ⁽²⁾	96	96	123	127	104

政府および政府指定⁽³⁾

合計

21	14	5	0	1
117	110	128	127	105

出所：エネルギー・鉱物資源省

P：暫定値

- (1) 原油コンデンセートの生産を含む。
- (2) 生産分与契約に定められる生産の大半はブルタミナに提供される。生産分与契約は、インドネシアの石油およびガス上流部門において使用される一般的な共同協力契約であり、この契約の下で、政府および請負人は、合意された割合に基づいた収益で測定した生産を分割することに同意する。
- (3) ブルタミナおよびSKKミガス指定の事業体による輸出は一体で報告されている。

下表は、表示期間における、ICPを用いたインドネシアの原油の平均価格を示したものである。

原油の平均価格

ICP ⁽¹⁾	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：1バレル当たり米ドル)				
	106.0	97.0	49.2	40.1	51.2

出所：エネルギー・鉱物資源省石油・ガス局

P：暫定値

- (1) ICPの記述に関しては、上記「1 発行者が国である場合」の(注4)を参照のこと。

下表は、表示期間における生産形態別の天然ガスの生産量を示したものである。

生産形態別天然ガス生産量⁽¹⁾

ブルタミナ 生産分与契約 ⁽²⁾ 合計	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万立方フィート)				
	295	309	323	299	208
	2,304	2,267	2,195	2,222	1,586
	2,599	2,576	2,518	2,521	1,794

出所：エネルギー・鉱物資源省

P：暫定値

- (1) LPGを含む。
- (2) 生産分与契約に定められる生産の大半はブルタミナに提供される。生産分与契約は、インドネシアの石油およびガス上流部門において使用される一般的な共同協力契約であり、この契約の下で、政府および請負人は、合意された割合に基づいた収益で測定した生産を分割することに同意する。

下表は、エネルギー・鉱物資源省石油およびガス埋蔵量評価チームが作成した見積もりに基づく表示期間におけるインドネシアの天然ガス確認埋蔵量を示したものである。このチームは、エネルギー・鉱物資源省石油・ガス局、エネルギー・鉱物資源省石油・ガス研究開発センターおよびSKKミガスの代表者で構成されており、かかる見積もりは、SKKミガスが様々な石油およびガス請負人から受領した、適切な石油およびガス年間埋蔵量報告書に基づいている。天然ガス確認埋蔵量は、売り上げ収益を生み出す市場性の高い量を表す。天然ガス確認埋蔵量の見積もりは、国際基準を用いて作成された見積もりと比較可能であり、インドネシアの直接的な経済利益を考慮せずに総量を含んでいる。見積もりは、石油技術者協会が後援する石油埋蔵量管理システムに従って作成される。

天然ガス確認埋蔵量

年	天然ガス確認埋蔵量
	(単位：標準状態の気体の体積で1兆立方フィート)
2013	101.5
2014	100.3
2015	98.0
2016	101.2
2017	101.4

出所：エネルギー・鉱物資源省

鉱物

共和国の主要鉱物製品は、石炭、ニッケル、銅およびボーキサイトであり、共和国は各鉱物についてかなりの資源量を有している。近年、政府は、これらの鉱物資源を用いた付加価値製品の生産および輸出を増加させる政策を進めている。

グラスベルグ鉱山

政府が2009年1月に制定した鉱業法（2009年法律第4号）（以下「鉱業法」という。）に基づき、新たに鉱業許可証（*ijin usaha pertambangan*）および特別鉱業事業許可（*ijin usaha pertambangan khusus*）（以下「IUPK」という。）の2種類の許可が制定された。鉱業法の制定後、政府は、同法に基づき（ ）国内での鉱物の加工および精製を義務づける規制、（ ）採掘活動により影響を受けた地域の再生を要求する規制、（ ）地方のコミュニティの発展および活性化、鉱物資源の最適化および保存ならびに鉱区周辺の地域の地場の採掘事業提供業者および地場のコミュニティ向けの雇用機会に関連した規制ならびに（ ）鉱業事業契約の運用を継続するために、生産業務IUPK付与のためのガイドラインを規定する生産業務特別鉱業許可の手續に関する規制を含む、様々な規制を公布した。

鉱業法に従い、PTフリーポート・インドネシア（以下「フリーポート」という。）が締結したものも含め、旧鉱業法に基づき交付された鉱業事業契約は、それぞれの契約期間終了まで有効となる。それにもかかわらず、現行の規則の下では、フリーポートを含む鉱業事業契約の当事者は、採鉱した鉱物製品をインドネシアにおいて精製することが義務付けられ、フリーポートを含む鉱業事業契約の当事者は、精鉱の輸出を継続するために、締結した鉱業事業契約をIUPKに切替える必要がある。

2017年2月20日にフリーポートの親会社であり、パプア州においてグラスベルグ銅鉱山を運営しているフリーポート・マクモラン・インクは、フリーポートと政府との間で締結された鉱業事業契約の紛争解決条項に従い、紛争が差し迫っている旨を政府に対して正式に通知したと発表した。

2017年4月4日、政府は、2017年2月から2017年10月まで有効である一時的な特別鉱業許可をフリーポートに付与した。2017年8月、フリーポートは鉱業事業契約をIUPKに切り替えること、また、グラスベルグ鉱山の51%の持分をインドネシアに譲渡することに同意した。かかる51%の持分の譲渡の時期および評価については未だ議論中である。フリーポートはまた、インドネシアでなされる加工業の雇用創出の支援および業務量の増加を目的として、インドネシアにおいて銅精鉱の加工をするための製錬所を建設することにも同意した。これと引き換えに、政府は、一定の銅製錬所の建設、該当する許可申請書の提出および一定のその他の条件を前提に、2021年満了の最初の5年間の許可をフリーポートに付与すること、また、フリーポートが鉱山を運営する許可を2041年まで追加で2度10年間ずつ延長することに同意した。

建設

過去5年間にわたり、基礎的な公共サービスインフラの発達他に、通信および物流のインフラ、輸送および電化の分野における改良事業が、建設部門の主要な推進力となった。

2013年において、建設部門は6.1%の増加となった。これは主に、政府予算の支出が減少したことが要因である。

2014年において、建設部門は2013年の6.1%増と比べ7.0%の増加となった。これは主に、建設用原材料の生産が伸びたことが要因である。

2015年において、建設部門は2014年の7.0%増と比べ6.4%増となった。これは主に、2015年第4四半期に政府の開発プロジェクトが促進されたことが要因である。

2016年において、建設部門は、2015年の6.4%増と比べ5.2%増となった。これは主に、空港や工業地域、橋梁、高速道路など、公共および民間部門が実行した複数のインフラ整備プロジェクトが要因である。

2017年において、建設部門は、2016年の5.2%増と比べ6.8%増となった。これは主に、道路や高速道路、軽量軌道交通、橋梁など、公共および民間部門が行った複数のインフラ整備プロジェクトが要因である。

輸送および倉庫

輸送および倉庫部門は、サブセクターの()鉄道輸送、()陸上輸送、()海上輸送、()川、湖およびフェリー輸送、()航空輸送ならびに()輸送のための倉庫保管および支援活動、すなわち、郵送および配達で構成される。

2013年において、輸送および倉庫部門は、7.0%増となった。サブセクターである輸送のための倉庫保管および支援活動、すなわち、郵送および配達ならびに陸上輸送は、それぞれ8.0%増および7.5%増となった。

2014年において、輸送および倉庫部門は、2013年の7.0%増と比べ7.4%増となった。2014年に、サブセクターである鉄道輸送は、過去最高の増加となり、2013年と比べ20.8%増となった。

2015年において、輸送および倉庫部門は、2014年の7.4%増と比べ6.7%増となった。2015年に、サブセクターである航空輸送は、過去最高の増加となり、2014年と比べ10.4%増となった。

2016年において、輸送および倉庫部門は、2015年の6.7%増と比べ7.4%増となった。過去最高の増加に貢献したサブセクターは、航空輸送の13.2%増、それに続く輸送のための倉庫保管および支援活動、すなわち、郵送および配達の7.5%増ならびに陸上輸送の7.1%増であった。

2017年において、輸送および倉庫部門は、2016年の7.4%増と比べ8.5%増となった。過去最高の増加に貢献したサブセクターは、鉄道輸送の19.0%増、それに続く航空輸送の11.9%増、ならびに輸送のための倉庫保管および支援活動、すなわち、郵送および配達の8.5%増であった。

その他の部門

上記の表において、表示期間に名目ベースまたは実質ベースのいずれにおいてもGDPの5%を超えたその他の部門はなかった。

国有企業の民営化

民間投資家に対するSOEの株式の政府による売却は、政府が、民間投資の促進を図り、かつ、SOEの効率性、透明性、公的説明責任およびコーポレート・ガバナンスを向上させるにあたり重要な手段となっている。

2017年12月31日現在、17の上場SOE、84の非上場SOEおよび14の特別目的事業体の計115のSOEが存在した。さらに、政府が少数株を所有する27の事業体も存在した。大多数のSOEは、製造業（28社）、倉庫および輸送業（25社）ならびに保険および金融業（19社）のものであった。

下表は、2011年以降（関連する場合はそれ以前の期間を含む。）に行われた重要な完全民営化および一部民営化の事例を示したものである。

国有企業の民営化

SOE	募集年	募集後の	政府受取金	SOE受取金
		政府持株比率		
		(%)		
		(単位：十億ルピア)		
PT Bank Tabungan Negara (Persero) Tbk	2009	72.9	-	1,819
	2012 ⁽³⁾	60.0	135.9	1,870
PT Garuda Indonesia (Persero) Tbk	2011	69.1	-	3,187
	2014 ⁽³⁾	60.5	11.2	1,448.9
PT Kertas Basuki Rachmat Tbk ⁽¹⁾	2011	-	2.6 ⁽²⁾	-
PT Atmindo Tbk ⁽¹⁾	2011	-	9.0 ⁽²⁾	-
PT Jakarta International Hotel Development, Tbk ⁽¹⁾	2011	-	18.5 ⁽²⁾	-
PT Waskita Karya (Persero) Tbk	2012	68.0	-	1,171
PT Semen Baturaja (Persero) Tbk	2013	76.2	-	1,309
PT Sarana Karya (Persero) ⁽⁴⁾	2013	-	48.2	-
PT Kertas Padalarang (Persero) ⁽⁵⁾	2013	-	12.1	-
PT Waskita Karya (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2015	68.0	-	5,289
PT Aneka Tambang (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2015	65.0	-	5,381
PT Adhi Karya (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2015	51.0	-	2,727

PT Wijaya Karya (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2016	65.0	-	6,149
PT Krakatau Steel (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2016	80.0	-	1,875
PT Pembangunan Perumahan (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2016	51.0	-	4,412
PT Jasa Marga (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2016	70.0	-	1,786
PT Waskita Beton Precast Tbk	2016	60.0	-	5,167
PT Garuda Maintenance Facility Tbk	2017	90.0	-	1,129

出所：国有企業省

- (1) 政府による少数株主持分
- (2) 2007年から未売却であった株式の売却
- (3) 新株の発行を通じた株主割当増資
- (4) 2013年政府規則第91号に基づき、共和国が保有するPT Sarana Karya (Persero)株式のPT Wijaya Karya (Persero)への売却は戦略的な売却方法を用いて行われ、2013年12月31日の受取金総額は50十億ルピアであった。
- (5) 2013年政府規則第35号および第36号に基づき、共和国が保有するPT Kertas Padalarang (Persero)株式のPerum Peruriへの売却は戦略的な売却方法を用いて行われ、2013年12月18日の受取金総額は13十億ルピアであった。
- (6) 政府からの国家資本投資基金の増額分を用いた、新株引受権の行使を通じて行われた株主割当増資

国有企業の概要

様々な産業セクターにわたるSOEのポートフォリオにより、統合された発展を促進し、また国家の戦略プロジェクトの発展を早めるための相乗効果を生じる機会がもたらされている。

SOEの数

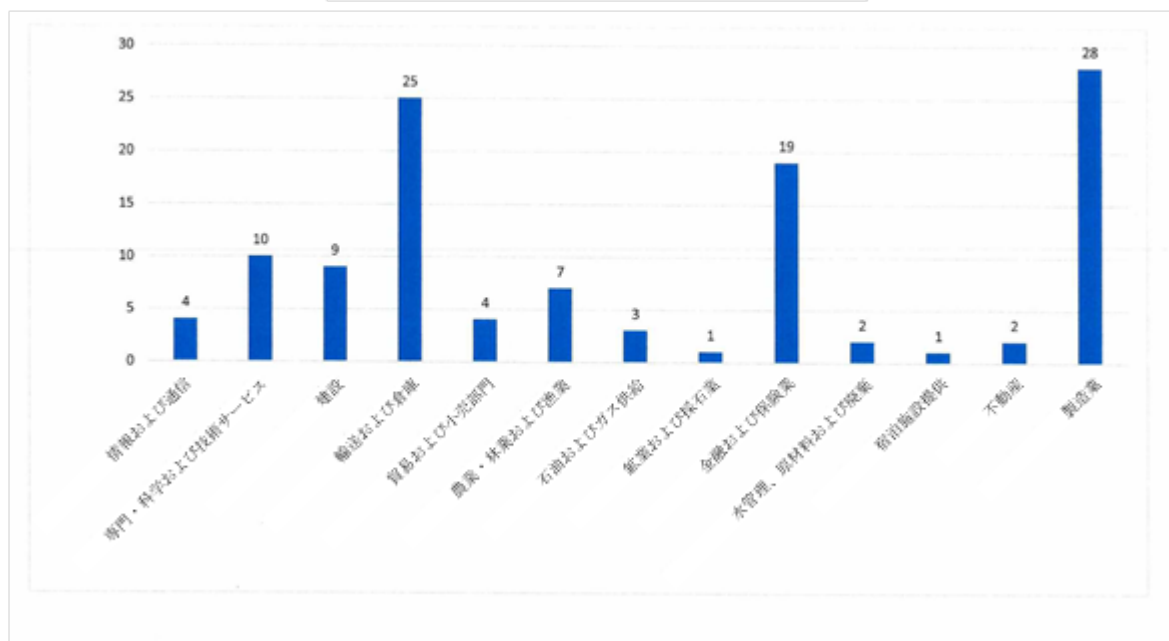
12月31日終了年度

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
上場 / 公開SOE	20	20	20	20	17
非上場SOE	105	85	84	84	84
特別目的事業体(Perum)	14	14	14	14	14
SOEの総数	139	119	118	118	115
少数党政府所有の企業	12	24	24	24	27

出所：国有企業省

政府は、2017年11月27日に開かれた臨時株主総会の決議に従って、PT Aneka Tambang (Persero) Tbk、PT Bukit Asam (Persero) Tbk、PT Timah (Persero) Tbkおよびフリーポートの国有Bシリーズの株式をPT Indonesia Asahan Aluminium (Persero) に譲渡した。

2017年12月31日現在のSOEの総数



インフラ開発

政府の重要課題は、（特に地方における）経済成長を促進し、さらなる産業発展および観光業を支え、都市交通を整備し、かつ、失業および貧困の減少によるインドネシア国民の生活および経済厚生を改善するための手段としてのインフラ開発を推し進めることである。

政府は、インフラ開発を推し進めることを目的とした、部門固有の多くの改革（関連する所轄省庁に対する、当該各所轄省庁の担当分野に係る長期インフラ開発基本計画の作成の要求を含む。）を導入している。下記「(g)経済計画 - 2015-2017年経済政策パッケージ」を参照のこと。

2015-2019年国家中期計画の一環として、政府は、国家戦略プロジェクトと称するプロジェクトのリストを選択した。かかるプロジェクトは、15の部門（道路、鉄道、海港、空港、特区、住居、国境、水、ダム、灌漑、技術、製錬所、エネルギー、農業/漁業および防波堤を含む。）および2つのプログラム（電力および航空機産業プログラムを含む。）にまたがる245のプロジェクトで構成されている。政府は、国家中期計画に基づいて行われるインフラに係るプロジェクトの経費合計が約4,197兆ルピア（313.2十億米ドル相当（2018年度予算為替レート仮定の1米ドル当たり13,400ルピアを使用））になると予想している。インドネシアのインフラ投資に係る必要資金は、利用可能な公的資金額を超過している。その結果、政府は、民間部門の投資だけでなく、公的資金（国家予算、SOEおよび地域のSOE）を利用して、当該経費のうち約40%を支払うことを予定している。当該公的資金は、都市交通に加え、主にインフラに係る基本プロジェクト、食料安全保障（灌漑、ダムなど）および輸送、物流ならびに接続性に係るプロジェクトを支援するために使われる予定である。

既存のインフラの維持および改善に加え、政府は、自国の2015-2019年国家中期計画においてインフラに係る多くの重点プロジェクトを指定している。重要インフラ整備促進委員会（*Komite Percepatan Penyediaan Infrastruktur Prioritas*）（以下「KPPIP」という。）は、道路および橋、水および衛生、精製所、電力、港、公共輸送、鉄道ならびに情報技術の8つの主な部門に関する37の重点プロジェクトを指定した。重点プロジェクトに係る費用は2,490兆ルピアになると見積もられており、かかるプロジェクトは、KPPIPから直接、一定の管理サポートを受けることができる。

政府は、インフラに係る重点プロジェクトの経費残額を、より多くの民間部門の参画、特に政府と民間部門との間のパートナーシップ（すなわち、官民連携（以下「PPP」という。））を通じて、ならびに政府およびSOEによる借入金の増加により調達する予定である。

政府は、インフラ開発プロジェクトにおいてPPPが果たす役割の重要性を認識しており、また、PPPに係る法的および規制上の枠組み（PPPに係る事業認可の取得から政府支援および政府保証の提供に至るまでの内容のもの）を定める規制を採択している。当該保証に関する議論については、下記「(6) 公債 - (b) 公債の残高 - 政府保証による偶発債務」を参照のこと。

37の重点プロジェクトに関する竣工スケジュール

下表は、2015-2019年国家中期計画に基づく37の重点プロジェクトに関する建設開始年および予定操業年を示している。

重点プロジェクト		建設開始年	予定操業年
道路および橋	バリクパバン- サマリダ間有料道路	2016年	2019年
	セラン -パナンバン間有料道路	2017年	2018年
	マナド- ビツン間有料道路	2017年	2019年
	スマトラ 8 区間の有料道路:		
	メダン -ビンジャイ	2015年	2018年
	バレンバン- インドラヤ	2015年	2018年
	バカウエニ- テルバンギ ・ プサール	2015年	2018年
	ブカンバル-ドゥマイ	2016年	2020年
	テルバンギ・プサール - プマタン・パガン	2017年	2018年
	プマタン・パガン-カユ・アグン	2018年	2018年
	バレンバン-タンジュン・アビ・アビ	2016年	2023年
	キサラン-トゥピン・ティンギ	2017年	2020年
	ジョグジャカルタ - パウエン間有料道路	2018年	2020年
	プロボリンゴ- バニウワンギ間有料道路	2017年	2020年
水および衛生	ジャカルタ下水処理システム (JSS)	2016年	2022年
	給水システム (SPAM)西スマラン	2018年	2022年
	全国首都統合沿岸開発 (NCICD) フェーズA	2016年	2018年
	給水システム (SPAM) ウムブラン	2018年	2019年
	給水システム (SPAM) ランブン	2018年	2020年
精製所	ボンタンにおける石油精製所	2018年	2022年
	トゥバンにおける石油精製所	2018年	2021年
	精製所開発マスタープラン (RDMP)	2017年	2025年
電力	PLTUムルット・タンバン	2017年	2019年
	500kV スマトラ島 送電	2016年	2019年
	中央 - ジャワ島西部間 送電線	2017年	2019年
	PLTUインドラマユ	2017年	2019年
	PLTUバタン	2016年	2020年
港	ビツン国際ハブ港	2020年	2022年
	クアラ・タンジュン国際ハブ港	2019年	2021年
	パティンバン港	2018年	2019年
	内陸水路 / チカラン-ブカシ-ジャワ海 (CBL)	2018年	2021年
公共輸送	MRTジャカルタ (南北輸送ルート)	2013年	2019年
	軽量軌道交通 (LRT) 南スマトラ島	2015年	2018年
	軽量軌道交通 (LRT) ジャカルタ、ボゴール、デボック、ブカシ	2015年	2019年
鉄道	スカルノ・ハッタ国際空港 (SHIA) 高速鉄道	2018年	2022年
	マカッサル-バレンバン間鉄道	2015年	2018年
	東カリマンタン 鉄道	2017年	2021年
情報技術	パラパ・リング・ブロードバンド	2016年	2018年

外国投資

インドネシアは、低賃金労働力に主な関心が集まることのない高付加価値産業経済への移行を進めている。政府は、経済により大きな価値を付加する下流の産業部門への投資を惹きつける能力をはじめ、いくつかの課題に取り組んでいる。インフラの未整備など、一定の問題はなお存在するが、政府は、投資家がより投資を行い易くする規制改革など、事業環境の総合的な改革に続けて取り組んでいく。

2007年4月に2007年新投資法第25号が、1967年外国投資法（1970年法律第11号により改正済み）および1968年内国投資法（1970年法律第12号により改正済み）を改善するため、両法に代わって制定された。新投資法および関連する規制により外国投資に対するインドネシアの法的枠組みが一本化され、2016年に発行された直近の投資禁止分野リスト（Negative Investment List）に示されるとおり、外国からの投資が制限される一定の経済分野が定められている。

新投資法は、所得税控除、資本財および原材料の購入に課せられる輸入関税および付加価値税（以下「VAT」という。）の減免など、税制面での一定の優遇措置を定めている。これら税制面の優遇措置は、現行税法および規則に従って認められる。一定金額および一定期間の法人税の減免は、パイオニア的な産業、すなわち、付加価値を与え、新しいテクノロジーを推進し、インドネシア経済にとって戦略的価値をもたらす幅広い波及効果を生み出す産業への新たな投資に関してのみ認められる。

その他にも政府は、政府の経済政策パッケージに示される措置をはじめ、より多くの外国直接投資を惹きつける措置を講じている。下記「(g)経済計画 - 2015-2017年経済政策パッケージ」を参照のこと。

インドネシアに対する外国投資

インドネシアに対する外国投資は、「直接投資」、「ポートフォリオ投資」および「その他の投資」に区分される。それぞれの種類の投資についての情報は、インドネシア銀行が公表する「インドネシアの国際収支に関する報告書」において説明されている。投資に関する統計を編集するにあたり、それぞれに異なる概念および方法が採用されることから、インドネシア銀行が公表する外国直接投資統計データとインドネシア投資調整庁（*Badan Koordinasi Penanaman Modal*）が「直接投資実現」に基づき公表する「政府」の外国直接投資統計データは比較することができない。

下表は、非居住者によるインドネシアに対する外国投資の額を示したものである。

インドネシアに対する外国投資

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万米ドル)				
直接投資					
出資資本	20,004	21,895	18,822	4,670	19,660
負債性金融商品	3,278	3,225	957	(201)	2,418
直接投資合計	23,282	25,121	19,779	4,469	22,078
ポートフォリオ投資					
資本性証券	(1,856)	3,259	(1,547)	1,319	(2,538)
負債性証券	14,001	20,221	18,998	15,459	26,470
ポートフォリオ投資合計	12,145	23,480	17,451	16,777	23,932
デリバティブ金融商品	(679)	(597)	(647)	(618)	(569)
その他の投資	2,645	7,699	1,748	(8,987)	2,391
外国投資合計	37,393	55,702	38,332	11,641	47,832

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

インドネシアに対する国別外国直接投資⁽¹⁾

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万米ドル)				
北米	1,112	(1,129)	706	(370)	(2,566)
アメリカ合衆国	741	(1,098)	603	(335)	(2,469)
カナダ	152	106	81	(3)	(30)
その他の北米地域 ⁽²⁾	219	(138)	22	(32)	(67)
中南米	(106)	94	395	302	449
アルゼンチン	-	0	1	0	0
ブラジル	3	(1)	23	17	16
メキシコ	0	1	0	1	1
ケイマン諸島	30	53	34	5	(169)
その他の中南米地域	(139)	42	337	279	600
ヨーロッパ	(1,652)	272	(66)	2,158	6,139
欧州連合	(1,730)	345	(2)	1,554	5,533
オーストリア	103	44	(6)	52	47
ベルギー	50	(46)	84	23	(2)
デンマーク	(6)	17	13	8	5
フィンランド	7	2	7	1	142
フランス	47	(158)	59	(106)	(51)
ドイツ	(1,292)	(354)	(479)	109	555
ギリシャ	-	-	0	8	(5)
アイルランド	8	6	2	4	95
イタリア	18	18	14	10	13

ルクセンブルグ	83	572	518	143	128
オランダ	(767)	(555)	(57)	(574)	3,993
ポルトガル	-	-	-	0	0
スペイン	3	0	0	2	106
スウェーデン	(21)	36	(13)	11	37
英国	1,108	764	(148)	1,858	455
その他の欧州連合地域	(1,071)	0	5	5	14
ロシア	0	0	0	0	1
トルコ	17	12	8	4	0
その他のヨーロッパ地域	61	(86)	(72)	600	605
アジア	17,860	21,218	15,047	14,643	18,757
日本	5,836	5,793	4,010	2,499	4,060
中華人民共和国	67	1,068	324	355	1,841
韓国	866	953	228	199	158
インド	9	3	37	54	42
香港特別行政区	416	290	1,239	1,564	596
台湾	100	87	21	24	13
サウジアラビア	0	0	0	0	1
ASEAN	10,582	13,084	9,229	9,907	11,873
ブルネイ・ダルサラーム	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
カンボジア	0	-	-	-	0
ラオス	-	-	-	-	0
マレーシア	(281)	755	330	869	1,366
ミャンマー	-	-	0	0	1
フィリピン	8	1	2	10	14
シンガポール	10,723	12,090	8,847	8,407	10,728
タイ	131	231	47	613	(256)
ベトナム	5	9	6	11	23
その他のアジア地域	(16)	(60)	(40)	41	174
オーストラリアおよびオセアニア	249	211	(61)	(3)	152
オーストラリア	249	188	(64)	(6)	170
ニュージーランド	0	19	7	0	(20)
その他のオーストラリア・オセアニア地域	0	4	(4)	3	1
アフリカ	590	857	584	(13,148)	59
南アフリカ	15	11	7	(1)	4
その他のアフリカ地域	575	847	578	(13,147)	56
その他	763	288	36	339	73
合計	18,817	21,811	16,641	3,921	23,063

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 国際収支および国際投資ポジション・マニュアル第5版（以下「BPM5」という。）が規定する方向性の原則に従った外国直接投資を示す。
- (2) バミューダ、グリーンランドならびにサンピエール島およびミクロン島を含む。

外国直接投資

下表は、非居住者によるインドネシアに対する外国直接投資の額を示したものである。

外国直接投資

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万米ドル)				
出資資本 ⁽¹⁾ ：	20,004	21,895	18,822	4,684	19,660
負債性金融商品					
流入	65,746	80,051	75,588	50,638	48,600
流出	(62,468)	(76,826)	(74,631)	(50,780)	(46,182)
負債性金融商品合計	3,278	3,225	957	(142)	2,418
直接投資合計	23,282	25,121	19,779	4,542	22,078
覚書⁽²⁾					
インドネシアへの直接投資	18,817	21,811	16,641	3,921	23,063

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 民営化および銀行再編を含む。
- (2) BPM5が規定する方向性の原則に従った外国直接投資を示す。

2013年、国外および国内における不利益な事象が、インドネシアの外国直接投資の水準、とりわけ、石油およびガスを除く部門への外国直接投資に影響を与えた。石油およびガスを除く部門への純外国直接投資は、20.9十億米ドルに減少した。また、インドネシアを拠点とした小売企業の外国保有株式を扱う国内投資家による取引および政府によるインドネシア・アサハン・アルミニウムの買収により、インドネシアの外国直接投資は減少した。SOEsによるインドネシアのオフショアブロックに参加持分を保有する外国投資家の子会社の買収にもかかわらず、石油およびガス部門への外国直接投資は、2.3十億米ドルの純流入を記録した。結果として、インドネシアに対する純外国直接投資は、2013年の23.3十億米ドルに増加した。外国直接投資の大半は、シンガポール、日本、英国、米国および韓国からのものであった。製造業、鉱業および輸送部門への投資が、外国直接投資の主な割合を占めた。

2014年、インドネシア経済の見通しを投資家が好感し、外国直接投資は堅調に推移した。2014年に純外国直接投資は25.1十億米ドルとなり、2013年の23.3十億米ドルを上回った。石油およびガスを除く部門への外国直接投資の増加は、特にムティアラ銀行の買収、ある上場企業に関する実質的なデット・エクイティ・スワップ取引および海外の特別目的事業体（以下「SPV」という。）によるグローバル債券の発行によるグループ会社間貸付の解消が大きく影響した。製造業、農業および鉱業部門が、2014年の純外国直接投資に大きく貢献した。この期間の、外国直接投資の大半は、シンガポール、日本および中国からのものであった。

2015年もインドネシア経済の見通しに対する投資家の信頼は変わることなく、外国投資家は引き続きインドネシアへの投資を行い、結果、純外国直接投資は19.8十億米ドルとなった。しかし、インドネシアの国内景気の減速を背景に2015年の純外国直接投資は2014年の外国直接投資の25.1十億米ドルを下回った。2015年の直接投資流入の大半は、ASEAN諸国に続き、日本およびその他のアジアの発展途上国（中国を含む。）からのものであった。一方で、2015年に外国直接投資に最も貢献した部門は、2014年と同じく、農業、製造業および鉱業部門であった。

2016年、世界経済が厳しい局面を迎えている中にもかかわらず、純外国直接投資は、2015年の19.8十億米ドルに対し4.5十億米ドルとなった。かかる減少は、銀行部門の売却（2016年第4四半期に外国SPVが行った、インドネシア最大の民間銀行のうちの1つの持分の国内企業への売却を含む。）が主要要因となった。製造業、貿易および農業部門が、2016年の純外国直接投資に大きく貢献した。外国直接投資の大半は、ASEAN諸国に続き、その他のアジアの発展途上国（中国を含む。）および日本からのものであった。

2017年において、純外国直接投資は、2016年の4.5十億米ドルに対し22.1十億米ドルとなった。かかる増加は、主に国内経済の有望な見通しおよびより波及効果のある投資環境によるものであり、そのことは、外国投資家がインドネシアにおける長期投資を行うことを促進している。製造業、貿易および農業部門が、2017年の純外国直接投資に大きく貢献した。外国直接投資の大半は、ASEAN諸国、それに続く日本およびヨーロッパからのものであった。

外国ポートフォリオ投資

下表は、非居住者によるインドネシアに対する外国ポートフォリオ投資の額を示したものである。

外国ポートフォリオ投資

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万米ドル)				
資本性証券：					
流入	61,640	51,200	44,763	21,727	18,526
(流出)	(63,496)	(47,940)	(46,310)	(20,408)	(21,064)
資本性証券-純額	(1,856)	3,259	(1,547)	1,319	(2,538)
負債性証券（純額）	14,001	20,221	18,998	15,459	26,470
ポートフォリオ投資合計	12,145	23,480	17,451	16,778	23,932

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

2013年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、2012年より減少した。外国ポートフォリオ投資は、12.1十億米ドルとなった。資本流入の減少は、主に2013年第3四半期および第4四半期において発生した。これは、米国における金融刺激策の縮小の公表、インドネシアにおける経常収支赤字に関する外国投資家の否定的な認識および燃料補助金引上げに続くインフレ期待の急上昇に関連する世界的な不確実性によるものであった。2013年のインドネシアに対する外国ポートフォリオ投資の低迷は、主に民間部門、とりわけ株式市場によるものであった。民間部門とは対照的に、公的部門への外国ポートフォリオ投資は黒字を記録した。かかる黒字は、政府グローバル債券およびシャリーア遵守のスクーク商品の発行に加え、外国人によるインドネシア政府のルピア建て債券への投資による純流入によるものであった。公的部門の黒字は、2013年9月に6か月から1か月に短縮された、最低保有期間政策の変更後のインドネシア銀行証書（以下「SBI」という。）への外国流入によりさらに強固なものとなった。

2014年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、23.5十億米ドルとなり、2013年の12.1十億米ドルの外国ポートフォリオ投資の流入から増加した。かかる増加は、主に公的部門が発行した負債性証券の増加を背景とした2014年の第1四半期から第3四半期によるものであった。2014年を通して、ルピア建てのポートフォリオ商品は、ポートフォリオ投資流入が増加した主な要因であった。純額ベースのルピア建て国債への非居住者流入は、11.6十億米ドルとなり、2013年の4.7十億米ドルに対して増加した。

2015年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、17.5十億米ドルとなり、2014年の23.5十億米ドルから大幅に減少した。かかる減少は、主に非居住者による国内株式の純売却高および海外の低い国債純購入額によるものであった。

2016年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、16.8十億米ドルとなり、2015年の17.5十億米ドルから減少した。かかる減少は、米国フェデラル・ファンド・レートのさらなる上昇の予想と相まった、米国大統領選挙の結果を受けた世界的に蔓延する不確実性によるものであった。これにより、とりわけ2016年第4四半期において、インドネシアからの純外国資本流出が促進された。さらに、かかる減少は、グローバルでの社債およびソブリン債の発行の減少も要因となった。

2017年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、23.9十億米ドルとなり、2016年の16.8十億米ドルから増加した。かかる増加は、より低い金利を利用するために発行された、拡大およびリファイナンス目的のより高いグローバル企業債券の発行によるものである。また、かかる増加は、長期の公的部門のルピア建てデット商品に対する高い外国資本流入によるものである。これらの発展は、継続するインドネシアの経済成長および国内経済の見通しへの投資家の信頼を背景としていた。

その他の外国投資

下表は、非居住者によるインドネシアに対するその他の投資（ポートフォリオまたは外国直接投資以外）の額を示したものであり、主に融資の実行および返済で構成されている。

その他の外国投資

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万米ドル)				
融資					
銀行部門：					
融資実行	5,735	8,436	8,663	4,741	3,521
債務返済	(4,051)	(5,885)	(7,402)	(5,307)	(4,568)
銀行部門合計	1,684	2,551	1,261	(566)	(1,047)
法人部門：					
融資実行	26,394	29,058	21,710	15,659	19,133
債務返済	(25,283)	(22,824)	(22,088)	(20,376)	(16,599)
法人部門合計	1,111	6,234	(378)	(4,717)	2,534
その他（純額） ⁽¹⁾	(151)	(1,086)	865	(2,034)	905
その他の投資合計	2,645	7,699	1,748	(7,316)	2,391

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 公的部門および貿易金融に関する融資、現金および預金、その他の民間および公的部門の債務で構成される。

2013年において、その他の外国投資は、2013年の2.6十億米ドルに減少した。公的部門へのその他の外国投資は、インドネシアのその他の投資の黒字を減少させた主因となった。その一方で、民間部門へのその他の外国投資は、非関連外貨借り入れの純融資実行額および国内銀行が保有する非居住者の預金の拡大により支えられた黒字を記録した。

2014年において、その他の外国投資は、2013年の2.6十億米ドルの純流入に対し7.7十億米ドルの純流入を記録した。インドネシアにおけるより高いその他の投資実績は、主に民間部門から生じたものであった。民間部門へのその他の外国投資の黒字は、非関連外部融資の引き出しおよび国内銀行の非居住者の預金の増加によるものであった。民間部門へのその他の外国投資は、2014年に4.2十億米ドルの国外貸付の純返済額を記録し、2013年の1.4十億米ドルから増加した。これらの発展は、外国融資からの資金調達源を削減するという政府政策を背景としていた。

2015年において、その他の外国投資は、2014年の7.7十億米ドルの黒字から、1.7十億米ドルの黒字に減少した。かかる黒字の減少は主に、国内経済成長の減速に伴う法人国外貸付の純返済額によるものであった。

2016年において、その他の外国投資は、2015年の1.7十億米ドルの黒字から、7.3十億米ドルの赤字に減少した。かかる赤字は主に、共和国および民間部門の両方による国外貸付の純支払額によるものであった。

2017年において、その他の外国投資は、2016年の7.3十億米ドルの赤字から、2.4十億米ドルの黒字に増加した。かかる黒字は主に、民間部門による国外貸付の純引き出し額および輸入品の増加に伴う取引信用の流入の増加によるものであった。

(d) 物価の動向

インフレーション

政府は定期的にインフレ目標を定め、2018年および2019年は3.5%（±1.0%）を目標に掲げた。インドネシア銀行が、政府と協調してインフレ目標を達成するための政策を策定し実行する。

さらに、インフレ管理モニタリング・チーム（*Tim Pemantauan dan Pengendalian Inflasi*）（以下「TPI」という。）が、インフレの原因を識別し分析し、中長期的に、安定した低インフレ率を維持するための政策提言を行う責任を負っている。国家レベルのTPIは、インドネシア銀行、財務省、運輸省、貿易省、農業省、エネルギー・鉱物資源省、経済調整省など数多くの省庁で構成される。また、TPIは2010年から様々な地域にも創設され、地域のインフレ率のモニタリングおよび管理を中心に政策調整を強めている。

下表は、表示期間末現在の消費者物価指数（以下「CPI」という。）およびその推移（前年比）を示したものである。

消費者物価指数の推移

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
CPI	146.8 ⁽¹⁾	119.0 ⁽²⁾	123.0 ⁽²⁾	126.7 ⁽²⁾	131.3 ⁽²⁾
前年比	8.4%	8.4%	3.4%	3.0%	3.6%

出所：BPS

P：暫定値

(1) 2007年のCPIを100として計算

(2) 2012年のCPIを100として計算

下表は、表示期間の一定の商品のCPIの前年比毎の割合の推移を示したものである。

商品別CPI前年比

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
食品	11.4%	10.6%	4.9%	5.7%	1.3%
加工食品、飲料品およびタバコ	7.5%	8.1%	6.4%	5.4%	4.1%
住宅	6.2%	7.4%	3.3%	1.9%	5.1%
衣料	0.5%	3.1%	3.4%	3.1%	3.9%
保健・医療	3.7%	5.7%	5.3%	3.9%	3.0%

教育、娯楽およびスポーツ	3.9%	4.4%	4.0%	2.7%	3.3%
輸送、通信および金融サービス	15.4%	12.1%	(1.5)%	(0.7)%	4.2%

出所：BPS

P：暫定値

インドネシアは、CPIの前年比の年間インフレの推移を測定する。

2013年において、年間インフレは、8.4%となった。輸送および通信の価格の上昇により、インフレ率は増加し、両方の部門において観測された価格が15.4%上昇した。2013年において、食品の価格は11.4%、加工食品、飲料品およびタバコの価格は7.4%、ならびに住宅および公共事業の価格は6.2%増加した。

2014年において、年間インフレは、8.4%となり、2013年のインフレ率と一致した。輸送および通信の価格の上昇が、インフレ率の増加に大きく貢献し、2014年の輸送および通信の価格は平均的に12.1%高くなった。2014年において、食品の価格は10.6%、加工食品、飲料品およびタバコの価格は8.1%、ならびに住宅の価格は7.4%増加した。

2015年において、年間インフレは、3.4%となり、2014年の年間インフレである8.4%から減少した。かかる減少は、輸送、通信および金融サービスの価格が1.5%減少した一方で、食品および住宅の価格は、それぞれ4.9%および3.3%とわずかにしか増加しなかったことが主な要因となった。

2016年において、年間インフレは、3.0%となり、2015年の年間インフレである3.4%から減少した。かかる減少は、住宅、保健・医療ならびに教育、娯楽およびスポーツの価格が、それぞれ1.9%、3.9%および2.7%とわずかにしか増加しなかったことが主な要因となった。

2017年において、年間インフレは、3.6%となり、2016年の年間インフレである3.0%から増加した。かかる増加は住宅、輸送・通信および金融サービス、衣料ならびに教育、娯楽およびスポーツの価格が、それぞれ5.1%、4.2%、3.9%および3.3%増加し、高い価格となったことが主な要因となった。

2018年4月のCPIは、132.7であった。2018年4月のインフレは、前年比3.4%であった。

(e) 労働情勢

労働および雇用

下表は、表示期間における経済の部門別の雇用労働力の割合を示したものである。

(百万人(パーセンテージを除く。))

部門	12月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在	
	2013年 ⁽¹⁾	2014年 ⁽²⁾		2014年 ⁽²⁾		2015年 ⁽²⁾		2015年 ⁽²⁾		2016年 ⁽²⁾		2016年 ⁽²⁾		2017年 ⁽²⁾		2017年 ⁽²⁾		2018年 ⁽²⁾		
	%	%		%		%		%		%		%		%		%		%		
農業	34.8	40.8	34.6	39.0	34.0	40.1	33.2	37.8	32.9	38.3	31.7	37.8	31.9	39.7	31.9	35.9	29.7	38.7	30.4	
工業	13.3	15.4	13.0	15.3	13.4	16.4	13.6	15.2	13.2	16.0	13.2	15.5	13.1	16.6	13.3	17.0	14.1	17.9	14.1	
建設	5.6	7.2	6.1	7.3	6.4	7.7	6.4	8.2	7.1	7.7	6.4	8.0	6.7	7.2	5.8	8.1	6.7	7.1	5.6	
卸売業・小売業	21.4	25.8	21.8	24.8	21.6	26.6	22.1	25.7	22.4	28.5	23.6	26.7	22.5	29.1	23.4	28.2	23.3	31.7	24.9	
輸送、倉庫および通信	4.5	5.3	4.5	5.1	4.5	5.2	4.3	5.1	4.4	5.2	4.3	5.6	4.7	5.7	4.6	5.8	4.8	6.1	4.8	
金融	2.6	3.2	2.7	3.0	2.6	3.6	3.0	3.3	2.9	3.5	2.9	3.5	3.0	3.6	2.9	3.8	3.1	3.6	2.8	
公共サービス	16.4	18.5	15.6	18.4	16.1	19.4	16.1	17.9	15.6	19.8	16.4	19.5	16.4	20.9	16.8	20.5	16.9	19.9	15.7	
その他																				
(鉱業・電気・ガスおよび水)	1.5	1.9	1.6	1.7	1.5	1.8	1.5	1.6	1.4	1.7	1.4	1.8	1.5	1.8	1.4	1.8	1.5	2.1	1.7	
合計	100.0	118.2	100.0	114.6	100.0	120.8	100.0	114.8	100.0	120.7	100.0	118.4	100.0	124.5	100.0	121.0	100.0	127.1	100.0	

出所：BPS

(1) 人口予測を加味したバックカスティングの結果を用いて推計。

(2) 人口予測を加味した結果を用いて推計。

インドネシアの男女別の雇用労働力

下表は、表示期間におけるインドネシアの男女別の雇用労働力の割合を示したものである。

(百万人(パーセンテージ(1)を除く。))

	2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在	
	2013年		2013年		2014年		2014年		2015年		2015年		2016年		2016年		2017年		2017年		2018年	
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%	
男性	71.4	61.6	70.3	62.4	72.5	61.4	71.5	62.3	73.4	60.8	72.2	62.8	73.7	61.1	72.9	61.6	74.8	60.1	74.7	61.8	76.2	60.0
女性	44.6	38.5	42.4	37.6	45.6	38.6	43.2	37.7	47.4	39.2	42.7	37.2	46.9	38.9	45.5	38.4	49.7	39.9	46.3	38.2	50.9	40.0
合計	115.9	100.0	112.8	100.0	118.2	100.0	114.6	100.0	120.8	100.0	114.8	100.0	120.7	100.0	118.4	100.0	124.5	100.0	121.0	100.0	127.1	100.0

出所：BPS

(1) 割合は、雇用労働力に対する比率で計算されている。

インドネシアの就職率・失業率(1)

下表は、表示期間におけるインドネシアの労働力人口に対する雇用・失業率を示したものである。

(百万人(パーセンテージを除く。))

	2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在	
	2013年		2013年		2014年		2014年		2015年		2015年		2016年		2016年		2017年		2017年		2018年	
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%	
雇用	115.9	94.1	112.8	93.8	118.2	94.3	114.6	94.1	120.8	94.2	114.8	93.8	120.7	94.5	118.4	94.4	124.5	94.7	121.0	94.5	127.1	94.9
失業(2)	7.2	5.9	7.4	6.2	7.1	5.7	7.2	5.9	7.5	5.8	7.6	6.2	7.0	5.5	7.0	5.6	7.0	5.3	7.0	5.5	6.9	5.1
合計	123.2	100.0	120.2	100.0	125.3	100.0	121.9	100.0	128.3	100.0	122.4	100.0	127.7	100.0	125.4	100.0	131.5	100.0	128.0	100.0	134.0	100.0

出所：BPS

(1) 労働力人口とは、インドネシアにおける15歳以上の被雇用者、一時休業者および失業者をいう。

(2) 政府は、失業率について、15歳以上で仕事がなく()求職中の者、()新規事業を立ち上げている者、()仕事が見つからないとの予想から求職していない者、および()失業率測定日後の日に仕事を開始するよう調整した者全員を含めて定義している。

近年、失業率は改善しているものの、仮に経済成長と雇用創出が人口増加のペースに追いつかない場合、失業率はインドネシアにとって引き続き問題になると予測される。若年層(15歳から24歳)の失業率は、引き続きインドネシア特有の問題として残っているが、近年改善してきている。政府は、労使関係や起業プログラムを通じて新たな仕事の領域を創出し、既存の仕事の領域を発展拡大させる政策をはじめ、数多くの政策や規制により雇用問題に対処しようとしている。政府は、起業プログラムやテクノロジーの利用、自発的な活動の奨励などを通じて、生産性が高く持続可能な仕事の機会を作り出す一方、雇用主に、雇用創出を促す様々な形態の支援(税金の免除やインフラ整備を含む。)を提供している。

2017年8月現在、インドネシアは、例年8月との比較で過去10年で最も低い失業率を記録した。この改善は、労働者の技能と有効求人において求められる技能の差が縮まったことも一つの理由である。

地方政府は、賃金に関する三者間委員会を通じて最低賃金要件を定める権限を有しており、各暦年の期首現在で最低賃金要件を決める。下表は、各年度の国の月額最低賃金および国全体の平均最低賃金の上昇率を示したものである。

年度	国内平均最低賃金	平均最低賃金の上昇率
2013年	1,296,908.5ルピア	19.1%
2014年	1,584,391.3ルピア	14.8%
2015年	1,782,211.3ルピア	12.8%
2016年	1,967,538.8ルピア	9.9%
2017年	2,074,151.0ルピア	5.4%
2018年	2,265,805.1ルピア	9.2%

出所：Kemnaker(労働省)

(f) 社会保障制度

年金および健康基金

インドネシアの年金制度は、強制加入年金基金と任意加入年金基金とで構成される。強制加入年金制度としては、PT Askes (Persero)が管理運営する公務員向け健康保険（SOEの従業員は含まない。）、PT Taspen (Persero)が管理運営する公務員向け年金制度（SOEの従業員は含まない。）、PT Asabriが管理運営する警察官および軍人向け老齢貯蓄型年金、PT Jamsostek (Persero) が管理運営する民間およびSOE（関係する法律に規定される最低限の要件を満たす企業）の従業員向け老齢年金が挙げられる。

非公務員向けの年金基金の設立は、2種類の年金基金の設立について定めている、年金基金に関する1992年法律第11号に規定される。そのうちの 하나가事業者年金基金で、民間企業の雇用主がその従業員に提供する。もう一つが金融機関年金基金で、金融機関の従業員が選択加入することができる。さらに、同法律および複数の政令に、当該年金基金が取得できる資産の種類ならびに資産および資産クラスへの容認される投資配分の基準が定められている。

2011年11月、政府は社会保障機関（*Badan Penyelenggara Jaminan Sosial*）（以下「BPJS」という。）の創設に関する法律を制定した。BPJSは、（ ）全ての国民に医療制度を提供する、健康保険に関するBPJS（以下「BPJS Kesehatan」という。）および（ ）民間部門および非正規労働者向けの社会保障給付を提供する、労働者社会保障給付に関するBPJS（以下「BPJS Ketenagakerjaan」という。）で構成される。BPJS Kesehatan とBPJS Ketenagakerjaanは2014年1月1日、政府の他の社会保障機関、具体的にはPT Jamsostek (Persero) とPT Askes (Persero)の機能を全て承継した。

BPJSを実施するため、PT Asabri (Persero)およびPT Taspen (Persero)は、（ ）警察官および軍人向け医療給付および年金の提供の管理運営をPT Asabri (Persero)に割り当て、（ ）年金および退職給付の提供の管理運営をPT Taspen (Persero)およびBPJS Ketenagakerjaanに割り当てる予定である。割り当ては、2029年までに完了する予定である。

(g) 経済計画

2005年 - 2025年国家長期開発計画

2005年からの20年間にわたる開発計画である国家長期開発計画（以下「国家長期開発計画」という。）は、憲法に規定された国家の開発目標の達成を目的としている。国家長期開発計画は、インドネシアにおける開発計画の初期段階を継続および更新するものとして策定されており、制度改革を伴う。国家長期開発計画は、国家中期開発計画（以下「国家中期開発計画」という。）と称する4つの中期計画（2005—2009年、2010—2014年、2015—2019年および2020-2024年）に分けられる。

国家長期開発計画とは、憲法の前文に以下の形式にて述べられた、国家の目標を達成するにあたり節目となる中期ビジョンを記載したものである。

1. ビジョン
2. 使命
3. 国家開発の方向性

ビジョン：独立し統一された、自治国家であり、公正で豊かな国家となること

使命：

- ・ インドネシアの全国民および国土を保護すること
- ・ 全体的な繁栄を促進すること
- ・ 国家の知的生活を発展させること
- ・ 自由、恒久平和および社会的正義に基づき世界秩序の実現に寄与すること

国家長期開発計画の開発段階

2005—2009年国家中期開発計画：インドネシアをより安全、平和、公平かつ民主的な国にし、国民の福祉を向上させることを目的としてあらゆる面において再編および開発を行う。

2010—2014年国家中期開発計画：経済競争力を改善するとともに、科学およびテクノロジーの分野における能力を含めた人的資源の質を向上させる取り組みに重点を置くことにより、あらゆる側面においてインドネシアの再編を安定化する。

2015—2019年国家中期開発計画：科学力および技術力を絶えず向上させるとともに、天然資源および質の高い人的資源を活用した経済競争力の達成に重点を置くことにより、数々の側面において全体的な開発を安定化する。

2020—2024年国家中期開発計画：数々の側面において、質および競争力の高い人的資源に支えられた競争有利性に基づく堅固な経済構造の発展に重点を置くことにより、開発の促進を通じてインドネシアの人々を独立かつ発展した、公正で豊かな国民とする。

2015—2019年国家中期開発計画（国家中期開発計画）

開発目標

- ・ 社会と人を築く
- ・ 福祉、繁栄および生産性に向けた取り組みを改善することが不平等の拡大を生み出すことになってはならない：柔軟性を阻害、抑制、縮小および減少させることなく、成長の原動力となる中低所得者の生産性を向上させることが特に重要視されている
- ・ 開発活動が環境保全能力や生態系バランスを害するまたは損なうものであってはならない

開発の3つの特性

1. 人材開発：教育、健康、住居および精神／人格
2. 第1次産業開発：食料主権、エネルギー主権および電力、海洋および船舶並びに観光および産業
3. 格差均等化と地域開発：所得グループ間および地域間：(1)村、(2)国境地帯、(3)非ジャワ、(4)東部地域

必要条件

- ・ 確実性および法執行
- ・ 治安および秩序
- ・ 政治および民主主義
- ・ 統治および改革

ビジョンおよび使命

ビジョン：相互協調に基づく自立した、強い特性を持つ主権国家としてのインドネシアの実現

7つの使命

1. 国家主権を維持し、海洋資源を確保することにより経済的自立を持続し、列島国家としてのインドネシアの特性を反映することを可能とする国家安全保障
2. 法治国家であることに基づくバランスの取れた民主的な先進社会
3. 独立した活発な外交政策と海洋国家としてのアイデンティティの強化
4. 質が高く、進歩した豊かなインドネシア国民の生活
5. 競争力のある国家
6. 国益に基づく独立かつ発展した海洋国家となること
7. 強い個性を持つ教養のある社会

9つの優先事項

1. 国民を守り、全ての市民に安全を提供する国づくり
2. 公平、効果的、民主的および信頼できる良いガバナンスを構築する
3. 統一国家として、地域と村を強化することにより国境からインドネシアを発展させる
4. 汚職のない威厳を持った信頼できる法執行制度改革を実現することにより、脆弱な国家を拒否する
5. 「スマートなインドネシア」(*Indonesia Pintar*)、「健康なインドネシア」(*Indonesia Sehat*)、「働くインドネシア」(*Indonesia Kerja*)および「繁栄するインドネシア」(*Indonesia Sejahtera*)のスローガンを掲げてインドネシア国民の生活の質を向上する
6. 国際市場におけるインドネシア国民の生産性および競争力を改善する
7. 国内経済戦略分野を促進することにより経済的な自立を実現する
8. 国家的な特性の改革を行う
9. 結束力を強固にし、社会的な回復を強化する

2015 - 2017年経済政策パッケージ

2014年の選挙でジョコ・ウィドド大統領が誕生して以来、政府は、事業拡大および発展に対してより高い波及効果のある環境の創出を通じて国内の経済成長を促すための、16の景気刺激政策パッケージを公表してきた。

下表は、各経済政策パッケージに基づく特定の政策およびイニシアチブの概要およびそれらの実施状況について記載したものである。

経済政策パッケージ	政策 / イニシアチブ (現時点までに達成されたものを含む。)	実施状況
経済政策パッケージ第1弾	2015年9月9日に公表された最初の政策パッケージは、予算支出の促進、家計の購買力の向上、国内製品の競争力向上および国内成長の刺激を目的としている。パッケージには、国民利子勘定プロジェクト（低利輸出金融の提供）を通じて輸出金融を強化する戦略や、中小企業（以下「SME」という。）向け貸付に関する利子補給を増加させるための戦略も含まれている。 事業認可取得プロセスを簡素化し、一定の国家戦略プロジェクトを促進し、低所得者層向け住宅を増加させ、低所得者層に対する米の配給を増加させ、および付加価値製品の生産を目的とした下流製品の強化のための減税を実施する規則、ならびにSME部門の発展を刺激するための政策の実施を含む第1弾政策パッケージの目標を実施するための様々な規則が発表された。	政策パッケージ第1弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第2弾	2015年9月29日に公表された政策パッケージの第2弾には、産業投資許可取得プロセスの簡素化、特定の輸送部門産業のVATを廃止することによる税務上の優遇措置の付与、統合物流施設の強化およびルビアの安定の維持のための政策が含まれている。また、本パッケージは、税金の減免要件および課税控除の承認プロセスを簡素化する。 数多くの政策および規制が第2弾政策パッケージに基づき実施された。ある政策は、工業団地への投資許可を3時間以内に迅速に発行するためのサービスを導入することにより投資を促すことを目標としている。 パッケージに含まれる別のイニシアチブは、保税物流センター（以下「BLC」という。）の設立である。BLCは、輸入関連税が留保される多目的物流倉庫である。2017年現在、76か所のBLCが稼働していた。 政府は、企業投資を増やし、国内製品の競争力を上げるために一定の刺激策も設定している。かかる財政刺激策は、免税期間の設置および課税控除の形で実施されている。	政策パッケージ第2弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第3弾	2015年10月7日に公表された政策パッケージの第3弾には、燃料、ガスおよび工業用電気の補助金の削減、投資活動に係る土地所有許可の承認手続の緩和ならびに給与所得者も受領の対象とするSME向け商業貸付の利便性の拡大のための政策が含まれている。 政府は、政策パッケージ第3弾を実施するため、一定の当面の措置を講じた。ジェット機用燃料、ディーゼル燃料およびその他一定の燃料の価格が2015年10月1日から値下げされている。また、電気の請求料率も引き下げられている。 庶民事業融資プログラム（インドネシアのSMEを支援することを目的としたプログラムで、インドネシア語の頭文字をとってKURという。）に基づく銀行融資の利用を改善するため、2018年1月1日現在、政府はKURの利率を約22%から7%に引き下げた。 政府はまた、投資活動に係る土地所有許可の承認手続を簡素化するために規則を改正し、天然ガス価格に関する規則を公布した。	政策パッケージ第3弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第4弾	2015年10月15日に公表された政策パッケージの第4弾には、公正かつ簡素化された、計画可能な州の給与体系の促進、小企業向け貸付に対する補助金の提供、ならびに農業、漁業、製造業、クリエイティブ産業従事者および海外のインドネシア人労働者などが従事する部門への小企業向け融資の拡大のための政策が含まれている。本パッケージには、従業員を削減しないよう働きかける措置も含まれている。 本パッケージの主要な政策の一つが、労働者の利益となる最低賃金の算出方法を導入した賃金制度に係る政府規則である。労働者の賃金を維持するため、賃金規則違反に対する行政上の制裁を科す際の手続を含むその他様々な規則が施行されている。 さらに、政府は、草の根レベルでの事業の成長をさらに支援するため、融資対象者および事業部門を拡大するKURプログラムの改正を行った。	政策パッケージ第4弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。

経済政策パッケージ第5弾	2015年10月22日に公表された政策パッケージの第5弾では、企業およびSOEに資産ベースの再評価を促す資産再評価に関する税務上の優遇措置が導入されている。国内の不動産投資信託（以下「REIT」という。）発行をさらに活発化するために、REITに関する二重課税制度を廃止することも提案されている。 政府は、資産の再評価を促し、不動産、財産およびインフラストラクチャーに関する投資ファンドへの二重課税を廃止する政策を採用した。さらに、政府は、シャリーア金融商品の許認可を簡素化し、インドネシアにおけるシャリーア銀行の拡大を支援する政策を実施した。	政策パッケージ第5弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第6弾	2015年11月5日に公表された政策パッケージの第6弾では、経済特区（以下「SEZ」という。）における開発促進のための税務上の優遇制度の導入、天然資源保護のための水資源の保有許可に係る調整、オンライン・システムを利用した医薬品の輸入手続の短縮が行われる。 政府は、規制緩和を目的とする3つの政策を実施した。最初の政策は、労働者を優遇する一方で、減税措置など、投資家にインセンティブを与えることでSEZの数を増やすことを目的としている。2018年1月まで、12か所のSEZが存在しており、政府は、2025年までにSEZを25か所設ける予定である。 政府は、水資源の商業利用に関する政府規則および飲料水提供システムに関する政府規則を採用した。これら2つの政府規則に基づき、政府は、水資源管理に関する協力のための契約を、かかる契約が満了するまで引き続き尊重する。政府は、水利用のためのライセンス制度を強化することにより、かかる協力業務に対する管理を強化する。 政府は、医療品および食品の原材料の輸入手続を簡素化し、手続にかかる時間を5.7時間に短縮した。また、オンライン・サービス・システムの導入により、目標より早く100%のペーパーレス化を達成した。	政策パッケージ第6弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第7弾	2015年12月4日に公表された政策パッケージの第7弾は、労働集約的な部門で働く労働者向け所得税免税措置、および34の国有地で事業を展開するSME向けの借地を無料とする証明書を通じて工業部門を下支えすることを目指している。 政府は、労働集約的な産業のためだけでなく、土地の権利手続における市民へのサービスを向上することにより、事業を行う上での優遇措置および便益の範囲を拡大した。政府は、土地権利証発行を簡素化する政策を実施した。これらには、土地鑑定士の人数の増加、土地の登記に必要な日数の14日への短縮、および電子土地登記システムの導入が含まれる。 さらに政府は、労働集約的な産業において2年間働いている従業員について所得税を軽減する2つの政策を採択した。加えて、特定の靴および衣類メーカーは現在、税制上の優遇措置を追加で受けている。	政策パッケージ第7弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第8弾	2015年12月21日に公表された政策パッケージの第8弾では、インドネシアの航空会社の競争力を高めることを目的とした航空機のスベア部品に係る輸入関税免除のための政策、およびインドネシア全体で石油精製の開発を促進するための優遇措置が導入され、「1つの地図政策（one map policy）」を通じて、政府の開発プロジェクトにおいて使用する1つの参考地図により、全島の地図を統一することが企画されている。 1つの地図政策の早期実施に関する大統領令に従い、省庁および政府機関は、それぞれ個別の行動計画に基づき1：50,000スケールのテーマに沿った地図を準備している。このプロセスは2019年末までに完了することが予定されている。 また、政府は、国内の石油精製所の建設および拡大の加速を支える大統領令を施行した。さらに政府は、新規および既存の石油精製所の建設、拡大および改修について財務上および非財務上の優遇措置も提供している。 加えて、政府は、航空機の修理または整備に必要なスベア部品および部品に関連した21個の関税項目について輸入関税を0%にすることを含む航空機整備会社に対する一定の優遇措置を導入した。	政策パッケージ第8弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。

経済政策パッケージ第9弾	2016年1月27日に公表された政策パッケージの第9弾は、SOEが行う港湾業務に関し、単一請求制度を通じて全国的な物流の効率を改善する政策や、貿易関係の書類を一元化された提出先への提出に簡素化するための「統合全国一元化窓口（Integrated National Single Window）」を導入し、輸送活動に関する支払をルビアで行うことを定め、民間の商業郵便サービスと国営郵便サービスとの間の料金格差の解消を定めている。また、政策パッケージの第9弾は、電力インフラストラクチャーの建設を加速し、再生可能エネルギー源を開発することを目標としている。 郵便サービスの効率を促進するため、郵便料金を管理する特定の規則は統一された。改正された規則は、商業郵便サービスの料金がユニバーサル郵便サービスについて政府が設定した料金より高くなければならないという要件を排除した。 さらに、国有港湾運営会社が提供する港湾サービスに係る支払は、単一の電子的請求システムにより統合される。かかる施策は、SOEのための情報技術管理策定のためのガイドライン（Guidelines for Formulation of Information Technology Management for SOEs）に関する2013年国有企業大臣規則第2号（Regulation of the Minister of SOEs Number 2 of 2013）の実施を強化することを目的としている。 インドネシアは、輸出入関連文書の円滑な処理を管理するインドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ（以下「INSW」という。）を実施している。INSWポータルは、22か所の通関手続地において導入され、2018年2月現在、約41,000人の輸入業者および約69,000人の輸出業者を対象としている。	政策パッケージ第9弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第10弾	2016年2月11日に公表された政策パッケージの第10弾には、製薬業、冷蔵業、映画産業および通信業を含む、複数部門における所有制限の緩和または撤廃により投資禁止分野リストによる規制を緩和し、外国投資を増やすための政策が含まれている。 政府は、観光業、製薬業、冷蔵業、映画産業および通信業を含む35業種を投資禁止分野リストから外した。同時に、SMEの保護および発展のため、特定の業種が投資禁止分野リストに加えられた。 政府はまた、投資制限および投資認可を緩和し、幅広い業種にわたる外国資本による株式保有制限値を引き上げる施策を実施した。	政策パッケージ第10弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第11弾	2016年3月29日に公表された政策パッケージの第11弾は、輸送部門の港湾における停泊時間、または船荷のインドネシアの港への入港から出港までの時間の短縮、輸出志向型SME向けの融資制度の改善、REITに係る税制上の優遇措置の導入および製薬業のロードマップの策定を目的としている。 政府は、（ ）REITを発行している企業に適用される、一定の不動産譲渡に係る所得税を通常の5%から0.5%にまで引き下げ、（ ）地域における投資優遇措置および便益を創出し、かつ（ ）その地域におけるREITの運用について関心がある地域を支援する規則を施行している。 停泊時間を短縮するため、政府は、INSWポータルにおいて許認可手続のための単独の認可申請設備を設置するよう全ての省庁／政府機関に要求しており、またINSWでは単独のリスク管理モデルを実行している。かかる単独のリスク管理モデルを全ての省庁および政府機関に導入することにより、2017年末までに停泊時間が3日未満に短縮された。 国内製薬産業および医療機器産業の自立および競争力の向上を促進するため、様々な省庁に向けて大統領指示書が発行された。 政府はまた、SME向けの統一的な輸出用の融資を行うために輸出業者向け庶民事業資金を実行した。	政策パッケージ第11弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。

経済政策パッケージ第12弾	2016年4月28日に公表された政策パッケージの第12弾では、事業申請、建設許可、不動産登記、通電および銀行へのアクセスに係る費用の削減および時間の短縮により、インドネシアにおける事業経営を行い易くすることに焦点が置かれている。 政府は、起業する際の申請書、様式および手続を削減し、関連する経費および最低資本要件を引き下げる施策を導入した。 建設許可取得の簡略化、少額請求裁定の改善および納税手続の簡略化を含む、その他様々な改善策が導入された。	政策パッケージ第12弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第13弾	2016年8月28日に公表された政策パッケージの第13弾には、公営住宅政策とともに、事業経営の実施を容易にするための追加措置が含まれている。さらに土地・環境計画を改善するための政策もパッケージに含まれている。 政府は、「全国百万戸住宅供給プログラム（National One Million Housing Program）」（低所得者層向けに百万戸の住居を建設する政府の5カ年プログラム）の実施を加速している。かかるプログラムは、低所得世帯向け住宅の建設に必要な許可数および許可手続にかかる時間を、33の許可および段階を11の許可および段階に削減して簡素化することに焦点を置いている。許可および段階の数を減らすことで、これらの住宅の建設に必要な日数は、経済政策パッケージ第13弾が実施される前は770日から980日であったのに対し44日に減少した。	政策パッケージ第13弾は実施中であり、その他のイニシアチブは検討中である。
経済政策パッケージ第14弾	2016年11月10日に公表された政策パッケージの第14弾では、「全国電子取引システム（Electronic-Based National Trading System）」を構築することにより電子商取引を促進することに焦点を置いている。同システムは、資金援助、課税の緩和、消費者保護、人的資源の拡大、物流支援、通信インフラ、サイバー・セキュリティおよび電子商取引ロードマップを策定する運営管理委員会の創設に関する政策を含む大統領令に基づき規制される。 政府は、2017年-2019年電子商取引ロードマップ（以下「電子商取引ロードマップ」という。）について2017年第74号大統領令を発行した。かかる電子商取引ロードマップは、インドネシアにおける電子商取引の発展を支援および促進する様々な政府機関に方向性および戦略的指針を提供する。ガイドラインは、中央、地方および地域政府に、部門別政策およびプログラムを策定するよう指示する。 電子商取引ロードマップは8つの主要分野から構成されている。（ ）資金調達、（ ）課税、（ ）顧客保護、（ ）教育および人的資源、（ ）通信基盤、（ ）物流、（ ）サイバー・セキュリティおよび（ ）（運営管理委員会の形による）調整機能の設置。これらの主要分野は、さらに26個のプログラムに分割され、2017年から2019年の間にそれぞれの政府関係者によって実行されなければならない。電子商取引ロードマップは実施中である。	政策パッケージ第14弾は実施中である。

経済政策パッケージ第 15弾	2017年 6月15日に公表された政策パッケージ第15弾では、国内物流サービス提供者の事業の発展および競争力を促進するために国内物流システムを改善することに焦点を置いている。かかる政策パッケージの目標は、INSWの強化、物流サービス提供者の競争力の強化ならびに船会社、海上保険および船舶整備事業に市場機会を与えることである。本パッケージは、() 船舶用スベア部品115品目の輸入関税を0%に下げること、() 年間約600百万米ドルの輸出入に関してサービスを提供する国内船会社の事業機会を増やすこと、() 合計700百万米ドルの価値を有する船舶を新たに70-100隻製造すること、() 2,000名の船員に新たな雇用機会を提供すること、ならびに() 地域の物流システムを発展させ、商品の流れを支援し、インフレを抑制し、収穫後作物の損傷を30%まで減らすことを目標にしている。	政策パッケージ第 15弾は実施中である。
-------------------	---	-------------------------

とりわけ、以下を目的として様々な規則が公布された。

- ・ 全国の輸送および保険会社、輸出入会社ならびに国内造船および船体整備事業の役割および規模を大きくするため。
- ・ () 輸送サービス料金の削減、() 商品輸送に係る許可要件の削除、() 港湾事業投資費用の削減、() 国内での財貨の流出入に係る文書の標準化、() 地域物流センターの開発、() 特定の船舶の取得の簡略化、および() 貨物セキュリティ無料回収方法の導入をすることにより、国内物流サービス提供者による事業の行い易さを促進し、費用を削減するため。
- ・ () 輸出入、関税および港湾サービスならびにインドネシア領土全体の監視に係る電子システムを開発するために、INSW機関への独立した権限の付与、() 違法取引を潜在的に促進する可能性のある輸出入活動の監視、() 財貨の流出入および停泊期間の短縮に係るリスク管理システムの開発、ならびに() ASEANシングルウィンドウの統合に係る監督官庁としてのINSW機関の設置、ならびに自由貿易協定の保護および実行を通して、INSWの組織および権限を強化するため。

政府は、財貨の流出入を支援するため、輸出入取引チームを設置した。このチームは、ASEAN諸国の平均非課税障壁の17%まで障壁および制限を減らすことを目指している。

経済政策パッケージ第 16弾	2017年 8月31日に公表された政策パッケージの第16弾は、事業許可の発行を迅速化し、必要な費用および時間をより確実にしつつ、かつ省庁または州当局長、知事および理事もしくは市長が発行する全ての許認可関連規則を改正することにより、省庁および地方行政部間の関係を改善することを目的としている。	政策パッケージ第 16弾は実施中である。
-------------------	---	-------------------------

本政策パッケージには、事業運営の促進に係る2017年第91号大統領令の発行、事業運営における許可の遅延について方向性を示し、解決するための作業ユニットの設置、SEZ、自由貿易圏、産業および観光ゾーンにおける許認可チェックリストの申請ならびに共同利用による許認可申請も含まれている。また、政府は、事業認可に関連する問題を解決するために、国家、行政 / 機関、州および地域 / 地方自治体レベルに様々な対策委員会 (*Satagas*) を設置した。

経済平準化政策

2017年 4月、政府は、中所得国の罫を乗り越え、インドネシアが先進国の仲間入りを果たせるようにするための経済転換に係る国家政策を具体化する経済平準化政策 (以下「EEP」という。) を公表した。EEPは、統合的な改革政策であり、() 土地、() 機会、および() 人的資本の3つの項目から構成される。

土地

・ 社会林業

- ・ 環境・林業省は、134個の許可とともに、48,911家族に対し211,522ヘクタールの面積を対象とする社会林業管理を利用できるようにする。最初は、合計15.576ヘクタールの面積を有する11の村において9,411家庭を対象とする予定である。

・ 農地改革および転用地の認可

- ・ 全国農地運用プロジェクトに基づく220,000ヘクタールおよび3,800ヘクタールの土地の転用は、合計4.5百万ヘクタールから認可される準備ができており、その一方で23,000ヘクタールの立退地および707,000ヘクタールの森林処分地も、合計4.5百万ヘクタールから再分配される準備ができています。
 - ・ 農地改革は、バンテン州、西ジャワ州、中部ジャワ州、リアウ州、西カリマンタン州、西スマトラ州、北スマトラ州およびマルク州を含む複数の州に拡大する予定である。
- ・ 都市部の貧困層向け低価格住宅
- ・ 中央政府は、都市部の貧困層のために、活動中心地、経済資源および公共交通機関へのアクセスが良い市街地における住宅開発に取り組んでいる。住宅政策の中核には、低価格の住宅用地の提供（土地利用）、安価な住宅の建設のための住宅制度および住宅金融制度の実行が含まれている。

機会

- ・ 主要部門の発展目標
- ・ EEPiは、税制度、製造業およびIT産業の発展ならびに小売部門に関連する問題に取り組むことに重点を置いた主要部門の発展目標を設定することを目指している。かかる発展目標を通じて、政府は小売部門の競争力を改善し、伝統的および近代的な小売の間のシナジー効果を強化したいと考えている。

人的資本

- ・ 職業訓練および労働市場
- ・ 職業および労働政策は、特に業界のニーズに合わせ、政府の優先プログラムを支援するため、人的資本の能力を構築するために策定される。
 - ・ 政策の各ステップも、事業分野およびポジションの再分類および優先順位付けにより、職業教育および訓練のためのロードマップを作成し、改善するために、政府により実行される。
 - ・ 各産業のための職業プログラムの強化に焦点を当てた仕事のマッチング・プログラムが設定される。
 - ・ 職業訓練制度は、自動車、観光および輸送部門に導入される。

(3) 【貿易及び国際収支】

(a) 貿易および国際収支の概要

国際的および地域の自由貿易協定への加盟

政府は、複数の国際的および地域の貿易機関に加盟することによって、国際的な貿易および投資の自由化を支援している。インドネシアは関税及び貿易に関する一般協定の1947年の署名国であり、また世界貿易機関の創設合意書に関する1994年法律第7号を批准し、世界貿易機関（WTO）の創設国にもなっている。2017年、政府は、世界貿易機関の創設に関するマラケシュ合意書を修正するプロトコルの批准に関する2017年法律第17号により、WTO貿易円滑化協定を批准した。

ASEANは、数多くの地域協定の交渉の場を提供し、2015年にASEAN加盟国首脳は、ASEAN加盟国の戦略的経済統合のロードマップとなるASEAN経済共同体ブループリント2025を採択した。

2009年、ASEAN加盟国は、経済統合を達成するためにASEANにおいて自由かつ開放された体制を築くことを目的として、ASEAN包括的投資協定を締結した。

ASEAN加盟国は、6つの自由貿易協定を締結している。すなわち、ASEAN物品貿易協定（以下「ATIGA」という。）、中国ASEAN自由貿易協定（以下「ACFTA」という。）、ASEAN-韓国自由貿易協定（以下「AKFTA」という。）、日・ASEAN包括的経済連携（以下「AJCEP」という。）、ASEANインド自由貿易協定（以下「AIFTA」という。）、ASEAN-オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（以下「AANZFTA」という。）である。さらに、インドネシアは2つの二国間貿易協定および1つの地域貿易協定、すなわち、日インドネシア経済連携協定（以下「IJ-EPA」という。）、インドネシア・パキスタン特惠貿易協定（以下「IP-PTA」という。）および共和国の大統領の承認待ちであるASEAN・香港自由貿易協定（以下「AHKFTA」という。）を締結した。これらの自由貿易協定は3つの核となる分野、具体的には、物品貿易、サービス貿易および投資を対象とする。

インドネシアが当事者となる、多くの地域間および二国間自由貿易協定（すなわち、インドネシア-欧州連合包括的経済連携協定、インドネシア-オーストラリア包括的経済連携協定およびインドネシア欧州自由貿易連合包括的経済連携協定）も現在、様々な交渉段階にある。

関税改革

輸入関税率を設定する権限は、財務大臣に授権されている。共和国は、国際市場におけるインドネシア製品の競争力を向上させ、自由貿易の確立を支援するために価格の歪みを解消する目的において、関税率を使用した政策を維持している。共和国は、ATIGA、ACFTA、AKFTA、AIFTA、AANZFTA、IJ-EPAおよびIP-PTAに基づく特惠関税を実施している。AJCEPに基づく特惠関税は、2018年に実施される予定であり、AHKFTAに基づく特惠関税は、共和国がAHKFTAを批准した後に実施される予定である。

国際収支

国際収支の数値は、経常収支および資本・金融収支に表示されるある国の財貨、サービスおよび資本の相対的な流出入を測定するものである。経常収支は、その国の財貨およびサービスの取引ならびに所得および経常移転取引を内訳項目としている。資本・金融収支は、資本の移転、非生産的、非金融資産ならびに金融資産および金融負債の取得または処分に係る全ての取引を対象としている。国際収支の黒字は外貨の純流入を示し、一方国際収支の赤字は外貨の純流出を示す。

(b) 主要品目別および地域別の輸出および輸入

輸出および輸入

2012年から、共和国は輸出および輸入データの作成に改良した手法を用い始めた。かかる改良手法は、国際的なベストプラクティスを遵守し、インドネシア銀行による他の刊行物との一貫性を高めるために実施された。かかる変更によって一部の輸出入品の区分が変更された。区分変更による修正は2005年以降に公表されたデータについて実施されている。2014年3月1日以降、輸出者は、輸出活動における運賃と保険のデータの有効性と正確性を高めるため、輸出貨物の運賃保険料込価額の申告を義務付けられている。しかしながら、2014年に導入されたこの新しい規則も輸出取引の業務プロセスを変えるに至っておらず、依然として輸出者と輸入者の間で合意された実際の取引価額が輸出額として使用されている。

下表は、インドネシア銀行が公表した、表示期間におけるインドネシアの輸出および輸入を示したものである。

輸出および輸入

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万米ドル)				
輸出：					
石油・ガス輸出(f.o.b.)	33,588	28,752	17,184	12,916	15,573
石油・ガス以外の輸出(f.o.b.)	148,501	146,541	131,941	131,554	153,314
輸出合計(f.o.b.)	182,089	175,293	149,124	144,470	168,887
輸入合計(c.i.f.)	(186,186)	(177,813)	(142,379)	(135,867)	(157,608)
貿易収支	(4,097)	(2,520)	6,746	8,603	11,278

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

2013年にインドネシアは4.1十億米ドルの貿易赤字を計上した。輸出は、インドネシアの輸出に対する需要を減少させた世界経済の減速および新興国の成長の鈍化により、2.8%減少した。輸出は、インドネシアの貿易条件の悪化および世界の物価の低下の動きが同時に起こったため、さらに縮小した。また、天然資源ベース商品の輸出に係る構造的な問題および貿易条件の悪化により、インドネシアの商品輸出実績が低迷する結果となった。同時に、輸入は1.6%減少したものの、輸入全体としては、中間層からの、特に技術商品に関連した需要の急増に国内生産が対応できなかったことから、高い水準を維持した。石油の輸入は、国のエネルギー供給構造における輸入石油への強い依存により、高い水準を維持した。

2014年にインドネシアは2.5十億米ドルの貿易赤字を計上し、2013年の4.1十億米ドルよりも赤字幅を縮小させた。かかる赤字幅の縮小は、3.7%（2013年比）の輸出の縮小幅を、4.5%（2013年比）の輸入の縮小幅が上回ったことが要因である。輸入の減少は、国内需要の減速と整合する。かかる輸出の縮小は、予想よりも緩慢な世界経済の回復および世界的な物価の継続的下落に大きく起因する。

2015年に、貿易収支は6.7十億米ドルの黒字を計上し、2014年の2.5十億米ドルの貿易赤字を上回った。これは、輸出の14.9%の減少幅を輸入の19.9%の減少幅が上回ったことが要因である。限定的な国内需要に沿って輸入が急落する一方で、長引く物価の低迷ならびに米国、中国およびシンガポールなどの貿易相手国の成長の鈍化が輸出の減少をもたらした。

2016年に、インドネシアは8.6十億米ドルの貿易黒字を計上し、2015年に計上した6.7十億米ドルの貿易黒字を上回った。黒字幅の拡大は、輸出の3.1%（2015年比）の減少幅を、輸入の4.6%（2015年比）の減少幅が上回ったことが要因である。輸出は、特に2016年下期を中心に、石炭やパーム油などの物価が改善し、それらの輸出増を背景に2015年と比べるとその減少幅は縮小した。

2017年に、インドネシアは11.3十億米ドルの貿易黒字を計上し、2016年に計上した8.6十億米ドルの黒字を上回った。貿易黒字の増加は、輸出が16.9%増の168.9十億米ドルとなり、輸入の16.0%の増加を上回ったことが要因である。かかる輸出の増加は、主に、2017年中の物価の上昇および世界的な需要の改善によるものであったが、輸入の増加は、2017年の国内経済活動の増加と一致していた。

インドネシア統計局の輸出入データ

インドネシア銀行が公表した輸出入に関するデータに加えて、BPSも、国連が発表する国際商品貿易統計マニュアルに基づき集計された輸出入に関するデータを公表している。輸出入の統計の集計方法および集計時期の違いにより、BPSが公表する輸出入データは、インドネシア銀行が公表する輸出入データとは異なっている。

下表は、BPSが公表した、表示期間におけるインドネシアの輸出および輸入を示したものである。

12月31日終了年度					3月31日に終了した3か月間
2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年 ^P
(単位：百万米ドル)					

輸出：						
石油・ガス以外の輸出	149,934.6	145,961.2	131,791.9	132,080.8	152,990.1	40,213.3
石油・ガスの輸出	32,617.4	30,018.9	18,574.4	13,105.5	15,806.6	4,052.5
輸出合計	182,552.0	175,980.1	150,366.3	145,186.2	168,796.7	44,265.8
輸入：						
石油・ガス以外の輸入	141,362.3	134,718.9	118,126.8	116,913.5	132,585.4	37,226.6
石油・ガスの輸入	45,266.4	43,459.9	24,613.1	18,723.9	24,307.6	6,756.4
輸入合計	186,628.7	178,178.8	142,739.9	135,637.3	156,893.1	43,983.0

下表は、表示期間における主要品目別のインドネシアの輸出を示したものである。

商品	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：千米ドル)				
商品	180,293,992	173,759,963	147,724,654	143,104,609	167,006,002
農産品・水産品					
コーヒー豆	1,166,406	1,030,826	1,210,617	1,000,542	1,175,625
茶葉	131,112	108,843	89,969	85,057	88,171
香辛料	554,137	577,627	780,981	698,006	568,048
タバコ	93,458	82,397	58,878	49,440	55,547
カカオ豆	443,372	201,407	118,047	85,498	55,522
小エビおよびエビ	1,467,208	1,786,335	1,331,640	1,441,142	1,543,894
その他の農産品・水産品	1,931,996	2,139,877	2,174,509	2,135,090	2,447,373
農産品・水産品合計	5,787,688	5,927,312	5,764,642	5,494,777	5,934,180
工業製品					
繊維および繊維製品	12,770,966	12,847,055	12,338,750	11,883,661	12,580,222
加工木材製品	3,510,392	3,906,760	3,813,415	3,691,540	3,756,486
パーム油	16,518,525	17,461,545	15,402,551	14,357,677	18,512,908
化学品	3,498,625	3,851,429	2,805,673	3,236,867	4,611,231
卑金属製品	8,614,179	9,085,294	7,580,115	7,436,783	9,493,976
電気器具、計器その他	10,716,148	10,108,187	8,777,604	8,386,801	8,851,781
セメント	49,657	37,365	62,539	82,332	128,604
紙および紙製品	3,732,138	3,779,966	3,599,154	3,442,980	3,877,961
加工ゴム	9,306,376	7,022,184	5,843,690	5,538,628	7,235,893
石油製品 ⁽¹⁾	3,846,251	3,165,942	1,401,627	672,387	1,439,362
液化石油ガス ⁽¹⁾	10,534	4,538	12,231	44,880	75,797
その他工業製品	40,604,203	47,338,146	44,550,999	47,886,360	51,567,366
工業製品合計	113,177,996	118,608,410	106,188,347	106,660,895	122,131,587
鉱業生産物					
銅鉱石	2,999,560	1,673,548	3,277,196	3,481,608	3,439,732
ニッケル鉱石	1,677,366	85,913	0	0	155,189
石炭	24,359,167	20,818,030	16,004,035	14,563,340	20,473,206
ボーキサイト	1,318,775	47,742	744	431	66,433
原油 ⁽¹⁾	12,187,863	8,839,625	5,641,245	4,941,219	5,254,568
天然ガス ⁽¹⁾	15,689,119	14,941,959	9,338,774	6,604,093	8,007,951
うち、LNG	10,568,458	10,293,714	6,894,365	4,841,406	5,579,444
その他の鉱業生産物	591,546	213,410	182,769	161,123	180,884
鉱業生産物合計	58,823,397	46,620,227	34,444,764	29,751,815	37,577,963
その他の商品⁽²⁾	2,504,910	2,604,014	1,326,902	1,197,123	1,362,271
その他の物品⁽³⁾	1,795,235	1,532,832	1,399,827	1,365,177	1,880,792
輸出合計	182,089,227	175,292,795	149,124,482	144,469,786	168,886,794
備考⁽⁴⁾：					
石油・ガスを除く輸出	148,500,805	146,540,725	131,940,836	131,553,644	153,313,746
石油・ガス輸出	33,588,422	28,752,069	17,183,646	12,916,143	15,573,048

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 石油・ガス輸出の構成要素
- (2) 美術品、他に特定がない物品、事業者の港湾調達財貨で構成される。
- (3) 非貨幣性金および商用品で構成される。
- (4) 二つの主要な商品群（（ ）石油・ガス、（ ）石油・ガスを除く）に基づく輸出の分類を示している。

下表は、表示期間における仕向地別のインドネシアの輸出を示したものである。

仕向地別輸出

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：千米ドル)				
アメリカ					
北米					
アメリカ合衆国	15,622,136	16,502,799	15,977,225	16,068,802	17,742,733
カナダ	775,984	754,367	724,445	733,241	820,444
その他の北米地域	1,626	1,174	1,238	1,533	1,487
北米合計	16,399,745	17,258,340	16,702,908	16,803,575	18,564,664
中南米					
アルゼンチン	448,181	237,167	238,132	219,225	266,407
ブラジル	1,569,342	1,517,378	1,181,702	1,099,466	1,229,571
メキシコ	625,022	814,494	802,893	795,730	964,726
その他の中南米地域	1,127,463	1,165,225	1,044,492	1,090,693	1,101,752
中南米合計	3,770,009	3,734,264	3,267,219	3,205,114	3,562,455
アメリカ合計	20,169,754	20,992,604	19,970,127	20,008,689	22,127,119
ヨーロッパ					
欧州連合					
オランダ	4,099,858	3,981,353	3,432,577	3,244,318	4,035,735
ベルギー	1,254,708	1,217,227	1,108,544	1,123,078	1,240,464
英国	1,618,871	1,659,576	1,521,994	1,582,654	1,405,729
イタリア	2,121,981	2,288,020	1,871,943	1,570,726	1,935,496
ドイツ	2,862,481	2,820,475	2,654,242	2,632,296	2,660,058
フランス	1,053,698	1,018,400	971,332	886,124	976,592
スペイン	1,806,692	1,938,255	1,476,585	1,578,057	2,009,431
その他の欧州連合地域	1,886,988	1,996,538	1,763,808	1,816,541	2,060,831
欧州連合合計	16,705,277	16,919,845	14,801,026	14,433,792	16,324,335
ロシア	934,132	1,056,775	993,581	1,273,965	1,225,509
トルコ	1,537,295	1,447,167	1,159,227	1,022,876	1,166,983
その他のヨーロッパ地域	913,110	693,214	1,552,167	2,692,988	1,725,671
ヨーロッパ合計	20,089,814	20,117,001	18,506,001	19,423,621	20,442,498
アジアおよび中東					
ASEAN					
ブルネイ・ダルサラーム	88,505	98,873	85,589	85,377	64,393
フィリピン	3,774,591	3,887,862	3,920,827	5,260,823	6,599,582
カンボジア	317,085	416,644	429,207	424,465	509,699
ラオス	5,086	6,212	7,135	5,863	4,199
マレーシア	10,475,415	9,454,669	7,489,169	6,860,484	8,304,685
ミャンマー	576,497	587,710	612,315	606,350	827,045
シンガポール	15,724,945	15,648,800	11,770,922	11,141,463	12,867,946
タイ	6,051,348	5,762,720	5,414,929	5,380,611	6,305,293
ベトナム	2,558,864	2,443,990	2,716,595	3,016,614	3,560,845
ASEAN合計	39,572,336	38,307,481	32,446,688	32,782,050	39,043,687
香港特別行政区	2,646,008	2,760,064	2,048,572	2,127,953	2,393,216
インド	12,969,881	12,242,603	11,635,073	10,076,131	13,995,167
イラク	171,973	70,480	94,987	91,069	126,070
日本	26,677,721	20,802,334	17,455,820	15,265,069	16,881,288
韓国	11,260,652	10,079,871	7,334,452	6,390,236	7,328,050
パキスタン	1,412,462	2,048,086	1,988,062	2,017,977	2,396,856
中華人民共和国	22,425,902	17,301,903	14,611,015	17,037,050	23,406,852
サウジアラビア	1,728,619	2,155,351	2,060,074	1,327,878	1,380,754
台湾	5,792,218	7,924,755	5,573,652	4,225,363	4,829,431
その他のアジア・中東地域	4,987,194	7,186,956	6,159,489	5,574,123	6,350,143
アジア・中東合計	129,644,966	120,879,884	101,407,884	96,914,899	118,131,514
オーストラリアおよびオセアニア					
オーストラリア	4,344,740	5,000,046	3,652,251	3,197,126	2,483,204
ニュージーランド	444,951	481,487	446,040	378,687	426,212
その他のオーストラリア・オセアニア地域	488,064	367,443	345,654	346,007	360,893
オーストラリア・オセアニア合計	5,277,755	5,848,975	4,416,946	3,921,820	3,270,309
アフリカ					
南アフリカ	1,245,443	1,378,907	665,661	727,757	685,637
その他のアフリカ地域	3,156,584	3,479,381	2,838,590	2,294,232	2,876,626
アフリカ合計	4,402,028	4,858,288	3,504,251	3,021,989	3,562,263
未分類輸出 ⁽¹⁾	2,504,910	2,596,043	1,319,272	1,178,768	1,353,089
合計 (f.o.b.)	182,089,227	175,292,795	149,124,482	144,469,786	168,886,794

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 事業者の港湾調達財貨および商用品で構成される。

下表は、表示期間における主要品目別のインドネシアの輸入を示したものである。

品目別輸入⁽¹⁾

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：千米ドル)				
商品	186,153,764	177,787,488	141,672,713	135,035,916	156,582,550
消費財					
主に家庭用第1次食品および飲料品	1,394,325	1,541,254	1,320,173	1,729,432	2,256,256
主に家庭向けに加工された食品および飲料品	2,812,575	2,750,512	2,332,869	3,008,370	2,892,394
乗用車	1,171,510	784,431	583,152	594,978	571,655
輸送機器、産業用以外	383,485	268,909	243,873	142,456	184,479
耐久消費財	1,624,973	1,415,739	1,073,667	1,208,820	1,558,140
半耐久消費財	2,150,785	1,952,560	1,965,991	2,221,224	2,841,276
非耐久消費財	2,154,691	2,158,041	2,023,181	2,154,671	2,516,427
燃料および潤滑油、加工石油製品 ⁽²⁾	14,736,636	14,504,300	8,181,422	5,146,414	7,156,986
それ以外の特定されていない消費財	450,718	531,831	737,074	824,708	777,941
消費財合計	26,879,699	25,907,577	18,461,404	17,031,073	20,755,555
原材料および付属品					
主に業務用の第1次食品および飲料品	4,348,635	4,934,923	4,100,987	4,423,376	5,172,249
主に業務用に加工された食品および飲料品	3,294,925	3,247,084	2,726,501	3,459,829	3,561,421
業務用供給品、第1次	6,180,739	5,967,884	4,616,310	3,986,892	5,018,999
業務用供給品、加工	56,624,346	56,247,051	49,421,677	47,299,348	53,844,347
資本財のパーツおよび付属品	17,191,495	15,552,758	14,628,024	15,529,878	17,287,586
輸送機器のパーツおよび付属品	8,980,793	7,128,761	6,139,368	6,384,650	7,528,897
燃料および潤滑油、第1次	13,322,222	12,896,531	8,011,548	7,197,942	7,920,735
うち、原油 ⁽²⁾	13,236,094	12,600,220	7,725,385	6,874,010	7,279,080
燃料および潤滑油、加工	17,706,610	15,702,783	8,292,444	6,833,802	9,901,034
うち、石油製品 ⁽²⁾	14,408,358	12,442,784	6,057,936	4,721,414	6,831,889
うち、液化石油ガス ⁽²⁾	3,094,502	3,039,246	2,061,615	1,841,452	2,754,544
原材料および付属品合計	127,649,765	121,677,775	97,936,858	95,115,716	110,235,267
資本財					
資本財（輸送機器を除く）	25,541,302	25,570,739	22,424,297	19,855,824	21,229,002
乗用車	1,171,510	784,431	583,152	594,978	571,655
その他の輸送機器、業務用	4,196,809	3,093,174	1,847,542	1,966,437	3,223,416
資本財合計	30,909,621	29,448,344	24,854,992	22,417,238	25,024,072
その他の商品⁽³⁾	714,679	753,791	419,459	471,889	567,656
その他の物品⁽⁴⁾	32,398	25,620	706,213	830,884	1,025,757
合計	186,186,162	177,813,107	142,378,926	135,866,800	157,608,307

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 運賃保険料込ベースのデータ
- (2) 石油・ガス輸入の構成要素として
- (3) 事業者の港湾調達財貨で構成される。
- (4) 非貨幣性金で構成される。

下表は、表示期間における相手国別のインドネシアの輸入を示したものである。

相手国別輸入⁽¹⁾

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：千米ドル)				
アメリカ					
北米					
アメリカ合衆国	8,966,943	8,139,708	7,608,621	7,419,480	8,154,380
カナダ	2,104,103	1,908,631	1,621,298	1,382,005	1,539,435
その他の北米地域	1,094	111,336	1,756	2,008	24
北米合計	11,072,140	10,159,676	9,231,676	8,803,494	9,693,839
中南米					
アルゼンチン	1,683,663	1,465,715	1,298,541	1,373,780	1,150,505
ブラジル	2,205,400	2,548,178	2,425,680	2,347,422	1,784,441
メキシコ	516,890	186,888	197,406	177,236	184,127

その他の中南米地域	600,191	540,815	392,383	449,709	567,106
中南米合計	5,006,144	4,741,596	4,314,010	4,348,148	3,686,178
アメリカ合計	16,078,284	14,901,271	13,545,685	13,151,641	13,380,017
ヨーロッパ					
欧州連合					
オランダ	999,770	912,737	794,586	710,662	1,035,680
ベルギー	652,619	583,997	560,461	492,260	631,506
英国	1,063,795	899,185	816,947	892,660	1,047,075
イタリア	1,692,133	1,720,992	1,417,856	1,388,461	1,550,213
ドイツ	4,389,557	4,104,817	3,453,948	3,152,972	3,502,171
フランス	1,568,430	1,334,831	1,337,879	1,380,662	1,630,285
スペイン	573,305	555,106	473,990	484,441	482,720
その他の欧州連合地域	2,704,189	2,646,741	2,484,948	2,222,940	2,600,327
欧州連合合計	13,643,796	12,758,406	11,340,613	10,725,058	12,479,978
ロシア	2,038,204	1,583,207	983,680	846,317	1,270,371
トルコ	1,409,107	1,035,394	249,109	308,327	575,417
その他のヨーロッパ地域	1,717,109	1,408,827	1,335,978	1,857,943	2,100,675
ヨーロッパ合計	18,808,216	16,785,834	13,909,380	13,737,645	16,426,441
アジアおよび中東					
ASEAN					
ブルネイ・ダルサラーム	677,923	610,286	126,168	88,029	38,021
フィリピン	775,382	694,808	684,289	816,532	823,612
カンボジア	17,752	18,722	21,133	25,197	27,942
ラオス	7,543	51,265	1,027	4,196	11,897
マレーシア	13,878,131	10,714,357	8,464,345	7,247,345	8,724,845
ミャンマー	72,997	122,243	159,685	112,955	145,240
シンガポール	26,687,954	24,699,196	17,784,006	14,501,421	18,202,739
タイ	10,721,002	9,770,883	8,074,329	8,647,191	9,036,445
ベトナム	2,686,495	3,399,903	3,146,337	3,228,483	3,163,823
ASEAN合計	55,525,180	50,081,662	38,461,319	34,671,348	40,174,563
香港特別行政区	1,956,494	1,892,903	1,806,733	1,814,777	3,054,928
インド	3,960,489	3,937,401	2,742,320	2,858,593	3,975,715
イラク	49	342	243	106	168
日本	19,188,165	16,866,526	13,255,694	12,981,644	15,363,442
韓国	11,761,514	11,732,612	8,424,260	6,657,910	8,351,849
パキスタン	162,555	158,655	173,600	156,774	239,310
中華人民共和国	29,792,501	30,631,469	29,381,441	30,677,815	34,292,144
サウジアラビア	6,929,195	6,343,400	3,332,183	2,720,977	2,765,635
台湾	4,488,642	3,748,062	3,145,310	2,877,222	3,268,437
その他のアジア・中東地域	5,840,125	8,180,995	4,617,161	3,661,887	4,893,791
アジアおよび中東合計	139,604,909	133,574,026	105,340,264	99,079,053	116,379,982
オーストラリアおよびオセアニア					
オーストラリア	5,088,023	5,637,313	4,811,041	5,241,353	5,914,239
ニュージーランド	796,396	837,703	637,396	660,958	732,917
その他のオーストラリアおよびオセアニア地域	86,192	42,249	29,367	37,469	173,404
オーストラリアおよびオセアニア合計	5,970,611	6,517,265	5,477,803	5,939,779	6,820,561
アフリカ					
南アフリカ	624,337	477,411	231,880	288,464	365,374
その他のアフリカ地域	4,385,126	4,803,509	3,454,454	3,198,328	3,668,277
アフリカ合計	5,009,463	5,280,920	3,686,335	3,486,792	4,033,650
未分類輸入 ⁽²⁾	714,679	753,791	419,459	471,889	567,656
合計	186,186,162	177,813,107	142,378,926	135,866,800	157,608,307

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 運賃保険料込ベースのデータ
- (2) 事業者の港湾調達財貨で構成される。

(c) 日本との貿易

インドネシア・日本間の貿易額合計

期間	輸出			輸入			貿易収支
	石油・ガス以外	石油・ガス	輸出額合計	石油・ガス以外	石油・ガス	輸入額合計	
	(単位：十億米ドル)						
2013年	16.03	10.65	26.68	18.93	0.25	19.19	7.49
2014年	14.64	6.17	20.80	16.81	0.06	16.87	3.94
2015年	12.99	4.47	17.46	13.23	0.03	13.26	4.20
2016年	13.15	2.12	15.27	12.92	0.06	12.98	2.28
2017年	14.65	2.23	16.88	15.33	0.03	15.36	1.52

2018年* 1.38 0.15 1.53 1.38 0.00 1.38 0.15

出所：インドネシア銀行—インドネシア財務統計

* 1月31日に終了した1か月

インドネシア・日本間の貿易構成比

期間	輸出		輸入	
	石油・ガス以外	石油・ガス	石油・ガス以外	石油・ガス
	(単位：%)			
2013年	60.07	39.93	98.68	1.32
2014年	70.36	29.64	99.64	0.36
2015年	74.42	25.58	99.77	0.23
2016年	86.14	13.86	99.55	0.45
2017年	86.77	13.23	99.79	0.21
2018年*	90.04	9.96	99.86	0.14

出所：インドネシア銀行—インドネシア財務統計

* 1月31日に終了した1か月

インドネシア・日本間の貿易収支

期間	輸出	輸入	貿易収支	貿易額合計
	(単位：十億米ドル)			
2013年	26.68	19.19	7.49	45.87
2014年	20.80	16.87	3.94	37.67
2015年	17.46	13.26	4.20	30.71
2016年	15.27	12.98	2.28	28.25
2017年	16.88	15.36	1.52	32.24
2018年*	1.53	1.38	0.15	2.91

出所：インドネシア銀行—インドネシア財務統計

* 1月31日に終了した1か月

上記に加え、上記「(b)主要品目別および地域別の輸出および輸入 - 仕向地別輸出」および「相手国別輸入」を参照のこと。

(d) 国際収支

2014年8月、共和国は、国際収支・国際投資ポジション・マニュアル第6版（以下「BPM6」という。）を用いて、国際収支のデータを編集する方法を変更した。この改定された方法は、国際的なベストプラクティスに従うために導入された。BPM6は漸次、インドネシアの国際収支の統計に導入される。2014年第2四半期に始められた導入の第1段階は、現在入手できるデータ・ソースを用いて、BPM6に従って、既存データの構成要素を分類し直し、当該方法を改善することである。

新しい方法への移行は、下記のデータに影響を与えている。

- 貿易収支において、次の変更が組み込まれた。(a)サービス収支の「加工用財貨」を「他者の所有物に対する物理的加工に関する製造サービス」として、「商品の修理」を「維持・修理サービス」として再分類、および(b)「事業者の港湾調達財貨」および「国際収支ベースでの商品」のみを組み入れる。
- サービス収支において、次の変更が組み込まれた。(a)「情報・コンピューター・サービス」および「コミュニケーション・サービス（郵便・運輸を除く）」を「通信、コンピューター・情報サービス」にまとめる。(b)「郵便・運輸サービス」を「輸送サービス」に再分類する。(c)「金融仲介サービス」セクションを「間接的に測定された評価」（以下「FISIM」という。）に組み入れる。
- 所得収支および経常移転収支は、2008年国民経済計算体系で使用される用語に従うためそれぞれ第1次所得収支および第2次所得収支に改名し、FISIMの導入後にかかる収支への調整が行われた。
- 金融収支では、次の変更が組み込まれた。(a)直接投資データの公表形式。以前は、資産・負債の原則（「直接投資 - 資産」および「直接投資 - 負債」）に基づいた投資の方向性の原則（外国での直接投資

および外国人によるインドネシアへの直接投資)をベースとしていた。かかる変更にもかかわらず、BPM6に従った直接投資の純額は、BPM5の純額と同じである。(b)金融派生商品のデータを独立の構成要素として含める。このデータはインドネシアの国際投資プログラム統計が表示する情報と一致する。

- ・ 経常収支では、次の変更が組み込まれた。(a)経常収支に関連する指数の計算。(b)「加工用商品」を物品からサービスに分類し直す。(c)粗生産額ではなく純額を記録する。この変更は、物品・サービスの輸入および経常収支の受領の値を小さくし、準備金の妥当性指数および債務返済比率の値を大きくすることになるが、経常収支のレベルでは、以前の方法と変わらない。

新しい方法へのシフトは、経常収支および金融収支における「純誤差脱漏」、「総合収支」および「準備金および関連項目」の値に影響しない。

下表は、表示期間における共和国の国際収支を示している。

国際収支⁽¹⁾

	12月31日終了年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P
	(単位：百万米ドル)				
経常収支	(29,109)	(27,510)	(17,519)	(16,952)	(17,293)
貿易収支 ⁽²⁾	5,833	6,983	14,049	15,318	18,892
輸出合計 (f.o.b.)	182,089	175,293	149,124	144,470	168,887
石油・ガス以外	148,501	146,541	131,941	131,554	153,314
石油・ガス	33,588	28,752	17,184	12,916	15,573
輸入合計 (f.o.b.)	(176,256)	(168,310)	(135,076)	(129,152)	(149,995)
石油・ガス以外	(132,959)	(127,729)	(112,189)	(111,464)	(127,122)
石油・ガス	(43,297)	(40,582)	(22,887)	(17,688)	(22,873)
サービス収支	(12,070)	(10,010)	(8,697)	(7,084)	(7,864)
第1次所得収支	(27,050)	(29,703)	(28,379)	(29,647)	(32,838)
第2次所得収支	4,178	5,220	5,508	4,460	4,517
資本移転等収支	45	27	17	41	46
金融収支	21,926	44,916	16,843	29,306	29,834
() 公的部門	9,730	14,136	17,588	15,992	20,515
ポートフォリオ投資	11,105	18,345	17,778	18,629	21,868
資産	848	2,965	392	1,795	(9)
負債	10,257	15,380	17,386	16,835	21,877
その他投資	(1,376)	(4,209)	(190)	(2,637)	(1,353)
資産	0	0	0	(269)	0
負債	(1,376)	(4,209)	(190)	(2,369)	(1,353)
借入	(527)	(1,243)	202	(574)	(1,362)
実行	4,947	4,035	5,139	4,619	3,645
返済	(5,474)	(5,278)	(4,937)	(5,193)	(5,007)
その他負債	(848)	(2,965)	(392)	(1,795)	9
() 民間部門	12,196	30,780	(745)	13,314	9,319
直接投資	12,170	14,733	10,704	16,136	20,151
資産	(11,112)	(10,388)	(9,075)	11,594	(1,927)
負債	23,282	25,121	19,779	4,542	22,078
ポートフォリオ投資	(233)	7,722	(1,595)	366	(1,206)
資産	(2,121)	(379)	(1,660)	423	(3,261)
負債	1,888	8,100	65	(57)	2,055
金融デリバティブ	(334)	(156)	20	(9)	(128)
その他投資	593	8,480	(9,874)	(3,179)	(9,498)
資産	(3,427)	(3,427)	(11,812)	1,768	(13,242)
負債	4,020	11,907	1,938	(4,947)	3,744
誤差脱漏	(186)	(2,184)	(439)	(305)	(1,002)
全体の残高	(7,325)	15,249	(1,098)	12,089	11,586
準備金および関連項目	7,325	(15,249)	1,098	(12,089)	(11,586)
覚書 ⁽³⁾					
外貨準備高	99,387	111,862	105,931	116,362	130,196

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) インドネシア銀行は、BPM5に従って、同銀行が公表するデータにおいてプラス記号およびマイナス記号を使用している。なお、プラス記号は流入、マイナス記号は流出を意味する。金融収支においてプラス記号は負債の増加または資産の減少、マイナス記号は資産の増加または負債の減少を示す。上表は、本書の形式に一致するよう調整されている。

- (2) 国際収支に含まれる輸出および輸入の数値はインドネシア銀行により作成されており、BPSにより作成された輸入/輸出・貿易に関するデータとは範囲および時期において異なっている。
- (3) 期末現在の外貨準備高を示している。報告期間中の全体の国際収支の黒字/赤字は、当該期間末現在の外貨準備高を増減させる。

2013年、世界経済の低迷と国内経済からの支援不足により、インドネシアの国際収支は高い圧力を受けることとなった。世界経済の低迷により、輸出がさらに縮小した一方、輸入は、中産階級消費者からの需要および石油の輸入の拡大により、高い水準を維持した。輸出の減速と輸入への高い需要により、経常収支の赤字が拡大した。

米国経済の改善に伴う米国の通貨当局による金融刺激策の縮小に関する議論が行われる中、インドネシアを含む新興国への流動性の供給が徐々に減少した。その結果、インドネシアへの外国資本の流入が減少し始めた。経常収支の赤字およびインフレ予想が外国投資家の否定的な見方を増幅させた。これらの状況は、資本・金融収支の黒字にマイナスの影響を与えた。

経常収支の赤字は、2013年3月のGDPの2.6%から2013年6月の4.2%に増加した。資本・金融収支では、米国の通貨当局の金融刺激策の縮小案に関する世界的な懸念が引き金となり、2013年7月に資本流出が増えた。2013年6月から9月の間、経常収支は引き続きGDPの3.7%と大幅な赤字を記録した。金融刺激策縮小への懸念が続く中、資本流出は2013年8月まで続いた。

2013年、インドネシア銀行は政府と合同で、経常収支の赤字をより適切な水準まで減らすために設計された複数の政策を発表した。政策は3つの主要な分野にグループ化することができる。最初のグループでは、金利政策、為替相場政策およびマクロ・ブルードレンス政策に影響を与えるよう設計されたインドネシア銀行が実行する多くの施策から構成される金融政策が取り上げられた。第2グループでは、燃料補助金および輸入を削減するための課税手段の削減などの財政政策が取り上げられた。金融政策および財政政策は共に、過剰な輸入を抑えるため、国内需要を管理することを目的としたものである。第3グループは、投資環境および経済の自立を促進する施策を改善すること（すなわち、長期的には国際収支を支えることとなる。）を含む構造政策に関連するものであった。

これらの安定化政策は、経常収支の赤字を削減することに成功した。かかる削減は、国内需要がより緩やかになったことによる輸入の減少、先進国の経済成長の改善に沿った輸出の増加および為替相場下落により達成された。経常収支の赤字のリバランスは、企業による外貨借入れの引き出し、国内銀行が保有するオフショア預金からの引き出し、および直接投資からの安定した流入による、資本・金融収支の黒字の増加によっても支えられた。資本・金融収支の黒字は、経常収支の赤字を補填するに十分であり、その結果、2013年第4四半期には、3四半期連続で赤字であった経常収支が黒字に転じた。

2013年第4四半期の展開にもかかわらず、2013年の全体の国際収支は、7.3十億米ドルの赤字となった。2013年の国際収支の赤字は、29.1十億米ドル（GDPの3.2%）の経常収支の赤字、および2013年に21.9十億米ドルに減少した資本・金融収支の黒字の減少を反映している。

2014年、経常収支は改善し、赤字は2013年の29.1十億米ドル（GDPの3.2%）から2014年の27.5十億米ドル（GDPの3.1%）に減少した。この改善は主に、インドネシア銀行が政府との密接な協力により策定した新たな政策によるものであった。経常収支の改善は、貿易収支、サービス収支および第2次所得収支の実績の改善により支えられた。貿易収支の改善は主に、消費財、原材料および資本商品の輸入の減少に反映されるように、内国市場の需要の減速を受けて石油・ガス以外の輸入が減少したことによる、2013年比の石油・ガス以外の貿易黒字の増加によるものであった。一方、国際的需要（特に中国）の減速、および国際的な商品価格の下落の継続により、石油・ガス以外の輸出は名目上減少した。それにもかかわらず、貿易収支の改善は、石油・ガス貿易赤字の拡大の継続により抑えられた。石油・ガス貿易収支の悪化は、石油輸出が減少する中で石油・ガスの輸入を増加させる国内の高いエネルギーのニーズを要因としており、石油の減産および世界的石油価格と一致していた。

サービス収支の赤字の減少は、物品の輸入の減少に伴う輸送サービスの支払の減少、インドネシアを訪れる外国人旅行者の数の増加に伴う旅行サービスの受領金の増加、および海外のインドネシア人労働者からの送金の受領の増加を要因とする。一方、第1次所得収支の赤字は、主に政府の負債証券の利息支払の増加によるインドネシアの外国負債ポジションの増額とともに増加した。

インドネシアにおける経済的基盤の改善は、2014年外国直接投資の増加をもたらした。資本移転等収支および金融収支は、主にポートフォリオ投資の形で高い外国資本流入を記録した。2014年の外国資本流入は23.5十億米ドルに達し、2013年の12.1十億米ドルから大きく増加した。ルピア建てポートフォリオ商品の海外購入の純額の増加に加えて、外国ポートフォリオ投資の流入の増加は、資金調達手段として外貨建て債券を発行する政府の措置により支えられた。

2014年の資本移転等収支および金融収支の黒字は2013年比の外国直接投資流入の増加の恩恵も受けており、資本移転等収支および金融収支は44.9十億米ドルの黒字を記録し、2013年の黒字の約2倍となった。経

常収支赤字の減少と資本移転等収支および金融収支の黒字の拡大により、2014年の国際収支は、2013年の7.3十億米ドルの赤字から、15.2十億米ドルの黒字に戻った。この黒字は外貨準備高を増額させ、これは2013年12月31日現在の99.4十億米ドルから2014年12月31日現在は111.9十億米ドルとなった。

2015年、経常収支は引き続き改善し、赤字は2014年の27.5十億米ドル（GDPの3.1%）から2015年の17.6十億米ドル（GDPの2.0%）に減少した。経常収支のかかる改善は、主に、世界的な原油価格の下落および政府の補助金改革による石油燃料の消費の低下による石油輸入量の減少に起因した、石油・ガスの貿易赤字の縮小が要因となった。一方、石油・ガス以外の輸入の減少は、国内需要の減少に伴うものであった。サービス収支の赤字幅の減少は、物品輸入の減少に伴い、輸送サービス（貨物）が減少したためである。

世界金融市場において不確実性が高まる中、2015年の資本移転等収支および金融収支は、16.8十億米ドルの黒字を記録したが、2014年の44.9十億米ドルの黒字よりも減少した。この減少は主に、直接投資流入の減少と、国内景気の減速に伴い、企業の外貨借り入れによる資金調達ニーズが低下したためである。さらに、世界の金融市場の不確実性が高まったために、外国ポートフォリオ流入額は大幅に減少した。かかる不確実性は2015年第4四半期に緩和した。一方、その他投資は、国内経済が縮小しているという投資家の認識のために、民間部門が外国銀行への預金を増加させたため、9.9十億米ドルの赤字を計上した。2015年のインドネシア全体の国際収支は、1.1十億米ドルの赤字を計上した。この結果、外貨準備高は2014年12月31日現在の111.9十億米ドルから2015年12月31日現在の105.9十億米ドルに減少した。

2016年、経常収支の赤字は、2015年の17.5十億米ドルの赤字（GDPの2.0%）から17.0十億米ドル（GDPの1.8%）となり、2015年に比べて減少した。経常収支の赤字の減少は、主に、第1次所得の赤字の増加および第2次所得の黒字の減少によって一部相殺された石油・ガス以外の貿易黒字の増加（2015年比）ならびに石油・ガスの貿易収支および輸送サービスの赤字の減少によるサービス収支の赤字の減少（2015年比）によるものであった。石油・ガスの貿易赤字の減少は、世界的な原油価格の下落および政府の補助金改革による石油燃料の消費の低下による石油輸入量の減少によるものであった。

世界の金融市場の不確実性が高まる中、2016年の資本・金融収支は、2015年の16.8十億米ドルの黒字を上回る29.3十億米ドルの黒字を計上した。かかる増加は主に、国内経済への見通しに対するプラスの景況感およびグローバル・リスクの緩和によるものであった。2016年の直接投資純額は、2015年の10.7十億米ドルから16.1十億米ドルに増加した。ポートフォリオ投資収支も、租税特赦法の確実な実行に関するプラスの景況感により黒字を計上した。その他の投資赤字は、民間部門の海外預金の引き出し純額について縮小した。

インドネシアの2016年の全体の国際収支は、2015年の1.1十億米ドルの赤字に対し、12.1十億米ドルの黒字を記録した。かかる黒字の結果、外貨準備高は2015年12月31日現在の105.9十億米ドルから2016年12月31日現在で116.4十億米ドルまで増加した。

2017年、経常収支の赤字は17.3十億米ドルに増加したが、GDPに対する比率は、2016年のGDPの1.8%に対しGDPの1.7%に改善した。赤字の増加は、主に、外国投資収益の本国送金を主な原因とする第1次所得収支の赤字の増加および、輸送サービスの赤字を主な原因とするサービス収支の赤字の増加によるものであった。これらの赤字は、石油・ガス以外の輸出の増加を主な原因とする石油・ガス以外の黒字の増加により一部相殺された。

国内経済の見通しに対する投資家の認識が改善したことにより、2017年の資本・金融収支の黒字は、2016年の29.3十億米ドルから29.8十億米ドルに増加した。かかる増加は、主に、直接投資およびポートフォリオ投資が増加したことによるものであった。直接投資の増加は、総固定資本形成に反映された国内投資活動の増加と一致しており、2016年の4.5%に対し2017年は6.2%に加速した。ポートフォリオ投資（純額）の黒字の増加は、主に、ルピア建て国債への外貨流入の増加、および、特に2017年前半における、低金利環境に支えられた社債の世界的な発行の増加によるものであった。

インドネシアの2017年の全体の国際収支は、2016年の12.1十億米ドルから微減の11.6十億米ドルの黒字を記録した。黒字は、2016年12月31日現在の116.4十億米ドルの外貨準備高から2017年12月31日現在の130.2十億米ドルに増加した。

(e) 外貨準備および外国為替相場の推移

外貨準備

下表は、表示期間の最終日における共和国の公的外貨準備の総額を、()米ドル相当額ならびに()輸入および政府の対外債務返済の月数で表したものである。これらの準備高は外国為替、金、SDRおよびIMFリザーブ・ポジションから構成されている。インドネシアは外貨準備・外国為替通貨流動性に関するIMFの特別データ公表基準要件に準拠している。

共和国の公的外貨準備高

	12月31日現在					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P	2018 ^{P(2)}
	(単位：月数を除き、百万米ドル)					
金	3,023	3,027	2,661	2,876	3,346	3,436
SDRs	2,712	2,551	2,442	1,499	1,588	1,622
IMFリザーブ・ポジション	224	211	202	1,056	1,119	1,143
外国為替 ⁽²⁾ およびその他	93,427	106,073	100,626	110,931	124,143	121,858
合計	99,387	111,862	105,931	116,362	130,196	128,059
上記合計額に相当する輸入および政府の対外債務返済の月数	5.5	6.4	7.4	8.4	8.3	7.9

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 表示日それぞれのBI仲値により米ドルに換算されている。

(2) 2018年2月28日現在

外貨準備高合計は、2013年、2014年、2015年、2016年および2017年の12月31日現在、それぞれ99.4十億米ドル、111.9十億米ドル、105.9十億米ドル、116.4十億米ドルおよび130.20十億米ドルとなった。

2018年3月31日現在の外国為替準備高は、126十億米ドルであった。これは、輸入カバレッジおよび政府の対外債務返済要件の7.7か月分に相当する。また、カバレッジ比率は、輸入カバレッジの3か月分の推奨国際比率を上回っている。

為替レート

1978年から1997年まで、インドネシアは、ルピアを通貨バスケット（外貨の構成比率をインドネシアの主要貿易相手国との貿易比率に基づかせたもの）に連動させた管理変動為替相場制を維持していた。その後、インドネシアは1997年8月以降、市場の実勢によりルピアの為替レートが決定される自由変動為替相場制を採用した。下記「(4)通貨・金融制度 - (a)通貨・金融制度および資本市場の概要 - 通貨政策」を参照のこと。

下表は、表示期間における米ドルに対するルピアの為替レートを記載したものである。

為替レート

	1米ドル当たりのルピアの金額	
	期末時点	平均
2013年	12,170	10,445
2014年	12,385	11,876
2015年	13,785	13,392
2016年	13,473	13,305
2017年	13,568	13,385
2018年		
1月	13,389	13,378
2月	13,745	13,603
3月 ^A	13,765	13,760
4月 ^B	13,913	13,809

出所：インドネシア銀行

A：2018年3月30日現在

B：2018年4月30日現在

2014年末までに、ルピアは2013年末の1米ドル当たり12,170ルピアから1米ドル当たり12,385ルピアとなり、1.8%下落した。平均では、ルピアは2013年の1米ドル当たり10,445ルピアから1米ドル当たり11,876ルピアとなり、12%下落した。ルピアの下落は、国内経済成長の鈍化および国内政治の状況が引き金となった。外部的には、ルピアへの圧力は、主に米国連邦準備銀行の正常化政策の影響に対する懸念、世界経済の鈍化およびロシア・ウクライナ国境における地政学的緊張の拡大に起因するものであった。2014年のルピア

の下落は、他の地域通貨の下落に概ね沿ったものであり、また米ドル指標（外貨バスケットに対する米ドルの価値を測定するもの）の上昇に沿ったものであった。

2015年末までに、ルピアは2014年末の1米ドル当たり12,385ルピアから1米ドル当たり13,785ルピアとなり、11.3%下落した。平均では、ルピアは2014年の1米ドル当たり11,876ルピアから2015年度は1米ドル当たり13,392ルピアとなり、11.3%下落した。米国金融政策の段階的な正常化の一環として行われるフェデラル・ファンド・レートの引き上げのタイミングを取り巻く不確実性、ギリシャ債務の危機および世界的金融政策の乖離が、ルピアに影響を与えた主な外的要因であった。また、人民元の通貨切下げに対する市場の反応を受け、ルピアを含むほとんど全ての国際通貨は値下がり圧力を受けた。国内的には、国内経済の鈍化からの圧力があった。

2016年末までに、ルピアは2015年末の1米ドル当たり13,785ルピアから1米ドル当たり13,473ルピアとなり、2.3%値上がりした。平均では、ルピアは2015年の1米ドル当たり13,392ルピアから1米ドル当たり13,305ルピアとなり、0.7%値上がりした。米国フェデラル・ファンド・レートの引上げのタイミング、英国国民投票の結果、米ドル指標の値上がりおよび2016年11月の米国選挙に対する国際市場の反応から生じる外部的圧力にもかかわらず、特に低いインフレ、経常収支赤字の改善および景気回復の持続により、国内的要素が引き続きルピアの安定に貢献した。また、租税特赦プログラムの成功がさらに投資家の信頼を支えた。

2017年末までに、ルピアは、2016年12月31日現在の1米ドル当たり13,473ルピアから2017年12月31日現在は1米ドル当たり13,568ルピアとなり、0.7%下落した。平均で、ルピアは、2016年12月31日現在の1米ドル当たり13,305ルピアから2017年12月31日現在に1米ドル当たり13,385ルピアとなり、0.6%下落した。この下落は、米国フェデラル・ファンド・レートの更なる上昇および米国の税改革への期待感により、米ドルに対するその他ほとんどの国際通貨の実際の動向と一致していた。2017年のルピアの為替レートは、2017年度第4四半期の外的要因による圧力にもかかわらず、インドネシア経済の基盤の改善に支えられ、安定していた。

(f) 外国為替管理の概要

外国為替およびルピアに対する健全性政策

1999年法律第24号外国為替活動および為替レート制度（Foreign Exchange Activities and Exchange Rate System）に基づき、居住者は全員、外国通貨を自由に所有し、使用することができる。規則により国内取引の多くで外国通貨の使用が禁じられているが、外国通貨は一般にインドネシア国内においておよびインドネシアから国外に自由に移転可能である。インドネシア銀行は、外国為替活動に関する情報およびデータを請求する権限を有し、かつ健全性原則に基づき、外国為替活動に関する規定を実施する権限を有する。

ルピアの安定性を維持し、外国当事者による投機的目的のためのルピアの使用を防止するため、ルピアは国際化されていない。とりわけ、銀行が以下の取引を行うことは、規則により禁止される。（ ）外国当事者に対するルピアまたは外国通貨建ての貸付または貸越の提供。（ ）取引による裏付けのない1百万米ドルを超えるルピアの外国当事者または海外銀行への送金。および、（ ）外国当事者が発行したルピア建て有価証券の購入。

インドネシア銀行は、金融市場を安定化させるため、ルピアに関する外国為替取引についてのいくつかの規則を定めている。安定性の高い外国為替市場は、経済的安定性を維持するための十分な流動性、取引の便宜性、公平な価格および最小限のリスクにより特徴付けられる。インドネシア銀行は、外国為替取引に関する規則の改正を通じ、流動的で、効率的で、安全な国内外外国為替市場の形成に努めている。

2015年1月1日、ノンバンク法人による外部借入に関するリスクを軽減するためのインドネシア銀行規則が施行された。これらの規則に基づき、負債の法人発行者は、限定された一定の例外のもと以下を行わなければならない。

- ・ 外国為替のオープン・ポジション（翌3か月から6か月の間に期限が到来する外国為替負債が外国通貨資産を超える場合の超過分）の25%以上をヘッジする。
- ・ 四半期末から3か月以内に満期を迎える外国為替負債に対する外国通貨資産割合として、70%の最低流動性比率を維持する。
- ・ インドネシア銀行が認める格付機関によるBB-の最低信用格付（発行体および/または銘柄）を維持する。

(4) 【通貨・金融制度】

(a) 通貨・金融制度および資本市場の概要

通貨政策

インドネシア銀行は、2つの原則に基づき通貨政策を実施する。第一に、通貨政策を支えるものとして、インフレーション目標の枠組み（以下「ITF」という。）が受諾された。第二に、変動為替相場制が導入された。同制度に基づき、インドネシア銀行は外国為替市場に介入することができるが、インドネシア銀行による介入の目的は特定の為替レートの水準を達成することではなく、過度なボラティリティを避けることである。

インドネシア銀行は、2005年7月にITFを受諾した。これは、ベースマネーを通貨政策の対象として使用していた既存の通貨政策を代替した。運用レベルでは、通貨政策に対する姿勢は政策金利（以下「BIレート」という。）の設定に反映されており、これが市場金利に反映され、その後に銀行システムにおける預金金利および貸付金利に反映されることが期待される。これらのレートの変更は、最終的にインフレに影響を与える。インドネシア銀行は通常、他の経済的要素も考慮して、設置されたインフレ目標を将来のインフレが超えることが予想される場合に、BIレートを上げる。これに対し、将来のインフレがインフレ目標を下回ると予測される場合、インドネシア銀行はBIレートを下げる。

インドネシア銀行は、通貨政策の枠組みを強化するため、2016年8月19日から、BIレートに取って代わる新たな標準金利、すなわち、インドネシア銀行7日物リバース・レポ金利（以下「BIレポ金利」という。）を導入した。BIレポ金利は、政策金利の期間を360日（BIレートにおいて使用された。）から市場金利の7日に変更する。この変更は、市場金利および銀行利率（貸付および資金調達金利の双方）に影響を与える通貨政策の実効性を改善することを目的とする。この改善は、翌日物銀行間取引金利に反映される通貨政策運用目標を達成するためのツールとしての政策金利設定の実効性を強化することを目的とする。

BIレポ金利の実施は、貸付ファシリティ（以下「LF」という。）および預金ファシリティ（以下「DF」という。）がBIレポ金利から75ベース・ポイントのスプレッドで対称的に位置付けられる、金利コリドーの正常化によっても補完された。

金融およびマクロ経済の安定性を確保するため、インドネシア銀行は、（ ）インフレ予測を固定するための政策金利、これを補足する（ ）経常収支に対する圧力を弱めるための為替レートの柔軟性、（ ）為替レートの短期の過度なボラティリティを抑えるための資本フロー管理、（ ）適切なマクロ・ブルードレンス措置、および（ ）市民との良好なコミュニケーションの確保から構成される、一連の政策手法（ポリシー・ミックス手法）を展開する。インドネシア銀行はまた、ルピア為替レートの安定性を支え、通貨政策の伝達の効率性を強化するため、金融市場を深化するよう努力している。

2016年10月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.00%から4.75%まで25ベース・ポイント下げ、DF金利およびLF金利をそれぞれ4.00%および5.50%まで25ベース・ポイント下げた。

2016年11月、インドネシア銀行はBIレポ金利を4.75%とする一方、預金ファシリティおよび貸付ファシリティ金利をそれぞれ4.00%および5.50%に維持した。このBIレポ金利を維持する決定は、低いインフレ率および小幅な経常収支赤字に見られるように、国内のマクロ経済環境の安定化に対し、米国選挙後の国際金融市場における不明確性の増大に対するインドネシア銀行の対応を反映している。

続く2016年12月から2017年7月の月次会議において、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.75%とし、DF金利およびLF金利をそれぞれ4.00%および5.50%に維持した。これらの決定は、マクロ経済および金融システムの安定性を維持し、米国の経済、金融および貿易政策の行方の不明確性、欧州および朝鮮半島における地政学的なリスク、インフレ率の世界的な上昇およびインフレに対する管理価格の影響に関する国内リスクの観点から国内経済の回復気運を維持するための、インドネシア銀行の試みを反映する。

2017年8月、インドネシア銀行はBIレポ金利を4.75%から4.50%まで25ベース・ポイント下げ、DF金利およびLF金利もそれぞれ3.75%および5.25%まで25ベース・ポイント下げた。この金利を下げる決定は、2017年および2018年にインフレ率が下がるという予想ならびに制御されている経常収支の赤字から、金融政策を緩和できるとのインドネシア銀行の考えを反映している。また、インドネシア銀行は、米国連邦準備制度理事会の連邦公開市場委員会によるフェデラル・ファンド・レート（預金取扱機関がその準備金残高を他の預金取扱機関に貸付ける際（翌日物）の金利。）の引き上げが、外的リスクの要因になる可能性があると考えており、同行のバランスシートの規模を時間をかけて縮小するという考えは後退している。金融政策の緩和は、銀行部門における仲介活動を補強し、金融システムの安定性を強化し、かつ高い経済成長を支援することが期待される。

2017年9月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.50%から4.25%まで25ベース・ポイント下げ、DF金利およびLF金利もそれぞれ3.50%および5.00%まで25ベース・ポイント下げた。これらの切り下げにより、進行中の銀行の仲介活動の改善および国内経済の回復を支援することが期待される。インドネシア銀行は、この政策金利水準が十分なものであり、予想インフレ水準およびその他の経済指標に沿ったものであると推計した。

2017年10月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.25%で維持し、DF金利およびLF金利をそれぞれ3.50%および5.00%で維持した。金利水準を維持するという決定は、国内経済の回復を刺激し、実際の国内および世界の経済動向へ留意しつつ、マクロ経済および金融システムの安定性を維持するための取り組みと一致している。インドネシア銀行は、現在の政策金利がインフレ率を目標レベルに維持し、適切な経常収支の赤字を維持するために適切であると考えている。

続く2017年11月から2017年12月の月次会議において、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.25%に維持し、DF金利およびLF金利をそれぞれ3.50%および5.00%に維持した。金利を維持するという決定は、国内経済の回復を刺激し、実際の国内および世界の経済動向へ留意しつつ、マクロ経済および金融システムの安定性を維持するための取り組みと一致している。インドネシア銀行は、現在の政策金利がインフレ率を目標レベルに維持し、適切な経常収支の赤字を維持するに十分であると考えている。また、インドネシア銀行は、同行が預金および貸付金利を引き続き下げていることによって裏付けられているように、金融政策が、特に金利チャネルを通じて成功裏に伝達されたと考えている。しかし、信用チャネルを通じた伝達は最善とはいえず、2017年10月の貸出の伸びは8.2%であった。

2018年1月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.25%に維持し、DF金利およびLF金利をそれぞれ3.50%および5.00%に維持した。この方針は、マクロ経済および金融システムの安定性を維持するための取り組みと一致しており、国内経済の回復気運も作っている。また、インドネシア銀行は、金融政策の運営枠組みの改革のフォローアップとして、平均最低準備率の実施を加速することを決定した。銀行の仲介および流動性管理を促進するため、インドネシア銀行は、資金調達額に対する貸出額の比率、預金額に対する資金調達額の比率、およびマクロ・プルーデンス流動性バッファに係る規則を実行することにより、マクロ・プルーデンス政策を改良した。金融政策の緩和は、銀行が預金および貸付金利を引き続き下げたことから、金利チャネルを通じて成功裏に伝達されたが、信用チャネルを通じた伝達は、効果が低かったため、2017年11月の貸付の伸びは7.5%に低下した。

2018年2月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.25%に維持し、DF金利およびLF金利をそれぞれ3.50%および5.00%に維持した。この方針は、国内経済の回復を支援しつつ、マクロ経済および金融システムの安定性を維持するための取り組みと一致している。インドネシア銀行は、国内経済の回復気運を作るという点に関しては、金融政策の緩和のために行われた過去の取り組みが適切であったと考えている。金融およびマクロ・プルーデンス緩和政策は、銀行が預金および貸付金利を下げていることによって裏付けられているように、金利チャネルを通じて成功裏に伝達された。信用チャネルを通じた伝達は、選別融資と組み合わせられた新規ローンに対する需要の軟化により、引き続き効果的でないままであった。2017年の貸付の伸びは、2016年の7.9%に対し、8.2%に上昇した。

2018年3月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.25%に維持し、DF金利およびLF金利をそれぞれ3.50%および5.00%に維持した。この方針は、国内経済の回復を支援しつつ、マクロ経済および金融システムの安定性を維持するための取り組みと一致している。インドネシア銀行は、国内経済の回復気運を作るという点に関しては、金融政策の緩和のために行われた過去の取り組みが適切であったと考えている。インドネシア銀行はまた、金融およびマクロ・プルーデンス緩和政策は、金利というチャネルを通じて成功裏に波及したと考えている。それでもなお、与信というチャネルを通じた波及は、選別融資に加えて新規ローンに対する需要の軟化により、引き続き効果的でないままであった。結果として、2018年1月の貸付の伸びは、2017年12月の8.2%（前年比）から、7.4%（前年比）に低下した。

金融制度

インドネシアのセーフティ・ネットおよび危機管理

2016年4月、危機管理のための調整枠組みおよびインドネシア金融セーフティ・ネット参加者（以下「KSSK」という。）間の決定を刷新し、監督者としての立場の強化、銀行の流動性および再発防止策の強化に重点を置くことへの改善も含めた金融システム危機防止管理法が可決された。これらの調整済み政策の対応は、KSSKによる潜在的な混乱の特定を可能にする制度化された早期警告システムおよび危機管理プロトコルを可能にし、効果的な政策対応および解決手段を決定する。

財務省は、金融セーフティ・ネット参加者として、金融システムの安定性の保護にも貢献している。突然の資本流出などの混乱事由が生じた場合、市場の信認および安定性を維持するために必要な政策対応を決定するために危機管理プロトコルが実施される。政策対応には、特に、ソブリン債市場の安定性を維持することを目的として複数のSOEとの間で買戻しを実施する仕組みを提供する債券安定化枠組みおよび、より長期の証券の発行によって資金をより長期の満期を有する証券に切り替え、負債の満期を延ばし、リファイナンスに伴うリスクを減少させるために債務を入れ替えることが含まれる。

インドネシア預金保険公社および流動性サポート

2005年9月以降、インドネシア預金保険公社（以下「IDIC」という。）は顧客預金を保証し、金融システムの安定性の維持に積極的に関係するようになった。インドネシアで業務を行う全ての銀行は、IDICに参加することが義務付けられている。現在のIDICの保証範囲は、1銀行について1預金者当たり20億ルピアが上限である。IDICは、参加銀行の免許がインドネシア金融庁（*Otoritas Jasa Keuangan*）（以下「OJK」という。）により取り消された場合、手続に従い、預金保険請求の支払を行う。付保預金の上限金額は、特に、潜在的に銀行制度に対する公共の信頼を低下させうる、または金融システムの安定性に影響を与えうる危機が生じた場合に調整される可能性がある。

突然の資本フローの逆流に対応する政府の政策は、なかでも危機管理プロトコルの実施を含み、かかるプロトコルは、財務省、インドネシア銀行、OJKおよびIDICの協力を含む。金融危機が生じた場合、政策上の措置には、混乱の際の安定化のための買戻しの実施、ソブリン債市場の安定性を維持するための政府機関、インドネシア銀行、SOE、規制当局およびその他の市場参加者の協力を強化するための措置、より長期の証券の発行により資金をより長期の満期を有する証券への投資、ならびに負債の満期を延ばし、リファイナンスに伴うリスクを減少させるための債務の入れ替えの促進を含む場合がある。

2016年4月、議会は、財務省、インドネシア銀行、OJKおよびIDICからの代表者を含む金融システム安定化委員会の設置を通じ、金融システム危機の防止および解決における財務省、インドネシア銀行、OJKおよびIDICの責任のより明確な区別を規定する、2016年法律第9号金融システム危機防止管理法を可決した。金融システム安定化委員会は、金融システムの主要分野の定期的な監視に基づき、協調的な政策対応を提供することを目指している。

銀行制度

銀行部門に関する政府の政策は、銀行制度の強化に主眼を置く。

インドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行が準拠する法律は2004年に改正され、なかでも、政府がインドネシア銀行との協議により決定するインフレ目標を達成するための通貨政策をインドネシア銀行が実施する旨が規定された。同法は、インドネシア銀行内部の財務管理の監視の実施においてDPRを支援するための、インドネシア銀行監督委員会（以下「監督委員会」という。）の設置も規定する。監督委員会は、DPRが選出し大統領が指名する5名のメンバーから構成され、任期は3年である。2004年1月の改正はまた、インドネシア銀行が金融制度の安定化を確保するための最後の貸し手となる旨を定める。インドネシア銀行の銀行監督機能は、2013年12月31日にOJKに移管された。2008年の中央銀行法に対する直近の改正は、主に、シャリーア金融に対する担保規制（そのうちいくつかの条項は、2016年4月の金融制度危機防止管理法の施行により取り消された。）を変更するためであった。

当局は、ミクロ・ブルーデンスおよびマクロ・ブルーデンスの監督強化により、リスクを軽減させる。ミクロ・ブルーデンス監督は、現地および現地外の監督を通じて健全性規則の充足を確保するため、個別の銀行または金融機関に対して実施される。マクロ・ブルーデンス監督もまた、業界全体のレベルで健全性規則が遵守されていることの確保を目指す。

ミクロ・ブルーデンス監督の強化枠組みにおいて、困窮に陥った銀行の兆候をリスクに基づきより良く予測するための調査を支援し改善するため、ならびに研修プログラム、配属プログラムおよび認定プログラムを通じ人的資源の質を強化するため、インドネシア銀行およびOJKにより多くの措置が導入された。

また、マクロ・ブルーデンスの側面を強化するため、監督において使用されるツールおよび手法、なかでも、ストレス・テスト、デフォルト率分析、遷移行列およびその他の早期警戒メカニズムの改良が進められている。金融システム・セーフティ・ネットの設置もまた、生じる可能性のある潜在的システム・リスクの軽減において当局を支援する。

OJKは、バーゼル枠組みなどの国際基準に合致する銀行規則を公布した。資本改革に関し、OJKは2013年12月にバーゼル 資本枠組みに関するルールを発行し、これは2016年2月に改正された。これらは、（ ）規制資本の質の向上、（ ）6%の最低Tier 1比率および4.5%のCET 1比率とともに、リスク・プロファイルに基づく8%から14%の最低資本要件の設定、ならびに（ ）リスク・プロファイルに基づく最低資本要件を超える十分なバッファの積み上げ（資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファおよびD-SIBに関する資本サーチャージを含む。）を対象とする。2015年、OJKは、D-SIB手法および資本サーチャージ適用に関する規則を公布し、これは2016年1月に初めて適用された。

バーゼル の実施政策の一環として、OJKはバーゼル 流動性枠組み、流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）、純安定調達比率（以下「NSFR」という。）およびデリバティブ取引に関連する計算であるリスク加重資産（以下「RWA」という。）のための規則を公布した。LCR規則は、2015年12月に公布され、銀行に、短期流動性を、30日間その流動性需要を満たす高品質流動資産により維持するよう求めている。NSFR規則は2017年7月に公布され、銀行が利用可能な安定調達額と銀行に求められる安定調達額を比較することにより、銀行の長期流動性リスクを評価するための指標としてNSFRを使用している。NSFR規則は、

銀行に、活動への資金を安定的かつ適切な資金源から提供するように求めることにより、長期流動性リスクを削減することを目指している。デリバティブ取引のためのRWA計算に関連する規則は2017年9月に公布されたものであり、取引相手の信用リスクによるデリバティブ取引のリスク・エクスポージャーを計算する際の指針を提供するものである。

金融制度危機防止管理法に基づき、OJKは、2017年4月にシステム上重要な銀行の再生計画に関する規則を公布した。これらの規則は、システム上重要な銀行に対し、再生計画を準備し、提出させる要件を設定している。また、システム上重要な銀行は、準備された再生計画に関連してガイドラインを作成するように求められている。かかるガイドラインは、再生計画の実施を支援するガバナンス原則を考慮して作成される。加えて、システム上重要な銀行は、少なくとも年に1度、その再生計画の妥当性を査定するために評価を行い、ストレス・テストを実施するよう義務付けられている。

2017年12月31日現在、総銀行資産は、7,387.6兆ルピアの商業銀行資産および125.9兆ルピアの地方信用銀行の資産からなる7,513.1兆ルピアであった。

イスラム金融制度

世界でも最大規模のイスラム教徒の人口を有するインドネシアは、イスラム銀行業界が急速に成長するための条件が整った国であると政府は考えている。当該業界においては、イスラム教徒のコミュニティに対し、シャリーアの基本原則に沿った新たな金融商品および金融サービスが提供されている。イスラム銀行業界に適用されるこれらのシャリーアの基本原則は、*mudharabah*（損益分担）、*wadiah*（保護預かり）、*musharaka*（合弁事業）、*murabahah*（コスト上乗せ）および*ijar*（リース）に関連するシャリーアの概念を含んでいる。シャリーアは、全ての金銭貸付について支払われる利息と定義される*riba*、すなわち高利を禁止している。また、イスラム教の基本原則に反すると考えられる商品やサービス（例えば豚肉やアルコール）を提供する事業への投資も、シャリーアの基本原則に基づき*haram*である（すなわち、罪深く、禁止されていること）と考えられている。インドネシアにおけるイスラム金融サービスの発展と成長を促進するために、これらの新たな金融商品は、銀行業界にとって必要不可欠な部分であると考えられており、かつ、インドネシアの国民経済の発展を促進することでインドネシアの金融制度の安定性の向上に寄与している。

2008年7月、インドネシアのイスラム銀行業界の発展を促進すべくシャリーア銀行法（*Sharia Banking Law*）が施行された。シャリーア銀行法は、シャリーア銀行の銀行業務および従来の銀行のシャリーア部門に対してシャリーアの基本原則を適用するものであり、同法においては、利子の授受が禁止されており、また、その分配または貸出が行われた資金へのリターンが、発生した実際の利益に基づいたものでなければならない旨規定している。シャリーア銀行法は、シャリーアの基本原則により禁止または抑止される慣習や商品を助長しかねないようなイスラム銀行業務およびイスラム銀行取引についても禁止している。本法はまた、既存の商業銀行のシャリーア部門の資産が親会社である商業銀行の資産の半分以上を占める場合またはシャリーア銀行法の施行から15年が経過するまでの間については、当該部門を別個のイスラム商業銀行として運用することを義務づけている。政府は、この立法がイスラム金融銀行業務の場としてのインドネシアの立場を向上させると考えている。

インドネシアのシャリーア資本市場が直面する主な課題の一つが、イスラム債（*Sukuk*）（以下「スクーク」という。）などのシャリーア遵守商品を発行する企業が少ないという点である。例えば、2017年12月31日現在においてOJKが認可している94社の引受会社のうち、スクークの発行に関与したのは27社のみであり、また2017年12月31日現在においてOJKが認可している投資運用会社90社のうち、シャリーア・ファンドを運用しているのは46社のみである。

インドネシアのイスラム銀行業界は、当該業界の発展に関する戦略計画を策定および発布するOJKの規制当局（2013年12月31日以降。それ以前はインドネシア銀行。）の下で発展してきた。OJKは、インドネシアのイスラム銀行業界の発展に関する2015 - 2019年新規戦略計画を策定している。当該新規戦略計画には、シャリーア銀行業界が達成すべき具体的な目標および詳細なイニシアチブを含むガイドラインが定められることが想定されている。国家のシャリーア銀行業界の発展に関する本戦略計画は、「持続可能な経済成長、公平な発展、金融制度の安定性に大きく貢献し、かつ、高い競争力を有するイスラム銀行業界を確立すること」を目指した「インドネシアにおける2015 - 2019年イスラム銀行業のロードマップ」として認識されている。ロードマップには、とりわけ、以下の措置が含まれている：（ ）プロジェクト・ベースのシャリーア・ファンドなど新たなシャリーア投資商品に関する規則の公布、（ ）一連のシャリーア遵守の証券法の展開、（ ）シャリーア株式のオンライン取引システム、より種類豊富なシャリーア株式インデックスおよびスクークの流動性を支えるその他のシステムを含む、イスラム金融制度を支えるインフラストラクチャーの構築、ならびに（ ）シャリーア資本市場の情報技術インフラストラクチャーの開発。

OJKおよびインドネシア銀行は、予防原則およびシャリーアの基本原則の正当な遵守によってシャリーア銀行業界の成長および発展を支えるための様々な規制を設けている。

2017年12月31日現在において、シャリーア銀行の資産は、434.7兆ルピア（インドネシアにおける総銀行資産の5.8%）であった。

ノンバンク・シャリーア業界（*Industri keuangan Non-Bank Syariah*）もまた、OJKの監督を受けており、シャリーア保険会社、シャリーア年金基金、シャリーア金融機関およびその他のシャリーア金融サービス機関からなる。OJKは、シャリーア年金基金を規制する規則を公布し、かかる規則は2016年9月に施行された。本規則に基づき、シャリーア年金基金の管理は、次の方法により行うことができる：（ ）シャリーア年金基金の設立、（ ）年金基金のシャリーア年金基金への転換、（ ）従業員年金基金におけるシャリーア・ユニットの創設、または（ ）金融機関年金基金のシャリーア投資パッケージの販売。現在のところ、インドネシアにおいて設立されたシャリーア年金基金は存在しない。

マネーロンダリング防止制度

共和国の様々な金融規制機関は、インドネシアにおけるマネーロンダリングと闘うために設立された。2002年、政府は、マネーロンダリング防止法（以下「2002年AML法」という。）を制定し、金融情報部門ユニットであるインドネシア金融取引報告分析センター（*Pusat Pelaporan Analisis Transaksi Keuangan*）（以下「PPATK」という。）を設立した。PPATKの責務は、その後、テロ資金供与対策に関連する事項を含むよう拡大され、その結果、PPATKは、インドネシアにおけるマネーロンダリングおよびテロ資金供与に対抗する中心機関に指名された。

過去数年において、政府のマネーロンダリング防止法およびテロ資金供与対策、国家戦略の実施において見られた複数の大幅な進展は、以下のとおりである：新マネーロンダリング防止法、すなわち、2010年法律第8号マネーロンダリング犯罪の防止および撲滅法（以下「2010年AML法」という。）、ならびに国際組織犯罪に対する国連条約の批准。2010年AML法は、現在の国際基準およびベスト・プラクティスに合わせるため、2002年AML法（その後の改正を含む。）に代わり、2010年10月22日に施行された。

マネーロンダリング犯罪を防止し、撲滅するための政府の政策を実施する一環として、PPATKは、2010年AML法を更に実施するため、様々な規則を公布しており、今後も公布する。

2013年3月13日、DPRは、2013年法律第9号テロ資金供与の防止および撲滅法（以下「法律第9号」という。）を採択した。法律第9号は、以下について包括的に規制する：（ ）テロ資金供与違反およびテロ資金供与違反に関連するその他の違反の犯罪化、（ ）金融サービス利用者の確認原則の適用、報告およびコンプライアンス・モニタリング、（ ）送金システムまたはその他のシステムを通じた、金融サービス提供者による監視活動、（ ）インドネシアの関税徴収地域内または外への現金および／またはその他の支払手段の処分の管理、（ ）現金および／またはその他の支払手段の移転に関連する仕組みの遮断、（ ）テロリストの疑いのある人物およびテロリスト組織のリストへの包含、ならびに（ ）捜査、訴追および公判における尋問の設定に関する調整。

法律第9号の範囲に含まれるテロ資金供与には、テロ行為を行う意図を有することが認識されている人物に資金を提供し、集め、与え、または融資するために、直接または間接的に行われた行為が含まれる。法律第9号は、個人の他、テロ組織に対するテロ資金供与の犯罪化も規制している。法律第9号に含まれるテロ組織には、裁判所の判断に基づき、テロ行為を行ったとされる共通の目的を有する人々の集団を含む可能性がある。テロ組織のリストに記載されている当事者は法律第9号の対象範囲にも該当する。

OJKは、2017年3月に、金融サービス部門におけるマネーロンダリングの防止およびテロ資金供与の防止の実行に関する新たな規則、すなわちOJK規則第12/POJK.01/2017号、および2017年6月に回覧状、すなわち第32/SE0JK/03/2017号回覧状を公布した。本規則は、顧客、国、地域、商品、サービス、取引または交付チャネルに関連したマネーロンダリングのリスクおよび／またはテロ資金供与の犯罪を特定し、評価し、かつ認識するよう金融サービス提供者に求めている。これらの種類の活動を行うには、金融サービス提供者は、方針、監督およびメンテナンス手続、マネーロンダリングおよびテロ資金供与リスクの軽減策を設定し、特別作業部会を設置および／またはマネーロンダリング防止およびテロ資金供与防止プログラムの実行責任者として行為する役員を指名しなければならない。金融サービス提供者は、疑わしい取引に関する報告書、現金取引報告書およびその他の報告書をPPATKに提出しなければならない。

銀行およびその他の金融機関

インドネシアの金融制度は、銀行およびノンバンク金融機関からなる。ノンバンク金融機関はとりわけ、保険会社、年金基金、ファイナンス会社、ベンチャーキャピタル会社、証券会社、ミューチュアル・ファンド、信用保証会社および質屋からなる。

下表は、2018年3月31日現在における営業中の金融機関の数および金融機関総資産に占める各機関の資産割合を示したものである。

インドネシアの金融機関（2018年3月31日現在）

	機関数	資産* (単位：兆ルピア)	総資産割合 (%)
銀行業：			
商業銀行	115	7,368.5	73.2
地方信用銀行	1,615	126.2	1.3
銀行業合計	1,730	7,494.7	74.5
保険：			
生命保険	60	551.5	5.5
総合保険および再保険	86	162.5	1.6
社会保険 ⁽¹⁾	5	475.9	4.7
保険業合計	151	1,189.9	11.8
年金基金：			
金融機関年金基金	24	79.8	0.8
事業主年金基金	211	186.2	1.8
年金基金合計	235	266.0	2.6
ファイナンス会社 ⁽²⁾	191	483.9	4.8
ベンチャーキャピタル会社	66	10.8	0.1
証券会社 ⁽³⁾⁽⁴⁾	126	54.2	0.5
ミューチュアル・ファンド(機関ではなく、集団投資スキーム型のもの) ⁽⁵⁾	1,849	496.5	4.9
信用保証会社	23	18.0	0.2
質屋	20	50.9	0.5
合計	4,391	10,064.9	100.0

出所：OJK

* 銀行業、証券会社およびミューチュアル・ファンド以外に関しては未監査

- (1) 社会保険は、交通および公共輸送、保健・医療社会保障プログラム、労働者社会保障プログラムならびに公務員および軍人用保険を含む。
- (2) ファイナンス会社は、リース、ファクタリング、消費者金融およびクレジットカードに融資を行う。
- (3) 証券取引所のメンバーでなくブローカー・ディーラーとして行為する証券会社20社を含む（2018年4月25日現在）。
- (4) 2017年6月30日現在の資産合計。
- (5) 2018年3月29日現在のデータ。

インドネシアの銀行は、商業銀行および地方銀行の2つのカテゴリーに分類される。商業銀行および地方銀行はいずれも、従来の銀行業務の基本原則またはシャリーアの基本原理に基づいて運営されうる。

OJKは、保険業界の規制および監督に関して責任を負っている。このサブセクターの発展によって、より厳しい規制要件の実施、とりわけ資本要件（リスク加重負債に対するリスク加重資産の一定割合の継続的な維持に係る要件を含む。）の改善の義務づけが要請されている。

年金基金は、事業主年金基金および金融機関年金基金の2つのカテゴリーに分類される。事業主年金基金は、確定給付型年金プランまたは確定拠出型年金プランのいずれかにより運営されうるが、金融機関年金基金は、確定拠出型年金プランによってのみ運営されうる。

インドネシアのその他のノンバンク金融機関には、ファイナンス会社、保証会社、ベンチャーキャピタル会社、インドネシアの輸出信用機関、インフラストラクチャー融資会社およびセカンダリー・モーゲージ・ファシリティ会社が含まれる。

銀行の資産および負債

下表は、表示日現在の商業銀行の連結貸借対照表を示したものである。

商業銀行貸借対照表

	12月31日現在				2月28日現在	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P	2018年 ^P
	(単位：兆ルピア)					
資産						
ローン	3,319.8	3,706.5	4,092.1	4,413.4	4,781.9	4,704.0

P：暫定値

資本市場および資本市場規則

インドネシアの資本市場はOJKにより規制される。OJKは、資本市場および金融監督庁（*Badan Pengawas Pasar Modal dan Lembaga Keuangan*）（以下「Bapepam-LK」という。）を承継し、2012年12月31日にBapepam-LKおよび財務省金融機関総局が単一のユニットに統合された時にBapepam-LKの職務および機能を引き継いだ。

インドネシア資本市場に関する規制枠組みは、資本市場に関する1995年第8資本市場法（以下「資本市場法」という。）に規定される。資本市場法は、規制、発展、監督および法執行の分野の権限を当初の規制当局（およびOJKを含むその承継機関）に付与した。同法はまた、自己規制機関、資本市場機関、資本市場において業務を行う専門家および事業体の権限および責任を規定する。資本市場法に従い、OJKは、秩序立った、公平で効率的な資本市場の運営、投資家および公共の利益を保護するために必要な指針、規則および日々の監督について責任を負う。

OJKは、過去数年の間、インドネシアの資本市場に対する自らの監督および執行能力を強化し、健全で透明な資本市場の運営を促進するための規則を導入してきた。OJKは、企業の経営陣および監査委員会がより直接的に財務報告に関する責任を負うこととなるよう、新たなコーポレート・ガバナンス規則を発行し、公開上場会社に対し権限を行使してきた。OJKはまた、上場会社の年次報告、通常株主総会、取締役会および理事会、報酬委員会および指名委員会ならびに法人書記役の内容に関する修正規則を発行した。

下表は、インドネシア証券取引所（*Bursa Efek Indonesia*）（以下「IDX」という。）およびIDXで取引される有価証券に関する2017年12月31日現在の主要な指標を示したものである。

インドネシア証券取引所

	IDX
株式時価総額（一兆ルピア）	7,052.39
上場株式数（十億）	4,611.49
平均日次取引額（十億ルピア） ⁽¹⁾	7,603.33
平均日次取引数（百万株） ⁽¹⁾	11,953.13

出所：IDX

(1) 2017年12月31日に終了した年度。

インドネシアは、世界最大のイスラム教徒人口を有する国として、シャリーア遵守の有価証券（イスラム法原則の教義を遵守する有価証券）に関するインドネシア投資家市場の発展のための法的枠組みを整備する活動を行ってきた。OJKおよびBapepam-LKは、シャリーア遵守の有価証券業の成長を強化し、インドネシアの投資家に代替のミューチュアル・ファンド商品を提供し、またインドネシア外のイスラム教徒の投資家も呼び込むため、シャリーアを遵守するコマーシャル・ペーパーおよびミューチュアル・ファンドの形態および発行に関する様々な規則を発行した。

自主規制機関であるIDXは、ジャカルタ・イスラミック・インデックス（以下「JII」という。）およびインドネシア・シャリーア株式インデックス（以下「ISSI」という。）の、2つのシャリーア株式に基づく指標を有する。

JIIは、IDXが設置した株式市場指標である。JIIは2000年に開始され、株式時価総額および通常の市場における平均流動性で上位30銘柄のシャリーア遵守上場株式で構成される。2017年12月31日現在、JIIの株式時価総額は2,288.01兆ルピアであった。

IDXは、2011年5月12日にISSIを開始した。2017年12月31日現在、ISSIはIDXに上場される382のシャリーア株式で構成される。2017年12月31日現在、ISSIの株式時価総額は3,704.54兆ルピアであった。

(b) 通貨供給および公定歩合の推移

通貨供給

インドネシア銀行は、いくつかの通貨供給手法の監視を行っている。ベースマネーには、通貨（流通している銀行紙幣および硬貨）およびインドネシア銀行における商業銀行の要求払い預金が含まれる（以下「ベースマネー」という。）。狭義のマネーは、通貨に、商業銀行におけるルピア建て要求払い預金、銀行

システムを通じて決済されない顧客向けの銀行間送金および商業銀行満期定期預金（未回収）を加えたもので構成される（以下「狭義のマネー」という。）。広義のマネーは、狭義のマネーに、準貨幣（ルピア建ての定期預金および貯蓄預金ならびに外貨建て預金を含む。）を加えたもので構成される（以下「広義のマネー」という。）。

下表は、表示期間における通貨供給量を示したものである。

期末	通貨供給					
	ベース・マネー	通貨	要求払い預金	合計 ^{M1}	準貨幣	合計 ^{M2}
	(十億ルピア)					
2013年	821,679	399,609	487,475	887,084	2,820,521	3,730,409
2014年	918,421	419,262	522,960	942,221	3,209,475	4,173,327
2015年	945,916	469,534	585,906	1,055,440	3,479,961	4,548,800
2016年	989,565	508,124	729,519	1,237,643	3,753,809	5,004,977
2017年 ^P	1,085,796	586,576	804,231	1,390,807	4,009,996	5,419,165
2018年 ^A	1,022,135	531,209	820,049	1,351,258	3,983,463	5,351,650

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

A：2018年2月28日現在

M1：狭義のマネー

M2：広義のマネー

期末	通貨供給量への影響要因			
	外貨建て資産 (純額)	中央政府債権 (純額) (1)	事業部門債権	その他(純額) (2)
	(単位：十億ルピア)			
2013年	1,011,361	406,611	3,098,305	34,146
2014年	1,105,783	416,608	3,488,677	49,733
2015年	1,176,638	491,127	3,822,128	57,313
2016年	1,298,938	519,065	4,115,821	79,272
2017年 ^P	1,541,838	488,862	4,412,719	160,930
2018年 ^A	1,528,814	534,405	4,382,029	111,297

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

A：2018年2月28日現在

(1) 政府債権は、銀行システムへの政府預金の純額に含まれるルピア建ての債権である。

(2) 資本勘定、SDR割当額および銀行間勘定を含む。

2013年、広義のマネーは、主に、最低外貨建て資産（純額）の中の国内資産（純額）の減少により、12.8%の増加となった。準貨幣は、主に、外貨預金の増加により、14.9%増加した。狭義のマネーの増加スピードは、主に、ルピア要求払い預金の減少ならびに商業銀行および地方銀行以外の通貨の減少により、5.4%に減速した。

2014年、広義のマネーは、緩慢な政府拡大の結果、2013年の12.8%の増加に対し11.9%の増加となった。準貨幣の増加率は、主に、外貨預金（定期預金、貯蓄預金および要求払い預金からなる。）の急激な減少によりスピードを落とし、2013年の14.9%の増加に対し、13.8%の増加となった。狭義のマネー増加率は、ルピア要求払い預金のさらなる増加により、2013年の5.4%の増加に対し、6.2%の増加となった。

2015年、広義のマネーの増加率は、準貨幣の低調な増加を受けてスピードを落とし、2014年の11.9%の増加に対し、8.9%となった。準貨幣の増加率は、主に、定期預金の減少により、2014年の13.8%の増加から低下して8.4%となった。狭義のマネーの増加率は、主に、商業銀行および地方銀行以外の通貨ならびにルピア要求払い預金の増加により、2014年の6.2%の増加に対し、12.0%となった。

2016年、狭義のマネーの成長の加速により、広義のマネーの増加率は2015年の8.9%の増加に対し、10.0%増加した。準貨幣の増加率は、外貨預金の減少により、2015年の8.4%の増加に対し、7.9%に減少した。狭義のマネーの増加率は、主に、商業銀行および地方銀行以外の通貨ならびにルピア要求払い預金の増加により、2015年の12.0%の増加に対し、17.3%に増加した。

2017年、広義のマネーは、狭義のマネーおよび準貨幣の成長スピードの低下を受けて、2016年の10.0%に対し、8.3%の増加であった。狭義のマネーの増加は、主に、ルピア要求払い預金の成長の減速により、2016年の17.3%に対し、12.4%に低下した。準貨幣の増加は、主にルピア定期預金およびルピア貯蓄預金の成長速度の低下により、2016年の7.9%に対し、6.8%に低下した。

公定歩合

BIレート

期間	BIレート	インドネシア銀行 7日物リバース・レボ金利
2013年 1 月	5.75	
2013年 2 月	5.75	
2013年 3 月	5.75	
2013年 4 月	5.75	
2013年 5 月	5.75	
2013年 6 月	6.00	
2013年 7 月	6.50	
2013年 8 月	7.00	
2013年 9 月	7.25	
2013年10月	7.25	
2013年11月	7.50	
2013年12月	7.50	
2014年 1 月	7.50	
2014年 2 月	7.50	
2014年 3 月	7.50	
2014年 4 月	7.50	
2014年 5 月	7.50	
2014年 6 月	7.50	
2014年 7 月	7.50	
2014年 8 月	7.50	
2014年 9 月	7.50	
2014年10月	7.50	
2014年11月	7.75	
2014年12月	7.75	
2015年 1 月	7.75	
2015年 2 月	7.50	
2015年 3 月	7.50	
2015年 4 月	7.50	
2015年 5 月	7.50	
2015年 6 月	7.50	
2015年 7 月	7.50	
2015年 8 月	7.50	
2015年 9 月	7.50	
2015年10月	7.50	
2015年11月	7.50	
2015年12月	7.50	
2016年 1 月	7.25	
2016年 2 月	7.00	
2016年 3 月	6.75	
2016年 4 月	6.75	
2016年 5 月	6.75	
2016年 6 月	6.50	
2016年 7 月	6.50	
2016年 8 月		5.25
2016年 9 月		5.00
2016年10月		4.75
2016年11月		4.75
2016年12月		4.75
2017年 1 月		4.75
2017年 2 月		4.75
2017年 3 月		4.75
2017年 4 月		4.75
2017年 5 月		4.75
2017年 6 月		4.75
2017年 7 月		4.75
2017年 8 月		4.50
2017年 9 月		4.25
2017年10月		4.25
2017年11月		4.25
2017年12月		4.25
2018年 1 月		4.25
2018年 2 月		4.25
2018年 3 月		4.25

出所：インドネシア銀行

上記に加え、上記「(a)通貨・金融制度および資本市場の概要 - 通貨政策」を参照のこと。

(c) 中央銀行の貸借対照表**インドネシア銀行**

インドネシア銀行の法定の使命は、「インドネシア銀行の目的はルピアの安定性を達成し維持することである。」と定める。ルピアの安定性は、国内または海外商品に対する価値により評価されうる。国内商品に対するルピアの安定性はインフレ率に反映され、海外商品に対する安定性はその他の通貨に対するルピアの為替レートにより示される。1997年8月にインドネシア銀行が受諾した変動為替相場制に従い、市況がルピアを決定する。上記「(3)貿易及び国際収支 - (e)外貨準備および外国為替相場の推移 - 為替レート」を参照のこと。しかしながら、インドネシア銀行は、為替レートの変動を最小化させるために政策手段の使用を継続することができる。

政府から独立した法主体としてのインドネシア銀行は、それ自体の資産および負債を有する。インドネシア銀行が保有する外国為替準備金は、インドネシア銀行の貸借対照表の資産側に記録され、外国負債の一定の項目（IMFからの貸付など）はインドネシア銀行の負債となる。

下表はインドネシア銀行の貸借対照表を記載し、表示日現在で、IMFが公表した金融統計マニュアルに従い作成された。

インドネシア銀行の分析的貸借対照表

	12月31日終了年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P	2018 ^P (4)
	(単位：十億ルピア)					
ベースマネー (M0)	821,679	918,421	945,916	989,565	1,085,796	1,022,135
流通通貨 (1)	500,020	528,537	586,763	612,545	694,830	618,838
インドネシア銀行における商業銀行要求払い預金	253,655	287,484	308,756	288,824	306,361	314,156
民間部門要求払い預金	451	1,397	366	361	478	176
SBI (2)	67,552	101,002	50,031	87,835	84,127	88,966
ベースマネーに影響を与える要素 (M0)	821,679	918,421	945,916	989,565	1,085,796	1,022,135
純外国資産	1,169,689	1,351,402	1,422,446	1,525,701	1,727,853	1,718,122
非居住者に対する請求	1,279,282	1,424,331	1,529,331	1,642,137	1,843,171	1,837,156
非居住者に対する債務	(109,593)	(72,929)	(106,886)	(116,436)	(115,317)	(119,034)
その他の預託法人に対する請求	2,315	1,489	465	362	260	261
流動性信用供与	1,016	978	56	56	56	57
その他の請求	1,300	511	409	307	205	205
中央政府に対する純請求	185,249	168,098	91,814	82,455	36,201	78,381
中央政府に対する請求	245,029	237,218	241,710	207,515	193,766	192,344
中央政府に対する債務	(59,781)	(69,120)	(149,895)	(125,060)	(157,565)	(113,963)
その他部門に対する請求	8,116	7,927	7,865	7,505	7,243	7,214
その他金融機関に対する請求	6	1	0	0	0	-
民間部門に対する請求	8,109	7,926	7,865	7,505	7,243	7,214
オープン・マーケット運用 (3)	(193,362)	(246,403)	(177,243)	(259,798)	(264,838)	(347,570)
商業および地方銀行に対するその他債務	(68,872)	(74,899)	(83,990)	(80,483)	(79,878)	(81,059)
広義のマネーに含まれる預金 (M2)	-	-	-	0	0	-
広義のマネーから除かれる預金 (M2)	(15)	(17)	(192)	(9)	(26)	(21)
株式およびその他資本	(284,545)	(288,822)	(313,331)	(252,816)	(305,710)	(319,694)
純その他項目	3,106	(353)	(1,918)	(33,352)	(35,308)	(33,500)

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 銀行外の通貨および現金在庫
- (2) 銀行の2次法定準備金要件を充足するために使用されるSBIで、一義的貨幣供給要素として処理されるもの。2009年10月以降ベースマネーに含まれる。
- (3) 銀行の2次法定準備金要件を充足するために使用され、一義的貨幣供給要素として処理されるSBI（(2)を参照のこと。）を控除した後のSBI合計で構成される。当該種類のSBIは、シャリーアSBI、第三者シャリーアSBI、インドネシア銀行融資、ファイナ・チューン運用、国債、国家シャリーア譲渡性証券およびリザーブ・リバース・レボ国債を含む。
- (4) 2018年2月28日現在

(5) 【財政】

(a) 財政政策および租税制度の概要

政府予算

財政政策

2001年以来、政府の財政政策は、財政の持続可能性を達成するために、財政の統合を促進し、政府債務を徐々に削減することに焦点を当ててきた。全体的なマクロ経済状況および現在の通貨政策課題を受けて、2006年以降、政府は、政府の財政状況全体の制約の中で経済全体を適度に刺激する財政政策にも焦点を当てている。

下表は、表示期間における政府の歳入および歳出に係る情報を記載したものである。

政府の歳入および歳出

	12月31日終了年度					
	2013年 ^L	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^R	2018年 ^C
	(単位：兆ルピア)					
歳入および補助金：						
国内歳入						
税収	1,077.3	1,146.9	1,240.4	1,285.0	1,472.7	1,343.5
非税収	354.8	398.6	255.6	262.0	260.2	311.2
国内歳入合計	1,432.1	1,545.5	1,496.0	1,546.9	1,733.0	1,654.8
補助金	6.8	5.0	12.0	9.0	3.1	11.2
歳入および補助金合計	1,438.9	1,550.5	1,508.0	1,555.9	1,736.1	1,666.6
歳出：						
中央政府歳出	1,137.2	1,203.6	1,183.3	1,154.0	1,367.0	1,262.1
地方・農村への移転資金 ⁽¹⁾	513.3	573.7	623.1	710.3	766.3	742.0
中央および移転の歳出合計	1,650.5	1,777.3	1,806.4	1,864.3	2,133.3	2,004.1
誤差 (Suspend) ⁽²⁾	0.1	(0.1)	0.1	-	-	-
歳出合計	1,650.6	1,777.2	1,806.5	1,864.3	2,133.3	2,004.1
基礎的財政収支 (プライマリー・バランス) ⁽³⁾	(98.6)	(93.3)	(142.5)	(125.6)	(178.0)	(121.6)
財政収支 黒字/(赤字)	(211.7)	(226.7)	(298.5)	(308.3)	(397.2)	(338.1)
資金調達： ^{(4) (5)}						
負債資金調達	223.2	255.7	380.9	403.0	461.3	425.6
投資資金調達	(16.9)	(8.9)	(59.7)	(89.1)	(59.7)	(59.6)
貸付	0.3	2.5	1.5	1.7	(3.7)	(1.7)
政府保証	(0.7)	(1.0)	-	(0.7)	(1.0)	(1.0)
その他資金調達	31.4	0.5	0.3	19.6	0.3	0.4
資金調達合計	237.4	248.9	323.1	334.5	397.2	363.5

出所：財務省

L：LKPP（政府財務報告書/監査済み）

R：政府の歳入および歳出には、2017年度補正予算の推定値が含まれる。

C：政府の歳入および歳出には、2018年度予算の推定値が含まれる。

U：LKPP未監査

- (1) 2015財務年度以降、政府は2014年法律第6号に基づいて資金を地方財源に分配している。
- (2) 財務省により計算された実現歳出は、各省庁により計算された数値とは異なっており、かかる相異は財務年度終了後にそれぞれ当該年度の合計に加減されている。当年度には誤差 (Suspend) は計上されていない。
- (3) 基礎的財政収支 (プライマリー・バランス) は、歳入から利息支出を除いた歳出を差し引いたものである。
- (4) 2013年、資金調達合計額は237.4兆ルピアで、予算赤字の211.6兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である25.7兆ルピアを準備金に上乗せした。2014年、資金調達合計額は248.9兆ルピアで、予算赤字の226.7兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である22.2兆ルピアを準備金に上乗せした。2015年、資金調達合計額は323.1兆ルピアで、予算赤字の298.5兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である24.6兆ルピアを準備金に上乗せした。2016年、資金調達合計額は331.0兆ルピアで、予算赤字の305.2兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である25.8兆ルピアを準備金に上乗せした。
- (5) 2017年、資金調達項目は再分類された。

予算編成プロセス（表中の数字はプロセスの順序を示す。）

	1月 - 4月	5月 - 7月	8月 - 10月	11月 - 12月
議会		8. 下記項目に関する議会および政府による初回協議: (a) マクロ経済政策および財政政策の基盤 (b) 年間開発計画 (c) 支出の詳細	11. 予算案および年間予算法の策定に関する協議	12. 予算法承認
大統領および閣僚	1. 開発に係る優先順位の設定	7. 下記項目の承認: (a) マクロ経済政策および財政政策の基盤に係る文書 (b) 年間開発計画に係る文書 (c) 優先順位の高い支出	10. 予算案および予算法の草案	
国家開発計画庁	2. 目標予算の設定および年間開発計画の草案 以下の策定: (a) マクロ経済政策および財政政策の基盤に係る文書 (b) 年間開発計画に係る文書 (c) 支出の詳細	6. 各省庁によるプログラムの提案に関する協議		
財務省		5. 各省庁によるプログラムの提案に対する目標予算	9. 予算案および予算法の草案の作成	13. 予算割当
各省庁	3. 年間作業計画提案書	4. 作業計画および予算		14. 予算執行に係る文書

2017年度補正予算

2017年度補正予算は、2017年7月26日付で採択された。2017年度予算との比較における2017年度補正予算を基礎付ける主要なマクロ経済の前提は、以下のとおりである。

- ・ 実質GDP成長率は、2017年度予算の5.1%に対して、2017年度補正予算では5.2%とする。
- ・ インフレ率は、2017年度予算の4.0%に対して、2017年度補正予算では4.3%とする。
- ・ 3か月インドネシア財務省証券の利回りは、2017年度予算の5.3%に対して、2017年度補正予算では5.2%とする。
- ・ 為替レートは、2017年度予算の1米ドル当たり13,300ルピアに対し、2017年度補正予算では1米ドル当たり13,400ルピアとする。
- ・ 共和国の平均石油生産量は、2017年度予算と同じく、2017年度補正予算では1日当たり815千バレルとする。
- ・ 共和国のガス生産量は、2017年度予算と同じく、2017年度補正予算では1日当たり1.15百万バレルの石油相当ガスとする。
- ・ 平均ICPは、2017年度予算の1バレル当たり45米ドルに対し、2017年度補正予算では1バレル当たり48米ドルとする。
- ・ 改訂済み予測名目GDPは、2017年度予算の13,716.7兆ルピア（名目ベース）に対して、2017年度補正予算では13,613.2兆ルピア（名目ベース）とする。

2017年度補正予算は、2016年の予測GDPに対する財政赤字の目標値として、2016年度補正予算の2.4%に対し、2.9%を計上する。2017年度補正予算における歳出合計は2016年度補正予算と比べて50.4兆ルピア多い2,133.3兆ルピアと予測される。2017年度補正予算の歳入合計（補助金を含む。）は1,736.1兆ルピアを計上し、2016年度補正予算と比べて50.1兆ルピア減少した。地方・農村移転資金への配分は766.3兆ルピアで、2016年度補正予算における省/政府機関割当763.6兆ルピアを上回った。

2017年度補正予算は、均衡資金に678.6兆ルピア、収益共有資金に95.4兆ルピア、一般割当資金に398.6兆ルピア、および特別目的割当資金に184.6兆ルピアを割り当てる。農村資金への割当は、2016年度補正予算の47.0兆ルピアから2017年度補正予算の60.0兆ルピアに増加した。

財政の持続性を確保するため、2017年度補正予算の赤字目標はGDPの約2.9%であり、法律により義務付けられるGDPの3.0%のセーフ・ハーバー上限内である。2017年度補正予算は、397.2兆ルピアの赤字を予測している。政府は、予測された赤字に対する財源を、主に政府発行有価証券を純発行額467.3兆ルピア発行することによって調達する予定である。

2017年度予算の実現

2017年度予算を基礎付ける主要なマクロ経済的推定と比べた、2017年における主要なマクロ経済的結果は、以下のとおりである。

- ・ 実質GDP成長率は、2017年度補正予算の5.2%に対して、5.1%であった。
- ・ インフレ率は、2017年度補正予算の4.3%に対して、3.6%であった。
- ・ 3か月インドネシア財務省証券の利回りは、2017年度補正予算の5.2%に対して、5.0%であった。
- ・ 為替レートは、2017年度補正予算の1米ドル当たり13,400ルピアに対し、1米ドル当たり13,384ルピアであった。
- ・ 共和国の平均石油生産量は、2017年度補正予算の1日当たり815.0千バレルに対し、1日当たり804千バレルであった。
- ・ 共和国のガス生産量は、2017年度補正予算の1日当たり1.15百万バレルの石油相当ガスに対し、1日当たり1.14百万バレルであった。
- ・ 平均ICPIは、2017年度補正予算の1バレル当たり48米ドルに対し、1バレル当たり51米ドルであった。

2017年度の実現政府歳入合計（助成金を含む。）は、1,666.6兆ルピア（2017年度補正予算に記載された目標金額の96%）であり、2016年度と比べて7.1%増であった。歳入合計における増加は主に、租税特赦プログラム後にさらに改善された税制遵守の結果として、2016年度と比べて2017年度の税徴収が増加したことによる。2017年度の実現政府歳入合計（助成金を含む。）は2017年度補正予算に記載された目標金額を下回ったが、これは2017年度の実質GDP成長が目標金額を下回ったことによる。政府歳入合計の内訳は、税収1,343.5兆ルピアおよび非税収311.2兆ルピアであった。2017年度中、実現政府歳出は、2,004.1兆ルピア（2017年度補正予算における予想歳出の96%）であった。政府歳出合計の内訳は、政府の歳出1,262.1兆ルピアおよび地方・農村への移転資金742.0兆ルピアであった。2017年度の実現政府歳出合計は、2017年度補正予算において予想された歳出に対する比率では、対応する2016年度のパフォーマンスに比べて改善され、これはより良い予算効率と財務整理によるものである。

2018年度予算

2018年度予算を基礎付ける政策は、成長目標の支援、主に持続可能な成長および雇用の支援、貧困の根絶、不平等性の削減、ならびに財務回復およびリスク管理のバランスの維持を目的とする。

2017年度補正予算との比較における2018年度予算を基礎付ける主要なマクロ経済の前提は、以下のとおりである。

- ・ 実質GDP成長率は、2017年度補正予算の5.2%に対して、2018年度予算では5.4%とする。
- ・ インフレ率は、2017年度補正予算の4.3%に対して、2018年度予算では3.5%とする。
- ・ 3か月インドネシア財務省証券の利回りは、2017年度補正予算と同じく、2018年度予算では5.2%とする。
- ・ 為替レートは、2017年度補正予算と同じく、2018年度予算では1米ドル当たり13,400ルピアとする。
- ・ 共和国の平均石油生産量は、2017年度補正予算の1日当たり815千バレルに対して、2018年度予算では1日当たり800千バレルとする。
- ・ 共和国のガス生産量は、2017年度補正予算の1日当たり1.15百万バレルの石油相当ガスに対して、2018年度予算では1日当たり1.2百万バレルの石油相当ガスとする。
- ・ 平均ICPIは、2017年度補正予算と同じく、2018年度予算では1バレル当たり48米ドルとする。

- ・ 予測名目GDPは、2017年度補正予算の13,613.2兆ルピア（名目ベース）に対して、2018年度予算では14,850.5兆ルピア（名目ベース）とする。

政府は、主として所得税の増加ならびに消費税および関税税収の下支えにより、税収の割合をGDPの11.6%まで引き上げることに注力し、引き続き中央政府の歳入の資金源を強化し拡大するよう努めている。当該目標は、2015年度から2017年度にかけて施行された租税特赦プログラムの成功を通じて支えられ、政府は、税関連の財務情報に対するアクセスを解放することに関連する法制措置を、2018年度に発効させる意向である。2018年度予算を基礎付けるマクロ経済の推定に基づき、税収の目標は、2017年度補正予算と比べて9.9%増の1,618.1兆ルピアである。

2018年度予算は、325.9兆ルピアの赤字を予測している。政府は、予測された赤字に対する資金を、国内および国外双方の資源から調達する予定である。2018年度予算における歳出合計は2017年度補正予算と比べて87.4兆ルピア多い12,220.7兆ルピアと予測される。2018年度予算の歳入合計（補助金を含む）は1,894.7兆ルピアを計上し、2017年度補正予算と比べて158.6兆ルピア増加した。地方・農村移転資金への現金の配分は766.2兆ルピアで、2017年度補正予算における省/政府機関割当776.3兆ルピアを下回った。財政の持続性を確保するための赤字目標は、2017年度補正予算のGDPの2.9%に対して、2018年度予算ではGDPの約2.2%であり、法律により義務付けられるGDPの3.0%のセーフ・ハーバー上限内である。

政府は、消費支出から生産支出に向けて移行するとされる支出の観点から、構造改革を推進する意向である。目標は、経済成長を促進し、貧困を緩和し、より多くの雇用を創出することである。政府は、燃料および電力の補助金制度をさらに改善すると共に、インフラ支出を加速するための新たな規制を公布することにより、当該目標を達成する意向である。

燃料補助金（灯油およびディーゼル燃料）および3キログラムの液化石油ガス（以下「3 kg LPG」という。）の補助金は46.9兆ルピアの予算を計上している。燃料および3 kg LPGに対する補助金支援が引き続き限定される主な政策上の理由としては、家庭用都市ガスネットワークの建設を増やし開発すること、ならびに補助を受ける燃料および3 kg LPGの消費を管理・監督する地方自治体の役割を強化することが挙げられる。また、電力補助金は、47.7兆ルピアの予算を計上している。

2018年度予算における政府の歳出の割り当ては、2017年度補正予算の1,351.6兆ルピアに対して増加し、1,454.5兆ルピアである。2018年度予算における政府の歳出は、（ ）貧困緩和プログラムである、希望ある家族プログラム（*Keluarga Harapan Program*）の受給家族を2017年度における6百万人から10百万人まで拡大するとともに、非現金食料援助（*Bantuan Pangan Non Tunai*）プログラムの適用範囲を拡大することによる貧困緩和、（ ）道路建設856キロメートルおよび灌漑建設781キロメートルを通じたインフラ整備の加速、（ ）農業、観光および漁業セクターのさらなる開発、（ ）公務員の管理および公共サービスの提供を改善するための官僚制度の改革、および（ ）必要最低限の戦力割り当てによる防衛および2019年度の大統領選に向けた準備を経て民主主義に対して振り向けられる。

財政赤字に係る資金調達

下表は、表示期間における財政赤字に係る資金調達の金額ごとの情報を記載したものである。

財政赤字に係る資金調達手段⁽¹⁾

	12月31日終了年度					
	2013年 ^L	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^U	2018年 ^C
	(兆ルピア)					
負債資金調達：						
政府発行有価証券（純額）	224.7	264.6	362.3	407.3	441.8	414.5
貸付：						
国内貸付（純額）	0.5	0.9	0.8	1.1	0.6	3.1
国外貸付：						
総実行額						
プログラム貸付	18.4	17.8	55.1	35.3	20.9	13.4
プロジェクト貸付	36.9	34.8	28.7	28.1	27.4	37.9
総実行額合計	55.3	52.6	83.8	63.4	48.3	51.3
償却	(57.2)	(62.4)	(66.0)	(68.7)	(65.1)	(69.8)
国外貸付合計（純額）	(1.9)	(9.8)	17.8	(5.3)	(16.8)	(18.4)
貸付合計（純額）	(1.5)	(8.9)	18.7	(4.3)	(16.2)	(15.3)
負債資金調達合計	223.2	255.7	380.9	403.0	425.6	399.2
投資資金調達：						
SOEへの投資	(2.0)	(3.0)	(64.5)	(50.5)	(6.4)	(3.6)
その他機関への投資	(1.0)	(1.0)	(7.1)	(10.8)	(3.2)	(2.5)
公的サービス機関への投資	(12.9)	(3.5)	(6.9)	(25.3)	(48.2)	(57.4)

金融機関 / 組織への投資	(1.0)	(1.4)	(0.3)	(3.8)	(2.0)	(2.1)
収益投資	0.1	0.0	19.1	1.4	-	-
投資資金調達合計	(16.9)	(8.9)	(59.7)	(89.1)	(59.8)	(65.7)
貸付	-	-	-	-	-	-
SOE / 地方政府 / 機関 / その他の局への貸付	0.3	2.5	2.3	1.7	(1.7)	(6.7)
貸付準備金	-	-	(0.8)	-	-	-
貸付合計	0.3	2.5	1.5	1.7	(1.7)	(6.7)
政府保証	(0.7)	(1.0)	-	(0.7)	(1.0)	(1.1)
その他資金調達	31.4	0.5	0.3	19.6	0.4	0.2
資金調達合計（純額）	237.4	248.9	323.1	334.5	363.5	325.9

出所：財務省

L：LKPP（政府財務報告書/監査済み）

U：LKPP未監査

C：2018年度予算の推定値には補助金が含まれる。

(1) 2017年、資金調達項目は再分類された。

租税制度の概要

概観

インドネシアには、企業、投資家および個人が遵守しなければならない様々な税金が存在する。これは、なかでも、法人および個人所得税、源泉徴収税、VAT、土地および建物税、高級品販売税、関税および消費税ならびに国際租税条約を含む。

税務行政改革がかねてから継続中であるが、現在はその改革が加速されている。インドネシアの税務当局（*Kantor Pelayanan Pajak*）は、伝統的に税金の種類ごとに組織されていた。納税者は、適用ある法人税、VAT、財産税およびその他の種類の税金につき責任を負う税務職員と個別に対応することを要求されてきた。2009年以降、4の大規模税務局（*Kantor Pelayanan Pajak*（以下「KPP」という。）*Wajib Pajak Besar*）、28の中規模税務局（*KPP Madya*）および309の小規模税務局（*KPP Pratama*）が設立された。また、遠隔地の納税者のための税務相談を促進するため207の税務、普及および相談のための事務所（*Kantor Pelayanan, Penyuluhan dan Konsultasi Perpajakan*）が設立された。

法人および個人所得税

個人または法人の居住納税者は、全世界の所得を基準としてインドネシアの所得税の適用を受ける。一般に、個人がインドネシアに居住せずまたは12か月の間に183日超インドネシアに滞在しない場合、個人はインドネシアの非居住者とみなされる。法人は、インドネシアで設立されておらずまたはインドネシアに所在しない場合、インドネシアの非居住者とみなされる。個人または法人の居住地および税務上の地位の判断において、インドネシアが他国と締結した適用ある二重課税防止条約の条項も考慮される。

源泉徴収税

インドネシアの所得税は、主に、所得の特定の項目を源泉徴収税（以下「源泉徴収税」という。）の対象とする源泉徴収税システムを通じて徴収される。給与および建設業からの所得ならびにその他特定の受動所得などの一定の所得を得る納税者は、源泉徴収税の責任を負う。源泉徴収税は一般に所得税法（*Pajak Penghasilan*）の関連条項を使用して言及される。

付加価値税（VAT）

企業によるインドネシア税関エリアにおける課税品の引渡、課税品の輸入、企業によるインドネシア税関エリアにおける課税サービスの提供、インドネシア関税エリアの内外からの課税無形財またはサービスの使用または消費、ならびに課税対象企業による課税品（無形および有形）およびサービスの輸出は、VATの適用を受ける。一般的にVATの税率は10%である。これは、政府規則により15%に増加または5%に低減されることがある。

土地および建物税

全ての土地および建物に課される財産税は、土地および建物税（*Pajak Bumi dan Bangunan*）（以下「PBB」という。）と定義される。PBBは、地方税および返礼法（*Pajak Daerah dan Retribusi Daerah*）（以下「RTR法」という。）に基づき規制される地方税の一部であり、同法に基づき各地方がPBBを規制するための規則（*Perda*）を発行しなければならない。PBBは、地方政府が発行する納税期日通知状（*Surat Pemberitahuan Pajak Terhutang*）の後に年次で支払われる。RTR法により、PBBの税率は最大で0.3%であり、税金は、課税対象（*Nilai Jual Objek Pajak*）（以下「NJOP」という。）の販売価値から非課税NJOPを控除したものに税率を適用することにより算定される。非課税NJOPは最小で10百万ルピアとされている。

高級品販売税

一定の製造課税品の引渡または輸入は、高級品販売税（以下「LST」という。）の適用を受ける場合がある。物品の輸入または（居住者である）製造者から他の当事者への引渡においてのみ、特定の物品にLSTが適用される。LSTはVATと合わせて月次で算定されなければならない。物品の輸入者または製造者は、LSTの決済義務を負う。特定の項目がLSTの適用を受けるかを確認し、LSTの税率を特定するためには、関連する調和システム（HS）コードを用いてカスタム・ブックが参照されるべきである。VATおよびLST法に基づき、LSTの税率は200%まで増税される可能性があるが、現在LST税率は10%から125%までの間である。

関税および消費税

インドネシア法は、輸入税の範囲を輸入品の関税課税価格の0%から150%まで許容するが、現在最大税率は40%とされている。グローバル化経済により、インドネシアは多くの自由貿易協定を締結しており、輸入税率は実質的にゼロとなりまたは大幅に低減されている。一定の国からの一定の商品に適用される反ダンピング輸入税率も存在する。

国際租税条約

インドネシアの二重課税防止条約（DTAまたは租税条約）は、納税者の恒久的施設が存在すると判断されない限り、サービス料金およびその他の事業所得に関する源泉徴収税免除の形で税制優遇を規定し、また条約相手国の税金居住者が受領する配当、利息、使用料および支店の所得に対する低減された源泉徴収税率を定める。利息、配当および使用料について、通常、実質的所有者のみが租税条約の恩恵を受けることのできる当事者として認識される。ただし、実質的所有者に言及する関連する条約における非インドネシア納税者の所得に対してのみ、当該実質的所有者要件が適用される。現在、インドネシアは約65の国と租税条約を締結している。

租税特赦

2016年7月に政府は、要件を充足している個人または法人の納税者で、2017年3月31日までに租税特赦の申請を行った者に対し、一定の租税特赦を付与するための租税特赦法を成立させた。973,462名の納税者がこのプログラムの申請をし、当該プログラムは、2017年3月31日付で終了した。

2017年3月31日現在、4,884.3兆ルピア相当の資産につき申告がなされ、政府はこのスキームの下で、135.7兆ルピアの罰金を回収した。このプログラムの下で申告された資産のうち、75.8%が国内に所在し、21.2%が国外に所在し、3.0%が本国に送金されたものであった（その大部分は、シンガポールから送金されたものであった）。2017年3月31日現在で回収済みのほぼ全ての罰金に相当する114.5兆ルピアは、「特赦代償」金、すなわち特赦の代償に政府に支払われるべき手数料となる。

政府は、租税特赦プログラムの成功が、インドネシアにおける税務コンプライアンスの向上につながることを期待している。年次納税申告書の提出義務を負う納税者による当該年次納税申告書の提出率は、過去数年間にわたる登録納税者数の増加とともに上昇傾向にある。年次納税申告書の提出率については、2013年が56.2%、2014年が59.1%、2015年が60.4%、2016年が60.8%、および2017年が72.6%であった。

税制改革

現在、共和国財務省は、税制改革チーム（*Tim Reformasi Perpajakan*）および税関改革強化チーム（*Tim Penguatan Reformasi Kepabeanan dan Cukai*）を編成しており、これらのチームの主な柱は、以下のとおりである。

1. 規制
2. 事業プロセスおよびIT
3. 人的資源および組織

これらの3つの柱に基づき、以下の法改正を含む税制改革が現在計画されている。

1. 税制の一般規定およびガイドラインに関する法律の改正 (*Undang-undang Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan*)
2. 所得税法の改正 (*Undang-undang Pajak Penghasilan*)

(b) 主な政府関係機関

該当事項なし

(c) 政府の歳入および歳出

政府の財政

下表は、表示期間における政府の歳入および歳出に関する情報を示したものである。

政府の歳入

下表は、表示期間における分類ごとの政府の歳入を示したものである。

		政府の歳入					
		12月31日終了年度					
		2013年 ^L	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^U	2018年 ^C
		(単位：兆ルピア)					
国内歳入：							
税収入：							
国内税							
所得税：							
石油およびガス		88.7	87.4	49.7	36.1	50.3	38.1
石油およびガス以外		417.7	458.7	552.6	630.1	596.6	817.0
所得税合計		506.4	546.2	602.3	666.2	646.8	855.1
付加価値税 (VAT)		384.7	409.2	423.7	412.2	480.7	541.8
土地および建物税		25.3	23.5	29.3	19.4	16.8	17.4
土地および建物の譲渡税 ⁽¹⁾		-	-	-	-	-	-
消費税		108.5	118.1	144.6	143.5	153.3	155.4
その他税金		4.9	6.3	5.6	8.1	6.7	9.7
国内税合計		1,029.9	1,103.2	1,205.5	1,249.5	1,304.3	1,579.4
国際貿易税：							
輸入税		31.6	32.3	31.2	32.5	35.1	35.7
輸出税		15.8	11.3	3.7	3.0	4.1	3.0
国際貿易税合計		47.4	43.6	34.9	35.5	39.2	38.7
税収合計		1,077.3	1,146.9	1,240.4	1,285.0	1,343.5	1,618.1
税外収入：							
天然資源：							
石油		135.3	139.2	48.0	31.4	61.3	59.6
ガス		68.3	77.7	30.2	12.6	20.5	20.8
石油およびガス合計		203.6	216.9	78.2	44.1	81.8	80.3
一般鉱業		18.6	19.3	17.7	15.8	23.8	17.9
林業		3.1	3.7	4.2	3.8	4.1	4.2
漁業		0.2	0.2	0.1	0.4	0.5	0.6
地熱 ⁽²⁾		0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.7
石油およびガス以外合計		22.8	24.0	22.8	20.8	29.3	23.3
天然資源合計		226.4	240.8	101.0	64.9	111.1	103.7
SOEsからの利益移転		34.0	40.3	37.6	37.1	43.9	44.7
その他非税収		69.7	87.7	81.7	118.0	108.9	83.8
公共サービス機関 (BLU) 収入 ⁽³⁾		24.6	29.7	35.3	41.9	47.3	43.3
非税収合計		354.8	398.6	255.6	262.0	311.2	275.4
国内歳入合計		1,432.1	1,545.5	1,496.0	1,546.9	1,654.8	1,893.5
補助金		6.8	5.0	12.0	9.0	11.2	1.2
歳入および補助金合計		1,438.9	1,550.5	1,508.0	1,555.9	1,666.0	1,894.7

出所：財務省

L：LKPP（政府財務報告書/監査済み）

U：LKPP未監査

C：政府の歳入には、2018年度予算の推定値が含まれる。

- (1) 2011年1月1日以降、土地および建物の譲渡税は、税収による政府の歳入として予算に計上されないこととなり、代わりに地方税に振り分けされた。かかる振り分けは、地方の課税権を強化し、地方自治の執行における説明責任を向上させることを目的として行われている。
- (2) 地熱資源による税外収入は、2007年まで一般鉱業に含まれていた。
- (3) インドネシア銀行の資本比率要件を超える金額を示すインドネシア銀行の利益に対する政府の割合を含み、当該超過額はインドネシア銀行に対する中央政府の一定の負債の返済に充当されるため中央政府に移転される。

政府の歳入の資金

政府の歳入は、2013年では7.5%増加し1,438.9兆ルピアとなり、これは主として税収合計の増加によるものであった。税収合計は、2013年では9.9%増加し1,077.3兆ルピアとなり、これは所得税および付加価値税の増収によるものであった。所得税は、2013年では8.9%増加し506.4兆ルピアとなり、これは主として石油およびガス以外の所得税の増収によるものであった。付加価値税は、2013年では14.0%増加し384.7兆ルピアとなり、これは主としてVAT管理システムにおける一定の技術改善によるものである。非税収合計は、2013年では0.9%増加し354.8兆ルピアとなった。

政府の歳入は、2013年の1,438.9兆ルピアに対し、2014年では7.8%増加し1,550.5兆ルピアとなり、これは主として税収および非税収の双方が増加したことによるものであった。税収合計は、2013年の1,077.3兆ルピアに対し、2014年では6.5%増加し1,146.9兆ルピアとなり、これは所得税、付加価値税および消費税の増収によるものであった。所得税は、2013年の506.4兆ルピアに対し、2014年では7.9%増加し546.2兆ルピアとなり、これは主として石油およびガス以外の所得税の増加によるものであった。付加価値税は、2013年の384.7兆ルピアに対し、2014年では6.4%増加し409.2兆ルピアとなり、これは主として安定的なインフレを伴う経済成長による増加であった。消費税は、2013年の108.5兆ルピアに対し、2014年では8.8%増加し118.1兆ルピアとなり、これは主としてタバコ製造の増加によるものであった。非税収合計は、2013年の354.8兆ルピアに対し、2014年では12.3%増加し398.6兆ルピアとなり、これは主として石油およびガスの販売から生じた収益が、203.6兆ルピアから6.5%増加し216.9兆ルピアまで増加したことによるものであった。SOEsからの利益移転およびその他非税収は、それぞれ、2013年の34.0兆ルピアおよび69.7兆ルピアに対し、18.5%および25.8%増加し40.3兆ルピアおよび87.7兆ルピアとなった。

政府の歳入は、2014年の1,550.5兆ルピアに対し、2015年では2.7%減少し1,508.0兆ルピアとなり、これは主として非税収が減少したことによるものだが、その一部は税収の増加により相殺された。非税収合計は、2014年の398.6兆ルピアに対し、35.9%減少し255.6兆ルピアとなり、これは主として石油およびガスの販売から生じた収益が、2014年の216.9兆ルピアに対し、2015年では63.9%減少し78.2兆ルピアとなったことによるものであり、これは主として原油価格の下落および石油生産量の減少によるものであった。税収合計は、2014年の1,146.9兆ルピアに対し、2015年では8.2%増加し1,240.4兆ルピアとなり、これは主として所得税、付加価値税および消費税の増収によるものであった。所得税は、2014年の546.2兆ルピアに対し、2015年では10.3%増加し602.3兆ルピアとなり、これは主として石油およびガス以外の所得税の増加によるものである。付加価値税は、2014年の409.2兆ルピアに対し、2015年では3.5%増加し423.7兆ルピアとなり、これは主として国内輸入品が増加したことによるものである。消費税は、2014年の118.1兆ルピアに対し、2015年では22.4%増加し144.6兆ルピアとなり、これは主としてタバコの消費関税の増加によるものである。

政府の歳入は、2015年の1,508.0兆ルピアに対し、2016年では3.2%増加し1,555.9兆ルピアとなり、これは主として税収の増加によるものである。税収合計は、2015年の1,240.4兆ルピアに対し、2016年では3.6%増加し1,285.0兆ルピアとなり、これは主として所得税の増収によるもので、主として石油およびガス以外の所得税の増加に起因して2015年の602.3兆ルピアから10.6%増加し666.2兆ルピアとなった所得税の増収によるものであった。これは、付加価値税ならびに土地および建物税が、低調な経済成長に起因してそれぞれ2.7%および33.8%減となったことにより一部相殺された。非税収合計は、2015年の255.6兆ルピアに対し、2016年では2.5%増加し262.0兆ルピアとなった。その他非税収は、2015年の81.7兆ルピアに対し、2016年では44.4%増加し118.0兆ルピアとなり、これは主としてBLUの公共サービスの質の向上に起因した、BLUからの歳入の増加によるものであった。これは、石油およびガスの販売から生じる収入が、原油価格の下落および石油生産の減少により、2015年の78.2兆ルピアに対し、2016年では43.6%減少し44.1兆ルピアまでさらに減少したことにより、相殺された。

政府の歳入は、2016年の1,555.9兆ルピアに対し、2017年では6.6%増加し1,666.0兆ルピアとなり、これは主として税収の増加によるものであった。税収合計は、2016年の1,285.0兆ルピアに対し、2017年では4.6%増加し1,343.5兆ルピアとなり、これは主として付加価値税の上昇によるものであり、主として家計消費の増加を主因として2016年の412.2兆ルピアから2017年では16.6%増加し480.7兆ルピアまで増加した付加価値税の上昇によるものであった。これは、石油およびガス以外の税収が2016年の630.1兆ルピアに対し、2017年では5.3%減少し596.6兆ルピアとなったことにより一部相殺されたが、これは主として石油およびガス以外の所得税の減少によるものであった。非税収合計は、2016年の262.0兆ルピアに対し、2017年では18.8%増加し311.2兆ルピアであった。これは主として石油およびガスの増収によるもので、主として原油価格の上昇により、2016年の44.1兆ルピアに対し、2017年では85.5%増加し81.8兆ルピアであった。天然資源収益合計は、2016年の64.9兆ルピアに対し、2017年では71.2%増加し111.1兆ルピアとなり、これは主として原油価格の上昇および石炭等のコモディティに対する需要の増加によるものである。

政府の歳出

下表は、記載される期間についての中央政府の歳出を示したものである。

政府の歳出

	12月31日終了年度					
	2013年 ^L	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^U	2018年 ^C
	(単位：兆ルピア)					
中央政府歳出：						
人件費	221.7	243.7	281.1	305.1	312.7	365.7
物品およびサービス費用	169.7	176.6	233.3	259.6	291.3	340.1
資本支出	180.9	147.3	215.4	169.5	205.6	203.9
支払利息：						
国内負債	98.7	118.8	141.9	167.8	200.0	222.3
外国負債	14.3	14.6	14.1	15.0	16.6	16.3
支払利息合計	113.0	133.4	156.0	182.8	216.6	238.6
補助金：						
エネルギー補助金	310.0	341.8	119.1	106.8	97.6	94.5
エネルギー以外補助金	45.1	50.2	66.9	67.4	68.8	61.7
補助金合計	355.0	392.0	186.0	174.2	166.4	156.2
補助金支出	1.3	0.9	4.3	7.1	5.4	1.5
社会支援 ⁽¹⁾	92.1	97.9	97.2	49.6	55.3	81.3
その他支出	3.4	11.7	10.1	6.0	8.7	67.2
中央政府歳出合計	1,137.2	1,203.6	1,183.3	1,154.0	1,262.1	1,454.5
地方・農村への移転資金						
地方への移転						
均衡資金：						
一般移転資金：						
収益共有資金	88.5	103.9	78.1	90.5	88.2	89.2
一般割当資金	311.1	341.2	352.9	385.4	398.6	401.5
一般移転資金合計	399.6	445.2	430.9	475.9	486.8	490.7
特別割当資金：						
保健・医療特別割当資金	30.8	31.9	54.9	75.2	62.1	62.4
保健・医療特別割当資金以外 ⁽²⁾	68.0	78.7	97.2	88.7	105.6	123.4
特別割当資金合計	98.7	110.6	152.1	163.9	167.7	185.9
均衡資金合計	498.3	555.7	583.0	639.8	654.5	676.6
地方誘因資金 ⁽³⁾	1.4	1.4	1.7	5.0	7.5	8.5
特別自治体資金 ⁽⁴⁾	13.6	16.1	17.1	18.3	19.4	20.1
ジャカルタ特別地区の特別資金 ⁽⁵⁾	-	0.4	0.5	0.5	0.8	1.0
地方への移転合計	513.3	573.7	602.4	663.6	682.2	706.2
農村資金 ⁽⁶⁾	-	-	20.8	46.7	59.8	60.0
地方・農村への移転資金合計	513.3	573.7	623.1	710.3	742.0	766.2
誤差 (Suspend) ⁽⁷⁾	0.1	(0.1)	0.1	-	-	-
政府歳出合計	1,650.6	1,777.2	1,806.5	1,864.3	2,004.1	2,220.7

出所：財務省

L：LKPP（政府財務報告書/監査済み）

U：LKPP未監査

C：政府の歳出には、2018年度予算の推定値が含まれる。

(1) 省/政府機関支出からの特別支援および災害救済のための特別支援で構成される。

- (2) 地方誘因資金を除き、2016財務年度前は「その他」に含まれていた。2016年以降、地方・農村への移転資金に変更があり、「その他」（その他の移転資金）の会計は、保健・医療特別割当資金以外の特別割当資金に移転された。
- (3) 2016財務年度前は「その他」に含まれていた。
- (4) パプアおよび西パプア地域の特別自治体資金および追加特別インフラ自治体資金で構成される。
- (5) 2013財務年度から、政府はその他歳出においてジャカルタ地域のための特別資金を割り当てている。2014財務年度には、この資金は、地方への移転の一部として特別自治体および調整資金に割り当てられた。
- (6) 2015財務年度以降、政府は2015年法律第6号に基づいて資金を地方財源に分配している。
- (7) 財務省が算定した実歳出は各省庁が算定した数値と異なり、かかる差異は当該財務年度終了後に当該年度の合計から控除されまたは加算されている。「誤差（Suspend）」は当年は報告されていない。

歳出合計は、主として（ ）中央政府の歳出および（ ）地方・農村への移転資金という2つの要素から成る。中央政府の歳出は、主として人件費、物品およびサービス費用、資本支出、支払利息ならびに社会的支出に加え、エネルギー補助金から成る。農村移転は、主として地方・農村レベルに対する一般資金および特別資金の歳出から成る。

政府の歳出合計は、2012年の1,491.4兆ルピアに対し、2013年では10.7%増加し1,650.6兆ルピアであった。中央政府の歳出合計は、2012年の1,010.5兆ルピアに対し、2013年では12.5%増加し1,137.2兆ルピアとなり、これは主として人件費、物品サービス費用、資本支出、支払利息および社会的支出の増加によるものである。地方・農村への移転資金合計は、2012年の480.6兆ルピアに対し、2013年では6.8%増加し513.3兆ルピアとなり、これは主として一般割当資金の増加によるものだが、収益共有資金の減少により一部相殺された。

歳出合計は、2013年の1,650.6兆ルピアに対し、2014年は7.7%増加し1,777.2兆ルピアであった。中央政府の歳出合計は、2013年の1,137.2兆ルピアに対し、2014年では5.8%増加し1,203.6兆ルピアとなり、これは主として人件費、物品およびサービス費用、支払利息ならびにエネルギー補助金の支出の増加によるものだが、これらの増加は、機械機器のための資本支出が減少したこと起因して資本支出が減少したことにより、一部相殺された。地方・農村への移転資金合計は、2013年の513.3兆ルピアに対し、2014年では11.8%増加し573.7兆ルピアとなり、これは主として一般移転資金合計が上昇したことによるものであった。

政府の歳出合計は、2014年の1,777.2兆ルピアに対し、2015年では1.6%増加し1,806.5兆ルピアであった。中央政府の歳出合計は、2014年の1,203.6兆ルピアに対し、2015年では1.7%減少し1,183.3兆ルピアとなり、これは主として、国際的な原油価格の下落に対する反応として、政府によるガソリンおよび自動車ディーゼル燃料の価格政策の変更の範囲の適用に起因して、エネルギー補助金を65.2%削減したことによるものであった。これは、人件費、物品およびサービス費用、資本支出および支払利息の支出の上昇により一部相殺された。地方・農村への移転資金の合計は、2014年の573.7兆ルピアに対し、2015年では8.6%増加し623.1兆ルピアとなり、これは主として特別割当資金合計および農村資金の上昇によるもので、共有資金の減収により一部相殺された。

政府の歳出合計は、2015年の1,806.5兆ルピアに対し、2016年では3.2%増加し1,864.3兆ルピアとなった。中央政府の歳出合計は、2015年の1,183.3兆ルピアに対し、2016年では2.5%減少し1,154.0兆ルピアとなり、これは主として資本支出および社会支援の支出の削減によるもので、それらは22.7%および49.0%の減少であった。これは、人件費、物品およびサービス費用ならびに支払利息の支出の上昇により一部相殺された。地方・農村への移転資金の合計は、2015年の623.1兆ルピアに対し、2016年では14.0%増加し710.3兆ルピアとなり、これは主として一般移転資金合計、保健・医療特別割当資金および農村資金の上昇によるものであった。

政府の歳出合計は、2016年の1,864.3兆ルピアに対し、2017年では7.5%増加し2,004.1兆ルピアであった。中央政府の歳出合計は、2016年の1,154.0兆ルピアに対し、2017年では9.4%増加し1,262.1兆ルピアとなり、これは主として物品およびサービス費用の支出の上昇、各省庁により継続的に施行された政府プログラムによる資本支出の上昇、ならびにルピアの対米ドル為替レート下落（支払利息に影響を及ぼす。）等のマクロ経済要因によるものであった。地方・農村への移転資金合計は、2016年の710.3兆ルピアに対し、2017年では4.5%増加し742.0兆ルピアとなり、これは主として地方誘因資金、均衡資金および農村資金の上昇によるものであった。

燃料価格および補助金

一定の種類の燃料の基準価格および小売価格は、燃料購入コスト、配送コスト、保管コストおよび利幅を考慮してエネルギー・鉱物資源大臣を通じて政府により決定される。燃料のための政府の補助金は、2015年度に解消されたものの、灯油およびガス油は、引き続き政府により助成される。歴史的に、補助金による支出は、インドネシア国家予算の大部分を占めていた。しかしながら、近年政府は、規制を通じた補助金付燃

料消費量の抑制、監督および配送管理の強化により、補助金付燃料価格の引上げおよびエネルギーに係る補助金の引下げ策を実施してきた。過去においては、燃料引上げの発表は、インドネシア全土の主要都市における抗議につながっている。

世界経済および国内経済に対する最近の課題により、国内の競争力を高めることにさらに重点を置くこととなった。政府は、低所得者層に対する直接補助金の交付および予算の大部分のインフラ整備への割当てのために焦点を絞った補助金体制を追求している。燃料補助金の調整に次いで、政府は低所得者層のための条件付現金移転プログラムを実施した。「スマート・カード」が保健・医療サービスの改善、施設の改善、教育支援およびその他の社会支援を提供するために導入された。

燃料補助金の引下げによる節減分は、より生産的な政府支出に割り当てられた。例えば、2011年度から2014年度におけるエネルギー補助金の平均支出額であった303.5兆ルピアと比較して、2015年度および2016年度におけるエネルギー補助金平均の支出額は112.9兆ルピアであり、また2017年度におけるエネルギー補助金の平均支出額は97.6兆ルピアであった。2011年度から2014年度までのインフラのための平均支出額であった142.5兆ルピアと比較して、2015年度および2016年度における平均支出額は262.6兆ルピアであり、また2017年度における平均支出額は376.1兆ルピアであった。

下表は、表示期間における補助金額を示したものである。

	12月31日終了年度					
	2013年 ^L	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^P	2018年 ^C
	(単位：兆ルピア)					
補助金：						
エネルギー補助金	310.0	341.8	119.1	106.8	97.6	94.5
エネルギー以外補助金	45.1	50.2	66.9	67.4	68.6	61.7
補助金合計	355.0	392.0	186.0	174.2	166.3	156.2

出所：財務省

L：LKPP（政府財務報告書/監査済み）

P：暫定値

C：補助金には、2018年度予算の推定値が含まれる。

使途別政府開発支出の割合

下表は、記載される期間についての政府の開発支出の割当を使途別に割合で示したものである。

使途別政府開発支出の割合

	12月31日終了年度					
	2013年 ^L	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^U	2018年 ^C
	（%）					
一般公共サービス	62.1	66.3	52.8	24.0	24.3	30.0
防衛	7.7	7.2	9.0	8.6	9.1	7.4
公安	3.2	2.9	4.5	9.9	10.8	9.4
経済関連	9.5	8.1	15.0	25.2	24.4	23.1
環境保全	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	1.1
住宅・地域関連設備	3.0	2.2	1.4	2.4	2.2	2.2
保健・医療	1.5	0.9	2.0	5.2	4.5	4.5
観光事業および文化	0.2	0.1	0.3	0.4	0.5	0.5
宗教	0.3	0.3	0.4	0.7	0.7	0.7
教育	10.1	10.2	12.1	11.0	11.0	10.1
社会保障	1.5	1.1	1.8	11.7	11.8	11.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：財務省

L：LKPP（政府財務報告書/監査済み）

C：政府の歳出には、2018年度予算の推定値が含まれる。

U：LKPP未監査

(d) 全ての特別会計および主な政府関係機関の歳入および歳出

該当事項なし

(e) 減債基金制度の概要

該当事項なし

(6) 【公債】

(a) 最近における公債発行の概要

対GDP比率における公債の減少は、一貫して政府の主要な財務政策目標とされてきた。この目的を達成するため、政府の政策は、公債管理の強化、公債の満期の長期化および均衡化、ならびに持続可能な水準での公債の増加に注力してきた。

2017年12月31日現在、中央政府の公債総額は290.7十億米ドルであり、その18.9%は貸付、81.1%は有価証券（国内および外国発行の債券ならびにスークを含む。）であった。

債務対歳入比率

	LKPP 2013年	LKPP 2014年	LKPP 2015年	LKPP 2016年	APBN-P* 2017年	APBN** 2018年
	(単位：十億ルピア)					
歳入および政府補助金	1,438,891.07	1,550,490.81	1,508,020.37	1,555,933.00	1,736,060.15	1,894,696.90
負債資金調達	223,222.39	255,732.36	380,916.13	403,009.30	461,343.62	399,200.00
対歳入負債	15.51%	16.49%	25.26%	25.90%	26.57%	21.07%

出所：財務省

*：APBN-Pとは、修正国家予算（*Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara Perubahan*）のことをいう。

**：APBNとは、国家予算（*Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara*）のことをいう。

債務対GDP比率

下表は、表示日現在の中央政府の債務対GDP比率および債務返済対GDP比率を示す。2003年国家財政法第17号に基づき、共和国の債務対GDP比率は60%未満に維持されなければならない。

債務対GDP比率

	12月31日現在				
	2013年 ^L	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^P
	(% (別途記載された場合を除く。))				
債務対GDP比率 ⁽¹⁾	24.9	24.7	27.4	28.3	29.0
債務返済対GDP比率 ⁽¹⁾	2.9	3.5	3.3	4.1	4.2
中央政府公債合計（十億米ドル） ⁽¹⁾⁽²⁾	194.9	209.7	229.4	261.6	290.7
- ローン比率	30.1	26.0	23.9	20.9	18.9
- 債券比率	69.9	74.0	76.1	79.1	81.1

出所：財務省、インドネシア銀行

(1) 外貨建て負債残高は、各表示期間のBI仲値を用いてルピアに換算されている。2017年12月11日付で共和国により発行された総額4十億米ドルの債券を除く。

(2) 2013年度は1米ドル当たり12,189ルピア、2014年度は1米ドル当たり12,440ルピア、2015年度は1米ドル当たり13,795ルピア、2016年度は1米ドル当たり13,436ルピア、および2017年度は1米ドル当たり13,548ルピアの為替レートを使用した。

L：LKPP（監査済み）

P：暫定値

(b) 公債の残高

中央政府債務残高

	2013年	2014年	2015年	2016年 [#]	2017年	2018年1月	2018年2月 ^{###}	
単位：兆ルピア								名目
中央政府債務	2,375.50	2,608.78	3,165.13	3,466.96	3,938.45	3,958.66	4,034.80	100.00%
a. 借入金	714.44	677.56	755.12	733.13	743.71	752.38	777.54	19.27%
1). 国外借入金	712.17	674.33	751.04	728.08	738.20	746.64	771.76	19.13%
二国間 *	383.53	334.62	340.63	313.42	313.70	318.81	331.24	8.21%
多国間 **	288.29	292.33	360.04	369.47	380.95	384.07	396.02	9.82%
商業 ***	40.00	47.15	50.20	45.08	42.57	42.59	43.32	1.07%
資金供給者 ***	0.35	0.24	0.17	0.10	0.98	1.17	1.17	0.03%
2). 国内借入金	2.27	3.22	4.08	5.05	5.52	5.74	5.78	0.14%
b. 有価証券	1,661.05	1,931.22	2,410.01	2,733.83	3,194.74	3,206.28	3,257.26	80.73%
外貨建て ##	399.40	456.62	658.92	719.80	853.64	875.63	895.04	22.18%
自国通貨建て	1,261.65	1,474.60	1,751.09	2,014.03	2,341.10	2,330.65	2,362.22	58.55%
単位：十億米ドル								
中央政府債務	194.89	209.71	229.44	258.04	290.70	295.14	294.36	100.00%
a. 借入金	58.61	54.47	54.74	54.56	54.89	56.09	56.73	19.27%
1). 国外借入金	58.43	54.21	54.44	54.19	54.49	55.67	56.30	19.13%
二国間 *	31.47	26.90	24.69	23.33	23.15	23.77	24.17	8.21%
多国間 **	23.65	23.50	26.10	27.50	28.12	28.63	28.89	9.82%
商業 ***	3.28	3.79	3.64	3.36	3.14	3.18	3.16	1.07%
資金供給者 ***	0.03	0.02	0.01	0.01	0.07	0.09	0.09	0.03%
2). 国内借入金	0.19	0.26	0.30	0.38	0.41	0.43	0.42	0.14%
b. 有価証券	136.27	155.24	174.70	203.47	235.81	239.04	237.63	80.73%
外貨建て ##	32.77	36.71	47.76	53.57	63.01	65.28	65.30	22.18%
自国通貨建て	103.51	118.54	126.94	149.90	172.80	173.76	172.34	58.55%
為替レート（1米ドル当たりのルピア）	12,189	12,440	13,795	13,436	13,548	13,413	13,707	

出所：財務省

*：準商業を含む。

**：一部の準商業を含む。

***：商業

#：事前積立金を除く。

##：国内グローバル債を含む。

###：未払利息63.31兆ルピアを除く。

全ての中央政府債務（国内外いずれも）は、政府により保証されている。2017年12月31日現在の政府保証の民間債務の合計額は、27.53十億米ドルである。共和国の保証については、下記「政府保証による偶発債務」を参照のこと。

共和国の公的対外債務

共和国の公的対外債務は、中央政府債務（公募国内債務を除く。）およびインドネシア国外の債権者に対するインドネシア銀行の債務である。これらの債務に係る下記の考察において、インドネシア銀行の対外債務は共和国の対外債務の一部として扱われている。しかし、共和国の通貨政策の策定および実施の役割を持つインドネシア銀行により発行されたSBIは、共和国の債務とはみなされていない。したがって、SBIは、本書における政府の債務の記述には反映されていない。上記「（4）通貨・金融制度 - (c)中央銀行の貸借対照表 - インドネシア銀行」を参照のこと。本項目における共和国の債務についての記述は、本書の他の項目における「政府債務」に関する記述とは異なっており、本項目においてはインドネシア銀行の債務が除外され中央政府債務（その返済について中央政府歳入に依拠するもの。）のみが含まれる。上記「(5)財政 - (c)政府の歳入および歳出 - 政府の財政」を参照のこと。

下表は、表示日現在の共和国の公的対外債務残高を借入先別にまとめたものである。

借入先別共和国の公的対外債務残高⁽¹⁾

12月31日現在					2月28日現在
2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P	2018年 ^P
(単位：十億米ドル)					

譲許的融資：

多国間融資機関	23.7	23.5	26.1	27.5	28.1	28.9
二国間融資機関	31.5	26.9	24.7	23.5	23.2	24.2
準譲許的融資：						
輸出信用機関	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
商業 ⁽²⁾	36.0	40.5	51.4	60.4	66.2	68.5
合計	91.2	90.9	102.2	111.4	117.5	121.7
共和国の公的対外債務合計（当該期間におけるGDPの比率） ⁽³⁾	10.4%	10.7%	12.4%	12.1%	11.6%	N/A

出所：財務省

P：暫定値

- (1) 外貨による対外債務残高は、各表示日における適用あるBI仲値により米ドルに換算されている。
- (2) 国際資本市場で発行された有価証券（債券およびスクーク）ならびに商業銀行からの借入を含む。
- (3) GDPの比率の算定において、米ドルのGDPは各表示日における適用あるBI仲値によりルピアから米ドルに換算されている。

N/A：入手不可

インドネシア銀行の対外債務

インドネシアの法に基づき、インドネシア銀行は、国際収支のニーズを満たし、また適切な外貨準備高を維持するため、対外債務を負うことができる。

下表は、表示日におけるインドネシア銀行の多国間対外債務および商業対外債務残高を示している。

インドネシア銀行の多国間対外債務および商業対外債務残高⁽¹⁾

	12月31日現在					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P	2018年 ^{P(3)}
	(単位：百万米ドル)					
多国間	3,050	2,868	2,747	2,654	2,814	2,882
商業 ⁽²⁾	244	223	190	167	0	0
合計	3,294	3,092	2,937	2,821	2,814	2,882

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 外貨による対外債務残高は、各表示日における適用あるBI仲値により米ドルに換算されている。
- (2) 国際資本市場で発行された債券および商業銀行による借入を含むが、非居住者が保有するSBI、貨幣負債および預金ならびにその他の負債は含まれない。
- (3) 2018年1月31日現在

下表は、表示年度におけるインドネシア銀行の対外債務返済要件を示している。

インドネシア銀行の対外債務返済要件

期間	元本返済	利息返済	合計
	(単位：百万米ドル)		
2015年	32.6	2.9	35.5
2016年	48.3	4.2	52.5
2017年	169.1	10.3	179.4
2018年 ^(P)	0.0	1.4	1.4
2019年 ^(P)	0.0	1.4	1.4
2020年 ^(P)	0.0	1.4	1.4

出所：インドネシア銀行

(P) 2017年12月31日付の対外債務残高に基づき推定された。

外貨準備金を強化し、国際収支を下支えするために、共和国は、ASEANとのスワップ取引を実行するとともに、他国との二国間スワップ取引も実行している。

国有企業の対外債務

下表は、表示日におけるSOEの直接対外債務残高を示している。

国有企業の直接対外債務残高⁽¹⁾

	12月31日終了年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P	2018年 ^{P(2)}
	(単位：百万米ドル)					
金融機関：						
銀行	3,071	4,082	5,103	5,235	4,874	4,845
ノンバンク	797	1,583	2,816	3,497	4,012	4,004
金融機関合計	3,868	5,665	7,919	8,732	8,886	8,849
ノンバンク金融機関合計	20,806	25,034	24,704	22,888	24,548	24,730
合計	24,674	30,699	32,623	31,620	33,434	33,579

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 外貨による直接対外債務残高は、各表示日における適用あるBI仲値により米ドルに換算されている。

(2) 2018年1月31日現在

国のインフラ・プロジェクトに関連する一定の対外債務に対する共和国の保証については、下記「政府保証による偶発債務」を参照のこと。

公的対外債務の借入先

共和国の公的対外債務の借入先は、多国間債権者および二国間債権者からの譲許的融資ならびに輸出信用機関および商業債権者（国際的債権者を含む。）からの準譲許的融資である。

世界銀行およびアジア開発銀行は、共和国にとって重要な資金調達源となっており、共和国は近年、国際協力銀行から多額のコミットメントを確保している。

2014年、共和国は、世界銀行から773.84百万米ドル、フランス開発庁（Agence Francaise de Developpement）から100百万米ドル、アジア開発銀行から400百万米ドルおよびドイツ復興金融公庫銀行グループ（KfW Bankengruppe）から200百万米ドルのプログラム・ローンを引き出した。2015年、共和国は、世界銀行から2.1十億米ドル、アジア開発銀行から1.4十億米ドル、ドイツ復興金融公庫銀行グループから245百万米ドルおよびフランス開発庁から100百万米ドルのプログラム・ローンを引き出した。また、共和国は、2015年に、世界銀行が提供する偶発融資2十億米ドルおよびアジア開発銀行からの500百万米ドルの偶発融資を活用した。2016年、共和国は世界銀行から1.1十億米ドル、アジア開発銀行から1十億米ドル、ドイツ復興金融公庫銀行グループから440百万米ドルおよびフランス開発庁から110百万米ドルのプログラム・ローンを引き出した。また、2017年、共和国は世界銀行から647百万米ドル、アジア開発銀行から400百万米ドル、ドイツ復興金融公庫銀行グループから200百万ユーロおよびフランス開発庁から250百万ユーロのプログラム・ローンを引き出した。

2012年以降、政府は、国際資本市場（イスラム金融市場を含む。）にアクセスすることにより、対外資金調達源を拡大してきた。

2018年2月28日付の共和国の対外債務の残高は、121.7十億米ドルである。

下表は、共和国が受領した国際開発援助額の表示日現在の残高を示したものである。

国際開発援助⁽¹⁾⁽²⁾

12月31日現在					2月28日現在
2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P	2018年 ^P
(単位：百万米ドル)					

二国間融資	31,465.2	26,898.8	24,692.3	23,450.0	23,154.7	24,166.0
多国間融資：						
IMF	-	-	-	-	-	-
世界銀行グループ	13,436.0	14,069.6	16,077.2	17,261.9	17,953.9	18,214.6
アジア開発銀行	9,400.1	8,629.5	9,202.5	9,261.6	9,012.6	9,504.9
イスラム開発銀行	592.0	591.1	624.7	735.7	908.6	927.3
北欧投資銀行	27.6	21.9	16.7	11.7	11.4	11.7
欧州投資銀行	48.9	38.5	27.6	22.0	16.1	16.1
国際農業開発基金	147.3	148.5	150.6	165.0	188.1	193.3
					27.5	23.8
アジアインフラ開発銀行	-	-	-	-	-	-
多数国間投資保証機関	-	-	-	-	-	-
多国間融資合計	23,652.0	23,499.2	26,099.3	27,457.9	28,118.2	28,891.8
融資合計	55,117.2	50,398.0	50,791.6	50,907.9	51,273.0	53,057.7

出所：財務省

P：暫定値

- (1) 国際開発援助には、国際金融機関または外国政府による譲許的融資（資金援助を除く。）が含まれる。
- (2) 外貨建ての国際開発援助は、各表示日現在で適用されるBI仲値で米ドルに換算されている。

パリクラブ

インドネシアは、対外債務管理の方針を維持しており、従来より、対外債務をその条項に従って、返済している。

1997年のアジア金融危機を契機として、二国間融資の返済繰延または保証によって、債務国が陥った返済が困難になった状況を解決するための調整を行う18の債権国の非公式な自発的グループであるパリクラブは、インドネシアの為替下落に伴う負担を和らげる重要な役割を担った。

1998年から2000年にかけて、インドネシアは二度にわたりパリクラブを通じて一定の対外債務返済の再編を行った。2002年4月に締結された合意に従い、2002年4月から2003年12月にかけて期限が到来する一定のインドネシアの債権者に支払われるべき、パリクラブを通じた約5.4十億米ドルの元本および利息の債務返済は、延長された。

また、2005年3月10日、パリクラブは、2004年12月に生じた津波の影響を受けた他の国々と同様、インドネシアに対し、津波関連の人道的人道的救援活動に追加の政府資源を支出することを可能にするために、2005年末まで債務返済を繰り延べることができるよう提案した。2005年5月10日、パリクラブ会員18か国およびインドネシアは、正式な開発援助および非公式の開発援助に基づき、期限が到来した元本および利息の支払いの一部期限を延長するための覚書を締結した。

上記のように二国間融資の債権者に対するインドネシアの対外債務の支払期限の延長は数多く行われているが、インドネシアは過去20年間に於いて、対外有価証券の元本の償還または利払いについて不履行になったことはなく、また、再編を試みるようなことはしていない。

中央政府の国内公債

下表は、表示日現在の中央政府の国内公債残高を示したものである。

中央政府の国内公債

	12月31日現在					2月28日現在
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^P	2018年 ^P
公的国内債務合計（兆ルピア） ⁽¹⁾	1,264.0	1,477.8	1,755.2	2,019.2	2,346.6	2,368.0

出所：財務省

P：暫定値

- (1) 政府ではなくインドネシア銀行の負債であるSBIを除く。上記「(4)通貨・金融制度 - (c)中央銀行の貸借対照表 - インドネシア銀行」を参照のこと。

政府保証による偶発債務

インフラ開発を優先させる政府の政策の一環として、政府は、信用保証および投資保証の形式で、インフラ・プロジェクトに対する投資の奨励を支援してきた。SOEの対外債務は、当該債務が共和国により明示的に保証されていない限り、共和国の直接債務ではない。

2008年以降、政府はこれらの保証について偶発予算を割り当てている。未使用の予算割当は保証準備金に移転される。この準備金は、関連する年次予算割当と合わせて、これらの保証から生じる請求のための準備金となる。

2017年12月31日現在、政府は保証準備金として3.3兆ルピアを積み立てた。政府がインフラ・プロジェクトに対して提供した信用保証は以下を含む。

- ・ ファストトラック1プログラムに関連する10ギガワットの総容量を有する石炭発電所および関連する伝送線の建設のためのPT PLNへの貸付に対する信用の全部保証。当該プログラムに関する保証の残高は、37,764.2十億ルピアである。
- ・ 水供給におけるミレニアム開発目標の債務の支払元本に関する、地方政府所有の水道会社への貸付に対する信用の一部保証（70％）。当該プログラムに基づく保証の残高は、162.3十億ルピアである。
- ・ スマトラ有料道路建設のためのPT Hutama Karya (*Persero*)への貸付および社債に対する信用の全部保証。当該保証の残高は、6,666.8十億ルピアである。
- ・ 国際金融機関からSOEsに対する直接貸付を通じたインフラ融資に関する信用の全部保証。当該保証の残高は、7,528.0十億ルピアである。
- ・ PT SMIを通じた現地インフラ融資保証。当該保証の残高は、1,209.1十億ルピアである。
- ・ ファストトラック2プログラムに関連した10ギガワットの総容量を有する再生可能、石炭、および蒸気の発電プラントの建設を支援するための電力購入契約を履行するために、PT PLNの事業存続可能性を保証することに対する保証。当該プログラムに基づく保証エクスポージャーは、21,507.7十億ルピアである。
- ・ PPPプロジェクト契約に基づく政府関係機関の債務保証の総エクスポージャーは16,162.7十億ルピアであった。

2017年12月31日現在、上記保証による請求は生じていない。

(c) 未償還となっている公債の詳細

政府債務残高（2018年3月29日現在）

No	シリーズ	当初発行日	償還日	次回利払日	利率	残高
	・ 市場性有価証券					
	A. 国債					
	ルピア建債					
	ゼロ・クーポン債					
1	SPN03180404	2018年1月5日	2018年4月4日			ルピア 5,000,000,000,000
2	SPN03180417	2018年1月18日	2018年4月17日			ルピア 5,000,000,000,000
3	SPN03180430	2018年2月1日	2018年4月30日			ルピア 5,000,000,000,000
4	SPN03180514	2018年2月15日	2018年5月14日			ルピア 5,000,000,000,000
5	SPN03180528	2018年3月1日	2018年5月28日			ルピア 5,000,000,000,000
6	SPN03180614	2018年3月15日	2018年6月14日			ルピア 5,000,000,000,000
7	SPN03180628	2018年3月29日	2018年6月28日			ルピア 5,000,000,000,000
8	SPN12180412	2017年4月13日	2018年4月12日			ルピア 8,050,000,000,000
9	SPN12180511	2017年5月12日	2018年5月11日			ルピア 5,300,000,000,000
10	SPN12180607	2017年6月8日	2018年6月7日			ルピア 5,550,000,000,000
11	SPN12180712	2017年7月13日	2018年7月12日			ルピア 3,100,000,000,000
12	SPN12180809	2017年8月10日	2018年8月9日			ルピア 8,000,000,000,000
13	SPN12180906	2017年9月7日	2018年9月6日			ルピア 3,000,000,000,000

14	SPN12181004	2017年10月 5 日	2018年10月 4 日			ルピア	6,000,000,000,000
15	SPN12181115	2017年11月16日	2018年11月15日			ルピア	3,000,000,000,000
16	SPN12190104	2018年 1 月 5 日	2019年 1 月 4 日			ルピア	10,000,000,000,000
17	SPN12190131	2018年 2 月 1 日	2019年 1 月31日			ルピア	5,000,000,000,000
18	SPN12190214	2018年 2 月15日	2019年 2 月14日			ルピア	10,000,000,000,000
19	SPN12190314	2018年 3 月15日	2019年 3 月14日			ルピア	9,050,000,000,000
	ゼロ・クーポン債合計					ルピア	111,050,000,000,000
	固定利付債						
1	FR0031	2005年 6 月16日	2020年11月15日	2018年 5 月15日	11.00000%	ルピア	17,792,000,000,000
2	FR0032	2005年 9 月 1 日	2018年 7 月15日	2018年 7 月15日	15.00000%	ルピア	888,492,000,000
3	FR0034	2006年 1 月26日	2021年 6 月15日	2018年 6 月15日	12.80000%	ルピア	16,097,400,000,000
4	FR0035	2006年 2 月16日	2022年 6 月15日	2018年 6 月15日	12.90000%	ルピア	11,023,750,000,000
5	FR0036	2006年 4 月20日	2019年 9 月15日	2018年 9 月15日	11.50000%	ルピア	9,184,500,000,000
6	FR0037	2006年 5 月18日	2026年 9 月15日	2018年 9 月15日	12.00000%	ルピア	2,450,000,000,000
7	FR0038	2006年 8 月24日	2018年 8 月15日	2018年 8 月15日	11.60000%	ルピア	3,066,162,000,000
8	FR0039	2006年 8 月24日	2023年 8 月15日	2018年 8 月15日	11.75000%	ルピア	4,175,000,000,000
9	FR0040	2006年 9 月21日	2025年 9 月15日	2018年 9 月15日	11.00000%	ルピア	26,002,090,000,000
10	FR0042	2007年 1 月25日	2027年 7 月15日	2018年 7 月15日	10.25000%	ルピア	14,774,100,000,000
11	FR0043	2007年 2 月22日	2022年 7 月15日	2018年 7 月15日	10.25000%	ルピア	14,417,000,000,000
12	FR0044	2007年 4 月19日	2024年 9 月15日	2018年 9 月15日	10.00000%	ルピア	18,014,000,000,000
13	FR0045	2007年 5 月24日	2037年 5 月15日	2018年 5 月15日	9.75000%	ルピア	9,624,304,000,000
14	FR0046	2007年 7 月19日	2023年 7 月15日	2018年 7 月15日	9.50000%	ルピア	24,680,000,000,000
15	FR0047	2007年 8 月30日	2028年 2 月15日	2018年 8 月15日	10.00000%	ルピア	20,385,000,000,000
16	FR0048	2007年 9 月27日	2018年 9 月15日	2018年 9 月15日	9.00000%	ルピア	4,761,270,000,000
17	FR0050	2008年 1 月24日	2038年 7 月15日	2018年 7 月15日	10.50000%	ルピア	15,661,000,000,000
18	FR0052	2009年 8 月20日	2030年 8 月15日	2018年 8 月15日	10.50000%	ルピア	23,500,000,000,000
19	FR0053	2010年 7 月 8 日	2021年 7 月15日	2018年 7 月15日	8.25000%	ルピア	100,027,793,000,000
20	FR0054	2010年 7 月22日	2031年 7 月15日	2018年 7 月15日	9.50000%	ルピア	27,096,000,000,000
21	FR0056	2010年 9 月23日	2026年 9 月15日	2018年 9 月15日	8.37500%	ルピア	121,414,000,000,000
22	FR0057	2011年 4 月21日	2041年 5 月15日	2018年 5 月15日	9.50000%	ルピア	17,236,573,000,000
23	FR0058	2011年 7 月21日	2032年 6 月15日	2018年 6 月15日	8.25000%	ルピア	42,798,000,000,000
24	FR0059	2011年 9 月15日	2027年 5 月15日	2018年 5 月15日	7.00000%	ルピア	112,980,000,000,000
25	FR0061	2011年10月 6 日	2022年 5 月15日	2018年 5 月15日	7.00000%	ルピア	99,878,000,000,000
26	FR0062	2012年 2 月 9 日	2042年 4 月15日	2018年 4 月15日	6.37500%	ルピア	13,392,000,000,000
27	FR0063	2012年 8 月13日	2023年 5 月15日	2018年 5 月15日	5.62500%	ルピア	54,916,000,000,000
28	FR0064	2012年 8 月13日	2028年 5 月15日	2018年 5 月15日	6.12500%	ルピア	66,845,000,000,000
29	FR0065	2012年 8 月30日	2033年 5 月15日	2018年 5 月15日	6.62500%	ルピア	57,243,000,000,000
30	FR0066	2012年10月25日	2018年 5 月15日	2018年 5 月15日	5.25000%	ルピア	17,146,000,000,000
31	FR0067	2013年 7 月18日	2044年 2 月15日	2018年 8 月15日	8.75000%	ルピア	28,188,284,000,000
32	FR0068	2013年 8 月 1 日	2034年 3 月15日	2018年 9 月15日	8.37500%	ルピア	92,400,000,000,000
33	FR0069	2013年 8 月29日	2019年 4 月15日	2018年 4 月15日	7.87500%	ルピア	62,396,000,000,000
34	FR0070	2013年 8 月29日	2024年 3 月15日	2018年 9 月15日	8.37500%	ルピア	132,939,421,000,000
35	FR0071	2013年 9 月12日	2029年 3 月15日	2018年 9 月15日	9.00000%	ルピア	93,390,682,000,000
36	FR0072	2015年 7 月 9 日	2036年 5 月15日	2018年 5 月15日	8.25000%	ルピア	88,910,000,000,000
37	FR0073	2015年 8 月 6 日	2031年 5 月15日	2018年 5 月15日	8.75000%	ルピア	66,217,000,000,000
38	FR0074	2016年11月10日	2032年 8 月15日	2018年 8 月15日	7.50000%	ルピア	43,781,140,000,000
39	FR0075	2017年 8 月10日	2038年 5 月15日	2018年 5 月15日	7.50000%	ルピア	47,450,860,000,000
40	FR0076	2017年 9 月22日	2048年 5 月15日	2018年 5 月15日	7.37500%	ルピア	4,600,000,000,000
41	ORI012	2015年10月21日	2018年10月15日	2018年 4 月15日	9.00000%	ルピア	27,438,755,000,000

42	ORI013	2016年10月26日	2019年10月15日	2018年 4 月15日	6.60000%	ルピア	19,691,455,000,000
43	ORI014	2017年10月25日	2020年10月15日	2018年 4 月15日	5.85000%	ルピア	8,948,660,000,000
	固定利付債合計					ルピア	1,683,820,691,000,000
	変動利付債						
1	VR0027	2002年11月20日	2018年 7 月25日	2018年 4 月25日	4.01640%	ルピア	5,442,142,000,000
2	VR0028	2002年11月20日	2018年 8 月25日	2018年 5 月25日	4.82700%	ルピア	7,033,994,000,000
3	VR0029	2002年11月20日	2019年 8 月25日	2018年 5 月25日	4.82700%	ルピア	12,212,320,000,000
4	VR0030	2002年11月20日	2019年12月25日	2018年 6 月25日	4.82692%	ルピア	10,503,015,000,000
5	VR0031	2002年11月20日	2020年 7 月25日	2018年 4 月25日	4.01640%	ルピア	25,322,354,000,000
	変動利付債合計					ルピア	60,513,825,000,000
	ルピア建債合計					ルピア	1,855,384,516,000,000
	米ドル建債						
	固定利付債						
1	RI00190304	2009年 3 月 4 日	2019年 3 月 4 日	2018年 9 月 4 日	11.62500%	米ドル	2,000,000,000
2	RI0035	2005年10月12日	2035年10月12日	2018年 4 月12日	8.50000%	米ドル	1,600,000,000
3	RI0037	2007年 2 月14日	2037年 2 月17日	2018年 8 月17日	6.62500%	米ドル	1,500,000,000
4	RI0038	2008年 1 月17日	2038年 1 月17日	2018年 7 月17日	7.75000%	米ドル	2,000,000,000
5	RI0122	2016年12月 8 日	2022年 1 月 8 日	2018年 7 月 8 日	3.70000%	米ドル	750,000,000
6	RI0123	2017年12月11日	2023年 1 月11日	2018年 7 月11日	2.95000%	米ドル	1,000,000,000
7	RI0124	2014年 1 月15日	2024年 1 月15日	2018年 7 月15日	5.87500%	米ドル	2,000,000,000
8	RI0125	2015年 1 月15日	2025年 1 月15日	2018年 7 月15日	4.12500%	米ドル	2,000,000,000
9	RI0126	2015年12月 8 日	2026年 1 月 8 日	2018年 7 月 8 日	4.75000%	米ドル	2,250,000,000
10	RI0127	2016年12月 8 日	2027年 1 月 8 日	2018年 7 月 8 日	4.35000%	米ドル	1,250,000,000
11	RI0128	2017年12月11日	2028年 1 月11日	2018年 7 月11日	3.50000%	米ドル	1,250,000,000
12	RI0142	2012年 1 月17日	2042年 1 月17日	2018年 7 月17日	5.25000%	米ドル	2,250,000,000
13	RI0144	2014年 1 月15日	2044年 1 月15日	2018年 7 月15日	6.75000%	米ドル	2,000,000,000
14	RI0145	2015年 1 月15日	2045年 1 月15日	2018年 7 月15日	5.12500%	米ドル	2,000,000,000
15	RI0146	2015年12月 8 日	2046年 1 月 8 日	2018年 7 月 8 日	5.95000%	米ドル	1,250,000,000
16	RI0147	2016年12月 8 日	2047年 1 月 8 日	2018年 7 月 8 日	5.25000%	米ドル	1,500,000,000
17	RI0148	2017年12月11日	2048年 1 月11日	2018年 7 月11日	4.35000%	米ドル	1,750,000,000
18	RI0320	2010年 1 月19日	2020年 3 月13日	2018年 9 月13日	5.87500%	米ドル	2,000,000,000
19	RI0422	2012年 4 月25日	2022年 4 月25日	2018年 4 月25日	3.75000%	米ドル	2,000,000,000
20	RI0423	2013年 4 月15日	2023年 4 月15日	2018年 4 月15日	3.37500%	米ドル	1,500,000,000
21	RI0443	2013年 4 月15日	2043年 4 月15日	2018年 4 月15日	4.62500%	米ドル	1,500,000,000
22	RI0521	2011年 5 月 5 日	2021年 5 月 5 日	2018年 5 月 5 日	4.87500%	米ドル	2,500,000,000
23	RI0727	2017年 7 月18日	2027年 7 月18日	2018年 7 月18日	3.85000%	米ドル	1,000,000,000
24	RI0747	2017年 7 月18日	2047年 7 月18日	2018年 7 月18日	4.75000%	米ドル	1,000,000,000
25	RI1023	2013年 7 月17日	2023年10月17日	2018年 4 月17日	5.37500%	米ドル	1,000,000,000
26	USDFR0002	2016年 6 月24日	2026年 6 月24日	2018年 6 月24日	4.05000%	米ドル	200,000,000
	固定利付債合計					米ドル	41,050,000,000
	米ドル建債合計⁽¹⁾					ルピア	564,683,800,000,000
	円建債						
	固定利付債						
1	RIJPY0619	2016年 6 月21日	2019年 6 月21日	2018年 6 月21日	0.83000%	日本円	62,000,000,000
2	RIJPY0620	2017年 6 月 8 日	2020年 6 月 8 日	2018年 6 月 8 日	0.65000%	日本円	40,000,000,000
3	RIJPY0621	2016年 6 月21日	2021年 6 月21日	2018年 6 月21日	1.16000%	日本円	38,000,000,000
4	RIJPY0622	2017年 6 月 8 日	2022年 6 月 8 日	2018年 6 月 8 日	0.89000%	日本円	50,000,000,000
5	RIJPY0624	2017年 6 月 8 日	2024年 6 月 7 日	2018年 6 月 8 日	1.04000%	日本円	10,000,000,000
6	RIJPY0719	2009年 7 月29日	2019年 7 月29日	2018年 7 月29日	2.73000%	日本円	35,000,000,000

7	RIJPY0818	2015年 8月13日	2018年 8月13日	2018年 8月13日	1.08000%	日本円	22,500,000,000
8	RIJPY0820	2015年 8月13日	2020年 8月13日	2018年 8月13日	1.38000%	日本円	22,500,000,000
9	RIJPY0825	2015年 8月13日	2025年 8月13日	2018年 8月13日	0.91000%	日本円	55,000,000,000
10	RIJPY1120	2010年11月12日	2020年11月12日	2018年 5月12日	1.60000%	日本円	60,000,000,000
11	RIJPY1122	2012年11月22日	2022年11月22日	2018年 5月22日	1.13000%	日本円	60,000,000,000
	固定利付債合計					日本円	455,000,000,000
	円建債合計 ⁽¹⁾					ルピア	58,720,207,000,000
	ユーロ建債						
	固定利付債						
1	RIEUR0623	2016年 6月14日	2023年 6月14日	2018年 6月14日	2.62500%	ユーロ	1,500,000,000
2	RIEUR0628	2016年 6月14日	2028年 6月14日	2018年 6月14日	3.75000%	ユーロ	1,500,000,000
3	RIEUR0721	2014年 7月 8日	2021年 7月 8日	2018年 7月 8日	2.87500%	ユーロ	1,000,000,000
4	RIEUR0724	2017年 7月18日	2024年 7月18日	2018年 7月18日	2.15000%	ユーロ	1,000,000,000
5	RIEUR0725	2015年 7月30日	2025年 7月30日	2018年 7月30日	3.37500%	ユーロ	1,250,000,000
	固定利付債合計					ユーロ	6,250,000,000
	ユーロ建債合計 ⁽¹⁾					ルピア	105,964,312,500,000
	国債合計					ルピア	2,584,752,835,500,000
	B. イスラム国債						
	ルピア建債						
	ゼロ・クーポン債						
1	SPNS07082018	2018年 2月 8日	2018年 8月 7日			ルピア	6,000,000,000,000
2	SPNS07092018	2018年 3月 8日	2018年 9月 7日			ルピア	4,230,000,000,000
3	SPNS08052018	2017年11月 9日	2018年 5月 8日			ルピア	2,720,000,000,000
4	SPNS10072018	2018年 1月11日	2018年 7月10日			ルピア	4,000,000,000,000
5	SPNS11042018	2017年10月12日	2018年 4月11日			ルピア	3,600,000,000,000
	ゼロ・クーポン債合計					ルピア	20,550,000,000,000
	固定利率						
1	IFR0002	2008年 8月26日	2018年 8月15日	2018年 8月15日	11.95000%	ルピア	1,985,000,000,000
2	IFR0006	2010年 4月 1日	2030年 3月15日	2018年 9月15日	10.25000%	ルピア	2,175,000,000,000
3	IFR0007	2010年 1月21日	2025年 1月15日	2018年 7月15日	10.25000%	ルピア	1,547,000,000,000
4	IFR0008	2010年 4月15日	2020年 3月15日	2018年 9月15日	8.80000%	ルピア	252,000,000,000
5	IFR0010	2011年 3月 3日	2036年 2月15日	2018年 8月15日	10.00000%	ルピア	4,110,000,000,000
6	PBS002	2012年 2月 2日	2022年 1月15日	2018年 7月15日	5.45000%	ルピア	6,890,857,000,000
7	PBS003	2012年 2月 2日	2027年 1月15日	2018年 7月15日	6.00000%	ルピア	3,786,000,000,000
8	PBS004	2012年 2月16日	2037年 2月15日	2018年 8月15日	6.10000%	ルピア	14,639,000,000,000
9	PBS005	2013年 5月 2日	2043年 4月15日	2018年 4月15日	6.75000%	ルピア	10,234,000,000,000
10	PBS006	2013年 9月19日	2020年 9月15日	2018年 9月15日	8.25000%	ルピア	38,508,000,000,000
11	PBS007	2014年 9月29日	2040年 9月15日	2018年 9月15日	9.00000%	ルピア	7,525,000,000,000
12	PBS010	2015年10月26日	2019年 1月25日	2018年 7月25日	8.62500%	ルピア	4,050,000,000,000
13	PBS011	2016年 1月14日	2023年 8月15日	2018年 8月15日	8.75000%	ルピア	21,750,000,000,000
14	PBS012	2016年 1月28日	2031年11月15日	2018年 5月15日	8.87500%	ルピア	35,350,100,000,000
15	PBS013	2016年10月 6日	2019年 5月15日	2018年 5月15日	6.25000%	ルピア	50,425,000,000,000
16	PBS014	2016年10月 6日	2021年 5月15日	2018年 5月15日	6.50000%	ルピア	21,067,857,000,000
17	PBS015	2017年 7月21日	2047年 7月15日	2018年 7月15日	8.00000%	ルピア	750,000,000,000
18	PBS016	2017年 9月 6日	2020年 3月15日	2018年 9月15日	6.25000%	ルピア	24,700,000,000,000
19	PBS017	2018年 1月11日	2025年10月15日	2018年 4月15日	6.12500%	ルピア	4,935,000,000,000
20	SR-008	2016年 3月10日	2019年 3月10日	2018年 4月10日	8.30000%	ルピア	31,500,000,000,000
21	SR-009	2017年 3月22日	2020年 3月10日	2018年 4月10日	6.90000%	ルピア	14,037,310,000,000

22	SR-010	2018年 3月21日	2021年 3月10日	2018年 4月10日	5.90000%	ルピア	8,436,570,000,000
	固定利付債合計					ルピア	308,653,694,000,000
	ルピア建債合計					ルピア	329,203,694,000,000
	米ドル建債						
	固定利付債						
1	SNI0322	2017年 3月29日	2022年 3月29日	2018年 3月29日	3.40000%	米ドル	1,000,000,000
2	SNI0323	2018年 3月 1日	2023年 3月 1日	2018年 9月 1日	3.75000%	米ドル	1,250,000,000
3	SNI0327	2017年 3月29日	2027年 3月29日	2018年 3月29日	4.15000%	米ドル	2,000,000,000
4	SNI0328	2018年 3月 1日	2028年 3月 1日	2018年 9月 1日	4.40000%	米ドル	1,750,000,000
5	SNI18	2011年11月21日	2018年11月21日	2018年 5月21日	4.00000%	米ドル	1,000,000,000
6	SNI19	2013年 9月17日	2019年 3月15日	2018年 9月15日	6.12500%	米ドル	1,500,000,000
7	SNI21	2016年 3月29日	2021年 3月29日	2018年 3月29日	3.40000%	米ドル	750,000,000
8	SNI22	2012年11月21日	2022年11月21日	2018年 5月21日	3.30000%	米ドル	1,000,000,000
9	SNI24	2014年 9月10日	2024年 9月10日	2018年 9月10日	4.35000%	米ドル	1,500,000,000
10	SNI25	2015年 5月28日	2025年 5月28日	2018年 5月28日	4.32500%	米ドル	2,000,000,000
11	SNI26	2016年 3月29日	2026年 3月29日	2018年 3月29日	4.55000%	米ドル	1,750,000,000
	固定利付債合計					米ドル	15,500,000,000
	米ドル建債合計 ⁽¹⁾					ルピア	213,218,000,000,000
	イスラム国債合計					ルピア	542,421,694,000,000
	市場性有価証券合計					ルピア	3,127,174,529,500,000
	. 非市場性有価証券						
	A. 国債						
	ルピア建債						
	固定利付債 ⁽²⁾						
1	SRBI01 ⁽⁴⁾	2003年 8月 7日	2043年 8月 1日	2018年 8月 1日	0.10000%	ルピア	102,322,505,629,368
2	SU002 ⁽³⁾	1998年10月23日	2025年 4月 1日	2018年 3月29日	0.10000%	ルピア	12,696,416,645,288
3	SU004 ⁽³⁾	1999年 5月28日	2025年12月 1日	2018年 6月 1日	0.10000%	ルピア	36,882,981,300,739
4	SU007 ⁽³⁾	2006年 1月 1日	2025年 8月 1日	2018年 8月 1日	0.10000%	ルピア	33,759,425,044,389
	固定利付債合計					ルピア	185,661,328,619,784
	変動利付債						
1	SBR002	2016年 5月25日	2018年 5月20日	2018年 4月20日	7.50000%	ルピア	3,799,125,000,000
	変動利付債合計					ルピア	3,799,125,000,000
	ユーロ建債						
	固定利付債						
1	EURFRNT0001	2017年 4月26日	2020年 4月26日	2018年 4月26日	0.90000%	ユーロ	50,000,000
	固定利付債合計					ユーロ	50,000,000
	ユーロ建債合計/ルピア換算額 ⁽¹⁾					ルピア	847,714,500,000
	国債合計					ルピア	190,308,168,119,784
	B. イスラム国債						
	ルピア建債						
	固定利付債						
1	SDHI -2020C	2014年 1月 3日	2020年 1月 3日	2018年 4月 3日	8.30000%	ルピア	3,000,000,000,000
2	SDHI -2018A	2012年 5月30日	2018年 5月30日	2018年 3月30日	6.06000%	ルピア	2,500,000,000,000
3	SDHI -2019A	2012年 3月21日	2019年 3月21日	2018年 4月21日	5.46000%	ルピア	3,000,000,000,000
4	SDHI -2019B	2014年 2月11日	2019年 2月11日	2018年 4月11日	8.05000%	ルピア	2,000,000,000,000
5	SDHI -2020A	2012年 4月27日	2020年 4月27日	2018年 4月27日	5.79000%	ルピア	1,500,000,000,000
6	SDHI -2020B	2012年 6月28日	2020年 6月28日	2018年 4月28日	6.20000%	ルピア	1,000,000,000,000

7	SDHI-2021A	2011年4月11日	2021年4月11日	2018年4月11日	8.00000%	ルピア	2,000,000,000,000
8	SDHI-2021B	2011年10月17日	2021年10月17日	2018年4月17日	7.16000%	ルピア	3,000,000,000,000
9	SDHI-2022A	2012年3月21日	2022年3月21日	2018年4月21日	5.91000%	ルピア	3,342,000,000,000
10	SDHI-2022B	2014年2月11日	2022年2月11日	2018年4月11日	8.75000%	ルピア	2,000,000,000,000
11	SDHI-2024A	2014年2月11日	2024年2月11日	2018年4月11日	9.04000%	ルピア	2,000,000,000,000
12	SDHI-2029A	2014年3月25日	2029年3月25日	2018年4月25日	8.43000%	ルピア	1,000,000,000,000
13	SDHI-2029B	2014年8月13日	2029年8月13日	2018年4月13日	8.62000%	ルピア	2,855,000,000,000
14	SDHI2019C	2016年4月27日	2019年4月27日	2018年4月27日	7.20000%	ルピア	1,000,000,000,000
15	SDHI2020D	2015年6月29日	2020年6月29日	2018年3月29日	8.20000%	ルピア	1,000,000,000,000
16	SDHI2020E	2017年3月21日	2020年3月21日	2018年4月21日	7.14000%	ルピア	2,000,000,000,000
17	SDHI2023A	2015年11月4日	2023年11月4日	2018年4月4日	8.82000%	ルピア	1,500,000,000,000
18	SDHI2025A	2015年7月8日	2025年7月8日	2018年4月8日	8.30000%	ルピア	2,000,000,000,000
19	ST001	2016年9月7日	2018年9月7日	2018年4月7日	6.90000%	ルピア	2,523,913,000,000
固定利付債合計						ルピア	39,220,913,000,000
ルピア建債合計						ルピア	39,220,913,000,000
イスラム国債合計						ルピア	39,220,913,000,000
非市場性有価証券合計						ルピア	229,529,081,119,784
国債総額						ルピア	3,356,703,610,619,780

出所：財務省

- (1) ルピア/米ドル間の換算為替レートは、13,756.00、ルピア/日本円間の為替レートは129.0554およびルピア/ユーロ間の為替レートは16,954.29と仮定されている。
- (2) これらの債券は、インドネシア銀行により保有されている。
- (3) これらの債券は、保証プログラムによる資金調達のために発行された。
- (4) 当該債券は、SU-001およびSU-003を代替するために発行された。当該債券の効力発生日は、2003年8月1日である。

(d) 公的対外債務残高

下表は、表示日現在の共和国の公的対外債務を通貨別にまとめたものである。

主要通貨別共和国の公的対外債務残高

	12月31日現在						2月28日現在	
	2015年		2016年		2017年 ^P		2018年 ^P	
	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾
米ドル	70,817	70,817	75,267	75,267	83,764	83,764	86,730	86,730
日本円	2,126,845	17,657	2,053,751	17,708	2,020,516	17,929	2,011,164	18,767
ユーロ	5,999	6,554	8,676	9,150	10,039	12,038	10,298	12,591
SDR	3,783	5,246	3,585	4,830	1,436	2,040	1,379	2,001
英国債券	180	267	129	161	105	141	104	145
その他	複数通貨	1,581	複数通貨	1,507	複数通貨	1,584	複数通貨	1,369
合計	適用なし	102,121	適用なし	108,624	適用なし	117,496	適用なし	121,603

出所：財務省

P：暫定値

- (1) 各欄の表示日現在の適用あるインドネシア銀行為替レート仲値で算定されている。

下表は、表示年度に関する共和国の対外債務返済要件を通貨別にまとめたものである。

主要通貨別共和国の対外債務返済要件⁽¹⁾

米ドル

期間	元本返済	利息返済	合計
	(単位：百万米ドル)		
2018年	3,282.51	2,876.92	6,159.42
2019年	6,784.55	3,402.01	10,186.57
2020年	5,311.12	3,099.34	8,410.46
2021年	6,134.12	2,881.45	9,015.58
2022年	7,549.19	2,669.22	10,218.41

出所：財務省

(1) 対外債務残高の外貨金額は、2018年2月28日現在の適用あるインドネシア銀行為替レート仲値で換算されている。

日本円

期間	元本返済	利息返済	合計
	(単位：百万米ドル)		
2018年	1,853.09	233.54	2,086.63
2019年	2,572.78	231.31	2,804.09
2020年	2,736.62	192.16	2,928.78
2021年	1,753.34	152.58	1,905.92
2022年	2,239.09	128.04	2,367.13

出所：財務省

(1) 対外債務残高の外貨金額は、2018年2月28日現在の適用あるインドネシア銀行為替レート仲値で換算されている。

ユーロ

期間	元本返済	利息返済	合計
	(単位：百万米ドル)		
2018年	666.28	314.35	980.63
2019年	676.47	308.38	984.85
2020年	729.88	292.42	1,022.30
2021年	1,701.11	276.39	1,977.49
2022年	333.57	231.57	565.14

出所：財務省

(1) 対外債務残高の外貨金額は、2018年2月28日現在の適用あるインドネシア銀行為替レート仲値で換算されている。

SDR

期間	元本返済	利息返済	合計
	(単位：百万米ドル)		
2018年	192.02	17.32	209.34
2019年	217.58	17.02	234.60
2020年	213.70	14.79	228.49
2021年	233.96	12.57	246.54
2022年	258.42	10.15	268.58

出所：財務省

(1) 対外債務残高の外貨金額は、2018年2月28日現在の適用あるインドネシア銀行為替レート仲値で換算されている。

英国ポンド

期間	元本返済	利息返済	合計
	(単位：百万米ドル)		
2018年	38.54	1.76	40.30
2019年	42.07	1.23	43.30
2020年	41.29	0.66	41.95
2021年	21.65	0.18	21.83
2022年	1.46	0.04	1.50

出所：財務省

(1) 対外債務残高の外貨金額は、2018年2月28日現在の適用あるインドネシア銀行為替レート仲値で換算されている。

その他

期間	元本返済	利息返済	合計
	(単位：百万米ドル)		
2018年	146.72	17.57	164.29
2019年	162.33	21.06	183.39
2020年	158.51	18.78	177.29
2021年	145.35	13.89	159.24
2022年	117.68	8.58	126.26

出所：財務省

(1) 対外債務残高の外貨金額は、2018年2月28日現在の適用あるインドネシア銀行為替レート仲値で換算されている。

(e) 対外債務に係る債務不履行

該当事項なし

(7) 【その他】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし